平成21年第1回定例会

大多喜町議会会議録

平成21年 3月6日 開会

平成21年 3月13日 閉会

大多喜町議会

平成21年第1回大多喜町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

出席議員						1		
欠席議員1								
地方自治	法第121条	その規定	こによる	出席訪	祖明者	1		
本会議に	職務のため出	席した	者の暗	战氏名		1		
議事日程1								
開会及び	開議の宣告					4		
町長あい	さつ					4		
諸般の報	告					6		
会議録署	名議員の指名	3				10		
会期の決	定					10		
同意第	1号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	10		
議案第	1号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	12		
議案第	2号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	16		
議案第	3号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	17		
議案第	4号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	19		
議案第	5号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	21		
議案第	6号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	26		
議案第	7号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	27		
議案第	8号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	30		
議案第	9号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	41		
議案第1	0 号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	45		
議案第1	1号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	50		
議案第1	2号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	53		
議案第1	3号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	55		
議案第1	4号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	76		
議案第1	5号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	78		
議室第1	6 号の 上程	前 田	質疑	討論	採決	80		

議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	85				
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	87				
議案第19号~議案第27号の一括上程、説明	90				
会議時間の延長	104				
休会について	126				
散会の宣告	127				
第 2 号 (3月12日)					
出席議員	129				
欠席議員	129				
地方自治法第121条の規定による出席説明者	129				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	129				
議事日程	129				
開議の宣告	131				
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	131				
一般質問	132				
藤 平 美智子 君	132				
小	138				
野 中 眞 弓 君	141				
苅 込 孝 次 君	153				
吉 野 僖 一 君	155				
散会の宣告	158				
第 3 号 (3月13日)					
出席議員	159				
欠席議員	159				
地方自治法第121条の規定による出席説明者	159				
本会議に職務のため出席した者の職氏名15					
議事日程	159				
開議の宣告	161				

議案第19号から議案第27号までの質疑、討論、採決	161
発議第1号の上程、説明、採決	200
日程の追加	201
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	201
日程の追加	203
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	204
閉議及び閉会の宣告	205
署名議員	207

大多喜町第1回定例会

(第1号)

平成21年第1回大多喜町議会定例会会議録

平成 2 1 年 3 月 6 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分 開会

出席議員(12名)

1番	野	中	眞	弓	君		2番	小	倉	明	徳	君
3番	江	澤	勝	美	君		4番	小	髙	芳	_	君
5番	苅	込	孝	次	君		6番	君	塚	義	榮	君
7番	吉	野	僖	_	君		8番	志	関	武臣	夫	君
9番	野		晴	男	君	1	0 番	藤	平	美智	冒子	君
1番	正	木		武	君	1	2番	野	村	賢	_	君

欠席議員(なし)

1

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	田嶋隆	威 君	副町長	酒	井	太門	君
教 育 長	田中啓	治君	代表監査委員	秋	Щ	嘉 道	君
総務課長	君塚良	信君	企画商工観光 課 長	森		俊郎	君
税務住民課長	岩瀬	進君	農林課長	角	田	健一	君
建設課長水道室長	浅 野 芳	丈 君	健康福祉課長	苅	米	與ヱ門	君
環境生活課長	塩 田 常	夫 君	子育て支援 課 長	磯	野	勝 廣	君
自動車学校長	中村	勇君	特別養護老人 ホ ー ム 所 長	岩	瀬	鋭	君
教育課長	渡辺嘉	昭君	会 計 室 長	岩	佐	秀樹	君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鈴木朋美 副主査 小倉光太郎

議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第	2	会期の決	定	
日程第	3	同意第	1号	大多喜町教育委員会教育委員の任命について
日程第	4	議案第	1号	大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	5	議案第	2号	大多喜町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部
				を改正する条例の制定について
日程第	6	議案第	3号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例並びに
				大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一
				部を改正する条例の制定について
日程第	7	議案第	4号	大多喜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
				について
日程第	8	議案第	5号	大多喜町鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例の制
				定について
日程第	9	議案第	6号	大多喜町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の
				制定について
日程第1	0	議案第	7号	大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第1	1	議案第	8号	大多喜町行政財産使用料条例の制定について
日程第1	2	議案第	9 号	大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改
				正する条例の制定について
日程第1	3	議案第1	0 号	大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第1	4	議案第1	1号	大多喜町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
日程第1	5	議案第1	2 号	大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改
				正する条例の制定について
日程第1	6	議案第1	3号	平成20年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)
日程第1	7	議案第1	4号	平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第3
				号)
日程第1	8	議案第1	5号	平成20年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1
				号)
日程第1	9	議案第1	6号	平成20年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第2	0	議案第1	7号	平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算

(第4号)

- 日程第21 議案第18号 平成20年度大多喜町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第19号 平成21年度大多喜町一般会計予算(提案説明)
- 日程第23 議案第20号 平成21年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算(提 案説明)
- 日程第24 議案第21号 平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計予算(提案説明)
- 日程第25 議案第22号 平成21年度大多喜町老人保健特別会計予算(提案説明)
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算(提案説明)
- 日程第27 議案第24号 平成21年度大多喜町介護保険特別会計予算(提案説明)
- 日程第28 議案第25号 平成21年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計予算(提案 説明)
- 日程第29 議案第26号 平成21年度大多喜町水道事業会計予算(提案説明)
- 日程第30 議案第27号 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計予算(提案説明)

◎開会及び開議の宣告

○議長(野村賢一君) ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成21年第1回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎町長あいさつ

- ○議長(野村賢一君) 日程に先立ち、町長から行政報告があります。 町長。
- **〇町長(田嶋隆威君)** それでは、ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成21年の第1回大多喜町議会定例会が開催をされましたが、議員各位にはご健 勝にて全員のご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

日ごろは町の事業推進に対しまして、何かとご支援、ご協力をいただいておりますことを、 厚く御礼を申し上げる次第であります。

初めに、行政報告でございますが、たくさんございますが、お手元にある印刷物でご了知 を願いたいと存じます。

次に、平成21年度予算の概要について申し上げたいと存じます。

米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融不安によりまして、世界の金融資本市場は100年に一度と言われる混乱に陥っており、瞬く間に世界同時株安を引き起こし、我が国経済の状況については、内閣府による月例経済報告の基調判断においても、月を重ねるごとに下方に修正される動きが続いており、世界経済の減速の動きが企業活動や雇用、消費といった実体経済に、いつまで、どのように、負の連鎖としての影響が生じるかという先行き不透明感は強くなるばかりで、不安心理が高まってくるなど景気は一気に後退をしております。

町財政におきましては、団塊の世代等の所得者層の退職、固定資産税の評価替え及び景気 後退の影響により税収入は減少し、これまでにも増して歳入が不足をしました。諸経費の縮 減に努めても、福祉、医療関係諸費や地方債償還の増加により、前年度に引き続きまして財 政調整基金等の基金繰り入れに依存しなければならない状況となっております。 こういうように非常に厳しい財政状況の中にありまして、平成21年度一般会計予算は、子育て支援、高齢者・障害者福祉、健康増進などの保健福祉事業、いすみ鉄道対策やバス路線対策などの事業の継続を予定をいたしましたが、予算総額は昨年に比べまして8.2%減の39億5,000万円となりました。

歳入における自主財源につきましては、町税は、個人住民税、法人住民税及び固定資産税の減少により4.5%減の11億2,643万7,000円、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料は1.4%減の2億6,509万1,000円、財政調整基金、道路整備推進基金等の繰入金は59%減の1億6,418万3,000円をそれぞれ見込みまして、総額は14.8%減の17億2,229万2,000円となりました。

地方交付税や国庫支出金等の依存財源について、地方交付税は、平成20年度の交付決定額 や制度改正などを勘案し、13.9%増の12億3,000万円を見込みました。

譲与税及び交付金は、地方財政計画及び平成20年度の決算見込みから試算をし、ゴルフ場利用税交付金及び地方特例交付金は増加を見込み、地方譲与税、自動車取得税交付金、地方消費税交付金等は減少を見込み、総額では7.3%減の3億8,109万5,000円を見込みました。これらの交付金は、消費や取引の動向により変動することが懸念をされております。

国庫支出金は、西中学校建設が平成20年度で終了したことにより、38.2%減の1億1,803万6,000円、県支出金は5.1%減の2億2,867万7,000円をそれぞれ見込みました。

町債は、臨時財政対策債を51%増の2億4,000万円といたしましたが、25%減の2億6,990万円を見込み、依存財源総額は2.4%減の22億2,770万8,000円となりました。

一方、歳出におきましては、議会費が2.2%減の7,605万4,000円、総務費は、いすみ鉄道対策及びバス路線対策、庁舎設計、衆議院議員選挙などの費用を見込みまして4.7%増の6億6,460万5,000円を計上いたしました。

民生費は、乳幼児童医療費、児童手当給付費、保育園運営費、児童クラブ運営費、高齢者及び障害者福祉費、国民健康保険などの医療関係特別会計への繰り出しで1.7%増の9億6,455万1,000円を計上いたしました。

衛生費は、健康診査及び健康増進事業費、予報接種、母子保健事業費、合併浄化槽設置補助、ごみ収集及びごみ処理委託料、上水道高料金対策補助などを見込み2.8%減の4億6,527万円を計上いたしました。

また、農林水産業費は、中山間地域総合整備事業、サル・シカ・イノシシ等の駆除や被害防止対策を継続して行う費用などを見込み8.8%減の1億5,775万9,000円。

商工費は、商工会育成補助、観光振興、観光施設維持管理、お城まつり、レンゲまつりの助成費を見込み18.6%減の6,697万1,000円を計上しました。

また、土木費におきましては、町道2路線の建設費、町道維持補修、国土調査、街なみ整備などの事業費等を見込み16.3%減の3億2,965万6,000円。

消防費は、広域消防負担金、消防団運営、消防水利の整備、防災行政無線の維持管理費等を見込み7.6%減の2億7,673万5,000円を計上しました。

教育費は、小中学校維持管理及び整備費、遠距離通学補助等に、中央公民館、海洋センター、図書館及び学校給食センターの管理運営費等を見込みまして41.3%減の4億2,448万6,000円を計上いたしました。

公債費は、町債の元金償還及び利息分を見込むもので、臨時財政対策債の償還を主因として6.2%増の5億1,671万3,000円を計上しました。

次に、各特別会計の状況で鉄道経営対策事業基金特別会計は、経常損益交付金3,700万円により大きく増加をし3,844万3,000円、国民健康保険特別会計は4.5%増の13億8,181万円、老人保健特別会計は98%減となり330万3,000円、後期高齢者医療特別会計は14.8%減の1億532万6,000円、介護保険特別会計は13.3%増の7億9,119万6,000円、特別養護老人ホーム特別会計は5.4%増の3億526万2,000円となり、一般会計及び特別会計の合計は4.8%減の65億7,534万円となりました。

以上が予算の概要でございます。

本日は、条例の制定等、たくさんございまして、条例の制定12、あと20年度の補正が6件、 21年度は本日は予算を説明のみということでございますが、何とぞ十分ご審議をいただきま して、全議案可決賜りますことをお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

ご苦労さまです。

○議長(野村賢一君) これで行政を終わります。

◎諸般の報告

○議長(野村賢一君) 次に、諸般の報告でありますが、第1回議会臨時会以降の議会関係の 主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承をいただきたいと思います。

なお、このうち組合議会につきましては、関係議員からご報告をお願いします。

初めに、第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、1番、野中眞弓議員 にお願いします。

- ○1番(野中眞弓君) すみません、ちょっと負傷しておりますので、座ったままでお許し願いたいと思います。
- ○議長(野村賢一君) はい、わかりました。
- ○1番(野中眞弓君) 平成21年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会報告をいた します。

議案については、お手元に報告書がお配りしてありますので、それを後ほどゆっくりとごらんになっていただきたいと思います。

2月12日、平成21年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、幕張の国際能力 開発支援センターにおいて開催されました。

議案につきましては、お配りした資料のとおりです。

1号、2号、4号議案は全員賛成、ほかは賛成多数で可決されました。

特に2号議案なんですが、お手元の資料をごらんください。後期高齢者医療制度では、高 過ぎる保険料が大きな問題の1つになっております。それに対する政府の軽減措置が示され ました。それを受けての条例化です。大きく分けると2つあります。軽減措置の恒久措置、 それから時限措置です。

恒久措置としては、均等割、7割軽減世帯で年金収入80万円以下、ほかの所得がゼロの場合は、均等割を9割軽減する。ことし、8.5割軽減されている人たちが対象になります。もう一点は、所得割の軽減ですが、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の場合、所得割を5割軽減する。

それと時限措置です。ことしも時限措置になりましたが、それが来年度まで、もう一年延ばされたものです。被用者保険、国民健康保険以外の健康保険組合による保険ですが、共済とか、いわゆる社会保険と呼ばれているものです。その被扶養者であった人は、均等割の9割軽減を、ことしに続き来年度21年度も行う。これは21年度限りだということです。

そして、日程の最後に、一般質問を6名が行いました。

私は、大多喜町議選におけるアンケートなどを踏まえて、高齢者負担の軽減と保険証取り 上げの問題についてということで質問をいたしました。

答弁ですが、負担軽減については、今回9割軽減になる被扶養者に対して免除を考えられないかという質問をしたのですが、そして財源は特別会計の0.015%ほどにすぎないですので、ぜひということで念を押しましたけれども、全くその考えはないという答弁でした。

保険証の取り上げについては、払えない人から取り上げないことを、議会のいろいろな場

面で確認されましたが、いざ資格証を発行するときには、滞納者に対して面談等できめ細かく対応して、滞納者の生活実態をきちんと把握することを要綱にきちんと明記して、自治体や担当者によって対応が異ならないようということを提案しました。そして今、要綱は作成中ということです。

以上、報告いたします。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

次に、第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会について、11番、正木武議員、お願いします。

〇11番(正木 武君) 第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会に出席しましたので、その概要を報告いたします。

平成21年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が、2月20日に勝浦市役所にて開会され、野村議員、小髙議員、私の3名で出席してまいりました。

本定例会の議案は、議員の勤勉手当基礎額を改める一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正、地方自治法に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定、平成20年度の組合一般会計予算を歳入歳出それぞれ4,810万円を減額する補正予算、歳入歳出予算総額18億8,136万5,000円とする平成21年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算、歳入歳出予算総額2億2,060万6,000円とする平成21年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合外房線複線化事業特別会計予算、また夷隅郡市広域市町村圏事務組合が管理する大多喜町老人福祉センターを、社会福祉法人大多喜町社会福祉協議会会長戸口順照に、組合の心身障害者福祉作業所を岬の社会福祉法人土穂会理事長多田美穂子に、夷隅地域農林業センターを、いすみ市いすみ市長太田洋に、それぞれ地方自治法の規定に基づく指定管理者として指定することについて、また千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議案件が提出されましたが、今定例会に提出された議案は、すべて原案どおり可決されました。

なお、補正予算、また平成21年度予算の詳細につきましては、お手元に配付されておりま す予算書によりご承知いただきたいと思います。

以上、第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の報告とします。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

次に、第1回夷隅環境衛生組合議会定例会について、9番、野口晴男議員、お願いします。 〇9番(野口晴男君) 第1回夷隅環境衛生組合議会定例会は、平成21年2月23日、環境衛生 組合で議会がありました。それにつきまして私と議長が出席いたしました。

議案につきましては、6議案ありまして、6議案全員一致で可決いたしました。

それにつきまして1号議案から報告いたします。

第1号議案 夷隅郡環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることの件でございました。

これにつきましては、同前大多喜町の議会議長、小倉明徳さんが2月24日で任期ということでございまして、それにつきまして大多喜町の野村議長が議会選出監査委員に選任されました。

第2号議案につきましては、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議でございます。

これにつきましては、浦安市・市川市病院組合及び香取市・東庄町清掃組合の千葉県市町村総合事務組合からの脱退に伴うものでございます。千葉県市町村総合事務組合規約を変更するためでございました。

第3号議案につきましては、夷隅環境衛生組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部 を改正する条例の制定についてでございます。

これにつきましては、新築または購入の日から加算して5年を経過していないものに居住 している職員の世帯主である者に関して、職員の2,500円という形でございます。この条例 は平成21年4月1日から施行するものでございます。

第4号議案でございます。 夷隅環境衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例については、1泊を1夜に改め、1万3,000円の範囲の実績額に変えるものでございます。

第5号議案でございますけれども、5号議案、6号議案につきましては、皆さんに配付してある予算関係でございます。

平成20年度夷隅環境衛生組合会計補正予算、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22 万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,899万9,000円と定める ものでございます。これにつきましては、配付してありますので、ごらんいただければと思 います。

第6号議案、平成21年度夷隅環境衛生組合会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出それぞれ6億2,759万9,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分 ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は 6,000万円とする。これも皆さんに配付してありますけれども、お目通しをいただければと 思います。

以上で環境衛生組合議会の報告をいたしました。

〇議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

次に、監査委員から例月出納検査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(野村賢一君) これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長より指名します。

3番 江 澤 勝 美 議員

4番 小 髙 芳 一 議員

にお願いします。

◎会期の決定

○議長(野村賢一君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの8日間としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月13日までの8日間とすることに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(野村賢一君) 日程第3、同意第1号 大多喜町教育委員会教育委員の任命について

を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(田嶋隆威君) それでは、同意第1号 大多喜町教育委員会教育委員の任命について。 次の者を、大多喜町教育委員会教育委員に任命をしたいので、地方教育行政の組織及び運 営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は石井信代氏、住所は大多喜町八声457番地、生年月日、昭和20年2月8日。

提案理由の説明でございますが、現在、本町の教育委員会委員長職務代理をしております 石井信代様につきましては、平成17年4月1日から町教育委員として、さらには平成20年4 月1日から教育委員会委員長職務代理者として現在に至り、本町の学校教育及び社会教育の 振興、発展にご尽力をいただいておりますが、本年3月31日をもちまして任期が満了となり ますため、後任の大多喜町教育委員といたしまして、次の者を大多喜町教育委員会教育委員 として任命をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に より議会の同意を求めるものでございます。

住所は、大多喜町八声457番地、氏名、石井信代、生年月日、昭和20年2月8日生まれで ございます。

石井信代さんにつきましては、平成17年3月に総元小学校の校長を退職するまで、女性校長として力量を発揮し、地域の教育行政に多大なる貢献をいただきました。関連の職責を申し上げますと、体育指導委員、海洋センター運営委員、また学校給食センター運営委員等がございます。人格が高潔で教育等に識見を有しておりますので、町教育委員として適任であると判断をいたしましたので、このたび任命いたしたく提案したものでございます。どうかよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第4、議案第1号 大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(君塚良信君) 大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。

3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。

内容に入る前に、提案の理由を説明いたします。

ご存じのとおり、本町では、第2次行政改革大綱に基づきまして、平成17年度から21年度を推進期間といたしまして行政改革に取り組んでおるところでございます。この中で行政組織機構の再編見直しが位置づけられておりまして、課の統廃合や行政組織のスリム化を推進しておるところでございます。

このような中で、行政改革の一環といたしまして、これまで一つの課として独立しております「子育て支援課」と「環境生活課」を、それぞれ「子育て支援室」「環境生活室」に改めようとするものでございます。

なお、それぞれの室の長につきましては、関連の深い課長が兼ねることを予定しており、 この結果、課長職について2名の減員ができるものでございます。

それでは、条文の内容についてご説明申し上げます。

第1条中「子育て支援課」を「子育て支援室」に、「環境生活課」を「環境生活室」に改める。

この改正は、町長の権限に属する事務を分掌させる組織のうち、子育て支援課を子育て支援室に、環境生活課を環境生活室に改めるものでございます。

第2条、子育て支援課の項中「子育て支援課」を「子育て支援室」に、同条環境生活課の項中「環境生活課」を「環境生活室」に改める。

この改正は、組織の分掌事務を定めた第2条中、子育て支援課を子育て支援室に、同条環 境生活課の項中、環境生活課を環境生活室に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2といたしまして、大多喜町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果 の縦覧等の手続に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「大多喜町環境生活課」を「大多喜町環境 生活室」に改める。

これは行政組織条例の改正に伴いまして、大多喜町が設置する一般廃棄物処理に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の中の字句を改めるものでございます。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小髙議員さん。

○4番(小高芳一君) ただいまの説明なんですけれども、各室長は、関連の深い課長が兼務するということでありますけれども、どこの課長が兼務するかわかりましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(君塚良信君) それでは、お答えをしたいと思います。

まず、子育て支援室につきましては健康福祉課、環境生活室につきましては建設課を予定しております。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかに質疑はありませんか。

1番、野中議員さん。

○1番(野中眞弓君) 環境生活課の主な仕事というのは、ごみ問題だと思いますが、ごみ問題というのは、単にごみだけではなくて、一般地球環境まで含めて大きな問題で、これから

うんと活躍してもらわなければならない部署だと思うのですが、そういうことを考えると、 これを一つの課ではなくて室にするというのは、大多喜町の行政姿勢が問われるのではない かという気がするんですね。住民生活にとって非常に重要なもの、それから地球環境にとっ ても重要なものですから、環境生活課を室に格下げするということについては、いかがかな と思うのですが、どの程度、業務に支障というか、あるのか伺いたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(君塚良信君) 今、野中議員のほうから、地球環境の問題も含めて環境で取り上げるべきだというお話であります。時代は確かにそういう時代に入っております。環境は、これから重視していかなければならないというふうな考え方は持っておりますけれども、今回は行政改革の中で見直しをしたところでございますけれども、現状は、行政改革というものは、さらに行われなければならないというふうに思っておりますけれども、現在は、今、役場の庁舎の建設等、いろいろございまして、当面的な措置ではしておりますけれども、長期的な面、近い将来的な面を考えますと、環境のウエートは非常に大きいと思っております。それで、我々の考えとすれば、全く無視をしているということではありませんし、次の年度で行政組織のあり方、見直しを、次の21年度に抜本的な見直しというのも考えております。やはり効率のよい行政というのは、どのように進めていくかということも考えた上で、機構の見直しをさらに21年度にしていきたいというふうに考えております。これは当面的な措置になりますけれども、その中では十分そういう意見も尊重しながら、改革に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかに質疑はありませんか。

1番、野中さん。

- ○1番(野中眞弓君) 来年度見直しをする。ことし、廃止された課が復活するということもあり得る。それを客観的に見ると、まるで猫の目行政のようにくるくる変わって、軸がないように思えるんですけれども、その点はどうでしょうか。1つ、課がなくなって、課長職がなくなるというのは、管理職手当5万円前後でしょう。そうすると100万円弱のお金ですよね、1人。その100万弱のお金というのは、例えばいろいろな委託料を、何とか何とか計画委託料みたいなものを1つ庁内でやれば十分出る話ですよね。住民もあちこち組織が変わるというのは、行政に対する不信感を招くと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。

- ○総務課長(君塚良信君) 現状では行政改革の見直しが、21年度で5か年の見直しが終わるわけでありまして、その中で今申し上げたように、抜本的な見直しをするという考え方でありまして、現状は建設課のほうで見るわけですけれども、定員削減の面から見ましても十分今の体制の中で、新しい建設課の所管になりますけれども、その中で十分な対応をしていきたいというふうに考えておりますし、やはり仕事が多くなると思いますけれども、それができるような人材も育成していくというのが必要ではないかというふうに考えております。以上でございます。
- O議長(野村賢一君)ほかにございませんか。7番、吉野僖一さん。
- ○7番(吉野僖一君) これは一般廃棄物と産業廃棄物も絡むと思うんですが、その辺の現在、町のほう、裁判ということでやっておりますが、国・県の条例よりも町条例でもう少しチェックできるように、県内でも県条例よりも厳しい町条例をつくっているところが8市町村ぐらいあるということなんで、そこら辺の先進地というか、そういうところでチェックしないと、やはり今後、市原市みたいな産廃の市になってはまずいので、もう少しこの辺は慎重に対処したほうがいいと思うんですが。
- ○議長(野村賢一君) 吉野議員に申し上げます。議題とちょっとずれているような感じがしますので、ひとつよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案とおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第5、議案第2号 大多喜町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に 関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〇総務課長(君塚良信君) それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 大多喜町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大多喜町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

この改正は、認可地縁団体の印鑑登録原票に登録する事項を定めた規定のうち、事務所を主たる事務所に改めるものでございます。

次に、第8条第1項第2号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

この改正は、認可地縁団体印鑑登録証明書の記載事項を定めた規定のうち、事務所を主たる事務所に改めるものでございます。

いずれの改正も、地方自治法の改正に伴うものでございます。

地方自治法の一部改正に伴う関係する条例の一部を改正しようとするものでございます。 附則、この条例は、公布の日から施行する。

若干説明させていただきますと、本町では、この団体に該当するものは2区あります。

1つは筒森区、もう一つは紺屋区でございますが、この2団体とも、いずれも事務所の位置というのは集会所の施設としております。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第6、議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に 関する条例並びに大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正す る条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

O総務課長(君塚良信君) それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例並びに大多喜町教育 委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例並びに大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

内容に入る前に、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

常勤の特別職である町長並びに教育長の給与につきましては、平成17年度から条例で定められた正規の給与額の8%を減額し、平成19年1月1日から、さらに7%を加えまして、合わせて15%の減額措置を行っており、また副町長については、現在、18%減額を行っておるところでございます。この減額措置につきましては、平成21年3月31日までが期限となっておりますが、現下の非常に厳しい財政状況を勘案いたしますと、引き続き、町長、副町長及び教育長の給料の減額措置を実施するために改正しようとするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

第1条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正

する。

附則第3項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

別表第2表鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び日当の欄中「、車賃及び日当」を「及び車賃」に改める。

この改正は、常勤の特別職である町長及び副町長の給料について、現在行っている減額措置を平成22年3月まで延長するとともに、一般職の旅費の改正をあわせて日当を削るものでございます。

次に、第2条、大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する。

附則第2項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

この改正は、教育長の給料について、現在行っている減額措置を、平成22年3月31日まで延長するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第7、議案第4号 大多喜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(君塚良信君) 9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 大多喜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大多喜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

内容に入る前に、提案理由のご説明をいたします。

職員の旅費につきましては、これまで県内出張は半日当とすることや、夷隅郡市、長生郡市内への出張をした場合は、日当を支給しない旅費の減額を図ってきたところでございます。この日当につきましては、旅行中の諸雑費を賄うための費用として、職員が出張した際に支給されているものでございますが、最近の動向といたしましては、こうした日当制度の廃止が行われている自治体も多く、近隣の市町村においても日当を廃止している現状でございます。

こうした現状や、現下の厳しい財政状況を勘案いたしますと、日当廃止をするために改正 しようとするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

第6条第1項中「、日当」を削り、同条第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

この改正につきましては、旅費の種類から日当を削り、日当の廃止に伴い、不要となる第 6項を削り、第7項、第8項を、1項ずつ繰り上げるものでございます。

第14条第2項ただし書中「、次条第3項に規定する地域を除き」を削る。

この改正は、第15条を削ることに伴い、不要となる文字を削るものでございます。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

この改正につきましては、日当の支給を定めた条文を削り、第16条から第18条を1条ずつ繰り上げるものでございます。

第19条第3項中「第16条及び第17条」を「第15条及び第16条」に改め、同条を第18条とし、 第20条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

この改正は、条文が繰り上げられたことに伴いまして、関係する文字を改正し、第19条を

第18条とし、第20条から第22条を1条ずつ繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、1、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び日当の欄中「、車賃及び日当」を「及び車賃」に改める。

これは施行期日を定めるとともに、本条例の改正を行い、日当を引用している議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中眞弓さん。

- ○1番(野中眞弓君) 日当の額及び、これによってどのくらい経費削減が図れるのでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(君塚良信君) 改正前と比べますと、我々の試算では80万から90万ぐらいという ふうに見込んでおります。

(「日当の額は」の声あり)

○総務課長(君塚良信君) 日当の額は廃止していきますので、額といいますと……

(「今までは」の声あり)

○総務課長(君塚良信君) 今までは300円ですか、以前は大分多かったんですけれども、改革、改革で来ましたので、このような状況になっております。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第8、議案第5号 大多喜町鉄道経営対策事業基金条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(森 俊郎君) それでは、11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号 大多喜町鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

内容の説明に入る前に、提案理由をご説明いたします。

現在、千葉県と夷隅郡2市2町で構成をいたしておりますいすみ鉄道再生会議の最終報告が、平成19年10月に提出をされまして、昨年、平成20年度から、新たな支援策といたしまして上下分離方式が導入をされたところでございます。これによりまして、これまで経営上生じました損失を、基金を取り崩し充当してきましたが、この上下分離方式においては、インフラ的な部分、いわゆる下部、下の部分の修繕費等の費用については、県と市・町が協調して補助することとなったことから、経営上発生した損失、上部は基金で処理するための一部改正をお願いをするものであります。

それでは、改正内容についてご説明をいたします。

大多喜町鉄道対策事業基金条例(昭和62年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「経費)」の次に「から上下分離方式により算出された関係市町等が負担 する経費を控除して得た額」を加える。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小髙芳一さん。

- ○4番(小高芳一君) ただいまの説明なんですけれども、21年4月ということですけれども、20年度のこれからの決算が出てくるんだと思うんですけれども、20年度についてはどういう処理をしていくのか、お聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- ○企画商工観光課長(森 俊郎君) ただいまご説明申し上げましたが、上下分離方式にもう移行しておりますので、今、議員言われましたように、これから決算が出てきまして、その上下分離方式に基づいた積算によって、いわゆる、もし赤字が上の部分が出れば、当然、基金のほうから補てんするような形の決算になってくるということであります。したがいまして、下部の部分については、それぞれ県あるいはまた市や町等が、一般会計によって支出していくという内容になります。

以上でございます。

- ○議長(野村賢一君) 4番、小髙芳一さん。
- ○4番(小高芳一君) そうすると、20年度分を今度21年度のやつで補てんをするということになるんでしょうか、はい、わかりました。

それと、今回の上下の下の部分、これは上下分離方式ということで、鉄道の基盤の路線の位置とか、そういうものはこれから市町村で出していくということで、きょうも町長のほうからあいさつのあったとおり3,900万円の部分だと思うんですけれども、上の部分について、上の部分も結局赤字になったら補てんをしていくということであるならば、ほとんど今までと同じ形だと思うんですけれども、本来の上下分離方式でやるという意味は、社会資本的な整備は下でやるけれども、上の部分は経営感覚を取り入れた中で企業努力をしていくという意味合いだと思うんですけれども、今回、吉田社長、残念ながら辞任してしまったということなんですけれども、民間側の経営感覚を取り入れていくということであるならば、やはり経営に責任を持つわけですから、赤字に当然なれば倒産をしてしまうということが本来の姿で、それにならないように一生懸命経営努力して、いろいろなことをやっていくという意味だと思うんですけれども、最初から赤字を補てんしていくということ、補てんすることがだめだということを言っているわけではないんですよ。それはもう当然、やっていかなければいけないと思うんですけれども、民間の経営努力をという意味合いで言えば、すぐにマイナ

スになったら補てんしますよということであっては、今までと同じような意味合いが出てくるんだとくるんだと思うんですね。

今回、上限分流方式でやるときに、会社の中は人件費を削減しますとか、あるいは料金改定をやっていきますとか、そういうことを提案されてきたわけですね。その辺の検証といいますか、チェックといいますか、それは経営者のほうになると思うんですけれども、その辺の体制がしっかりしていないと、今度、今回の改正で上の部分を補てんしますということでは困るのではないか。ある程度のチェックといいますか、しっかりしたものが一線がないと、またずるずるといってしまうような気がするんですけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

〇議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(森 俊郎君) ただいま経営の本質についてのご質問であろうかと思います。実は平成19年に、いわゆる再生会議で、いろんな項目、17項目ほど再生会議で、会社として今後やるべきことについて出ておりました。先ほど出ました、それこそ社長の公募というものも、その中の1つであるということでございます。それ以外にも幾つかありますが、それをもって何とか、いわゆる上の部分の経費を何とかゼロに近づけようと。いわゆる稼ぎ出そうということであります。

そこで、せっかく吉田社長、就任をしまして、1年もたたずに実はこういう状況になりまして、ほかの2市2町というんですか、あるいは県においても、大変今、苦慮しているところでございます。いずれにしましても、県のほうも総合企画部長あたりは検証期間を延ばさないとということを言っておりますので、私どもとしても、途中で社長がいなくなったからということで甘えることなく、町としての計画も今持っております。その計画と新しいまた社長さんもできましたので、その間で調整をしまして、いずれにしましても上の部分のマイナスを、できるだけ少なくしようという対策を、あと1年の検証期間の中で何とかクリアしていきたいなというふうに今考えております。

いずれにしましても、かなり厳しい、こういった景気の中でのことでありますので、よほどのことをしないと、この辺はうまく乗り切れないのではないかなというふうに認識は持っております。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

6番、君塚義榮さん。

○6番(君塚義榮君) 関連質問なんですけれども、新聞紙上によりますと、吉田社長になって10か月で、旅客運賃が300万減ですか、10か月でね、それでグッズを含めた経営全体では1,700万円の黒字だったというふうに新聞報道ではされています。そういった中で、二、三日前の千葉日報では、3.2%ですか、旅客運賃を上げると言っていましたね。そういった関係を踏まえて、じゃ、赤字になった場合、基金を取り崩すのか、先ほどの説明だと市町村で負担するというんだけれども、基金も市町村の財源ですけれども、その辺はどういうふうになりますか。

それと3.2%上げた場合の、その増収分をどういうふうな形で埋め合わせに使うのか、どのくらいの金額になるのか、その辺をひとつお願いしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- ○企画商工観光課長(森 俊郎君) 吉田社長が、どういう見解で私、言ったか、よくわかりませんけれども、多分細かい数字は、こちらに逐一報告は来ておりませんので、経営内容につきましては、かなり厳しいという状況、ということは、昨年の4月1日時点で、もう大多喜高校の生徒が1クラス分減りまして、もうその分で15%は減になっています。その後、いろんな事業に取り組んでやってきたんですが、多分どうなんでしょうか、減った分を埋め合わせしているぐらいの状態で現在進んでいるのではないかなと。いわゆる定期の減額分ですよね。そういったものを埋め合わす程度の仕事しか現在できていないのではないかなということで、私のほうは現在考えております。

鉄道のほうから、逐一これだけになりましたということが報告があればいいんですけれど も、なかなかそういった面が報告は来ておりませんので、今後そういうことをつぶさに見て、 我々も対応はまた検討していかなくてはいけないというふうに考えております。

それともう一点は……

(「3.2%は、どういった目的で値上げしたのか、金額どのくらいを」 の声あり)

○企画商工観光課長(森 俊郎君) 値上げにつきましては、かなり前から議論されていた問題で、またこの再生会議の中でも、値上げについては実は出ておりました。3.2%が合っているかどうかはわかりませんけれども、多分約10%程度だと思います。ただし、いわゆる学生等の通学分については値上げをしないということで進んでおりまして、じゃ、どこが値上げになるかと、一般のお客と、いわゆる観光客ですか、そういったところを上げようということなんですが、それをもっても値上げ分の増収というのは、どうでしょうか、300万とか

400万の額にしかなりませんので、果たしてそれが決定的な赤字解消策になるかというのは、また別の問題でございますけれども、増収にはなるということでございます。いわゆる値上げをしても、その分は減らないだろうということで考えておりますので、もろに収入に反映されるということであろうかと思います。

以上です。

- ○議長(野村賢一君) 6番、君塚義榮さん。
- ○6番(君塚義榮君) その赤字の分の負担ですけれども、それをだから今までの別の基金がありますよね。約6億近くあると思うんですけれども、それから補てんするのか、あるいは市町村の一般会計から補てんするのか、その辺はどうなんですか。
- 〇議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- ○企画商工観光課長(森 俊郎君) 赤字分につきましては、先ほど申し上げましたように、 現在、上下分離方式で進んでおりまして、いわゆる下の部分のインフラ的な部分については、 これは市町村と県が毎年負担をしようと。いわゆる上の部分の赤字分については、これはも う市町村が負担しませんので、基金のほうから出そうということでやっています。

したがいまして、赤字が減ってくれば、基金の取り崩し分がどんどん減っていくということで、基金がどんどん残っていくということですね。今までのように、すべて基金から出していたものを、上だけの赤字分で済むということでございます。そういうことで基金を利用させていただくということになっております。

以上です。

○議長(野村賢一君) よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。 会議の途中でございますが、ここで10分間、休憩します。

(午前11時09分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時21分)

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第9、議案第6号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(岩瀬 進君) 13ページをお開き願いたいと存じます。

初めに、提案理由についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)等が、平成20年4月30日に公布されまして、この法律等の改正に沿って、昨年6月の第2回定例会で、年金所得者に係る公的年金給付額からの個人住民税の特別徴収制度を平成21年度から開始する予定で、大多喜町税条例の一部を改正をいたしました。

しかしその後、総務省の見解が緩和されまして、公的年金からの特別徴収の開始時期について、電算システムの改修が二重投資となるなどのやむを得ない事情がある団体は、実施時期を延長して差し支えないと、市町村の判断で柔軟に対応することが可能となりました。

そこで本町では、税の電子計算機システムを2年後に改正する予定があることから、二重 投資を避けるため方針を変更して、公的年金からの特別徴収の開始時期を2年おくらせまし て、平成23年度から開始できるように改めようとするものでございます。

次に、改正内容についてご説明をさせていただきます。

大多喜町税条例の一部を改正する条例(平成20年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中、年金所得者に係る公的年金給付からの個人住民税の特別徴収制度の

施行日は、平成21年4月1日となっておりましたが、それを平成23年4月1日に改めるものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第10、議案第7号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長(角田健一君) それでは、15ページをお開きくださいませ。

議案第7号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本文に入る前に、提案理由でございますが、大雨等による山地の土砂崩落から、町民の生命、財産を守る治山事業の補助県単治山事業につきましては、大多喜町分担金徴収条例により、利益を受ける受益者から受益の限度において分担金の徴収をすることになっております。分担

金の割合は、総事業費から千葉県による補助金を差し引いた残りの金額についてご負担をいただくようになっておりますけれども、平成18年12月に、千葉県補助金交付規則中の林業関係補助金交付要綱の改正がございまして、補助率が4分の3以内から3分の1以内に改正され、補助金が減額となったことによりまして、治山事業に伴う負担割合を100分の25から3分の2に改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

中ほどになりますが、大多喜町分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中、治山事業、土地所有者並びに区域内関係者、補助県単治山、「100分の25」を、 治山事業、土地所有者並びに区域内関係者、補助県単治山、「3分の2」に改める。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。 以上でございます。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) この治山事業を、大多喜町では過去10年間に何件ぐらい事業が行われているんでしょうか、実績をお伺いいたします。

2点目は、今回のこの補助率の変更で、住民負担がかなりふえるということですよね。それに対して、町として独自の補助をつける考えはあるのかないのか伺いたいと思います。 以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 農林課長。
- ○農林課長(角田健一君) 1点目の当該事業、過去10年間の実績とのご質問でございますけれども、4か所実施してございます。内訳につきましては、平成10年度に2か所、これは西部田と部田でございます。

(「事業料は幾ら」の声あり)

〇農林課長(角田健一君) 事業料につきましては、ちょっとわかりませんけれども、全部で 4か所実施しております。そういう中で合計事業費につきましては1,700万3,000円でござい ますけれども、平成12年度1か所、これは八声地先でございます。そして平成13年度、これ は小土呂地先ということで4か所、事業費で1,700万3,000円でございます。

そして、2点目の町として補助をつける考えはあるのかというご質問ですが、これにつきましては町民の生命、財産を守る事業でございますけれども、過去に実施をしてきた事業負

担金についての町の補助、これについては上乗せしてございませんので、負担金の公平性を 保つ上からも、現在考えておりません。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「関連して」の声あり)

- ○議長(野村賢一君) 1番、野中眞弓さん。
- ○1番(野中眞弓君) 私どもがその治山事業というと、山の斜面に四角のをやって、崩れるのを防ぐと、かなり高額な工事になるのではないか。大多喜町のように山が迫ったところに住宅がへばり着いているところでは、10年間で4件ということですけれども、1回起きてしまうと工事費が大きい。住民の財産が守り切れないということもありますし、4分の1でしたら個人負担もかなり楽になりますが、今回3分の2になるということです。つまり3分の2個人負担というのは、限りなく全額負担に近いような印象になってくるわけです。土地柄を考えると、やはり町がある程度のいろいろな事情があると思います。例えば自分で新しく山のふもとに削って建ててしまって、それで後から吹きつけしてくれというみたいなのには問題あるけれども、先祖代々住んでいて、諸般の事情で崩れてきたなどという、そういう場合には、やはり町がある程度出してもいいのではないかと思うんですが、今後の検討課題ということでやっていただけないでしょうか、いかがでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 農林課長。
- ○農林課長(角田健一君) 大きな工事につきましては、今、県単治山ということではなくて、公共的な公共治山、そういうもので対応しておりますけれども、この補助県単治山につきましては、200万円以上800万円以下というような中で動いてございます。そういうことで高額な負担にはなると思いますけれども、当面は現状の維持ということで行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1番、野中眞弓さん。

〇1番(野中眞弓君) 私は、反対の立場から討論をいたします。

住民負担が急激にふえるようなものに対しては、途中の緩和措置みたいなものが大体つくことが多いのですが、のっけから、やっぱり50%以上の値上げになりそうなものに対して、町が対策をしないというのは、やはりちょっと残酷だなという気がいたします。そういう理由で、私はこの議案に対して反対いたします。

以上です。

○議長(野村賢一君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第11、議案第8号 大多喜町行政財産使用料条例の制定について を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〇総務課長(君塚良信君) 大多喜町行政財産使用料条例の制定についてでございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

本文に入る前に、提案の理由を説明させていただきます。

町では公共施設を設置しまして、スポーツや文化活動などに活用していますが、その公共

施設を利用する場合、利用の対価として使用料を徴収し、施設の維持管理の一部を賄っているところでありますが、使用料で賄うことのできない部分は税金で負担することになります。 施設を利用しない人を含めた町民全体の負担となっておるわけであります。施設を利用する 人としない人との負担の公平を考えたとき、受益者である利用者に応分の負担をいただくことにより負担の公平性を確保しなければならないと考えるところでございます。

しかしながら、現状では施設の利用の減免制度により、団体によっては利用のほとんどが 無料となっており、本来的な負担の公平を損なうこととなり、また、減免を受けている団体 の中には、別に町から補助金を受けている団体もあることから、二重に補助を受けているよ うな場合もあります。

そこで、現行における使用料100%の減免の利用者からも、一部の負担をいただこうとする考えでありますが、現行の施設利用は、料金の改正時や方法が必ずしも均一でないため、類似施設とどれを使用しても使用料の単価が同じになるような使用料の算定を行う必要があります。このようなことから、使用料の見直しを行うことが第1点でございます。

次に、例規の整備でございますが、現行の町の条例の中では、施設の使用料が行政財産の使用料条例に規定されているものと、スポーツ施設のように、施設の設置条例に規定されているものがあります。近年の例規整備における使用料の規定は、学校施設を住民が利用する行為など、行政財産の目的外使用について、行政財産使用料条例に、公の施設については施設の設置管理条例に、それぞれ規定する方法が一般となっていることから、公の施設の使用料部分を設置条例に移行するものでございます。

本文でございますが、大多喜町行政財産使用料条例。

(趣旨)といたしまして、第1条、この条例は、地方自治法第225条の規定により町が徴収する行政財産の使用料に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条、法第238条の4第7項の規定による許可を受けて、行政財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において使用する者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納付しなければならない。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 土地、町長の評定した額の1,000分の3以内で町長が定める額。
- (2) といたしまして、建物、町長が評定した価格の1,000分の5以内で町長が定める額。

(3) といたしまして、別表に掲げる施設、同表に定める額。

2といたしまして、前項第1号及び第2号に規定する使用料は、月額とする。ただし、使 用期間が月の初日から始まるとき以外のとき、又は月の末日に終わるとき以外のときは、そ の月分の使用料は、日割りをもって計算する。

次のページになりますが、3、前2項の規定にかかわらず、電柱、看板、ガス管、水道管及びこれらに類するものを設置する目的で行政財産を使用するときは、大多喜町道路占用料 徴収条例別表の規定を準用する。この場合において、同表中「専用物件」とあるのは「使用物件」と、「占用料」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

本条例の制定は、行政財産の目的以外にかかわる使用料を定めるもので、土地、建物、教育施設及び電気等のライフラインの使用について、各号の使用料の算出方法または使用料の額を定めるものでございます。

第1号及び第2号の土地、建物の使用で、町長が評定した価格については、固定資産税評価額とする旨は規則で定めることとし、現行と同額でございます。なお、建物の目的外使用、学校施設を除き実態はないと思いますが、町有建物には評価額はありませんので、許可申請に当たった場合、検討する必要があります。

第3号は、別表中の学校施設の使用料の規定です。教育課の大多喜町立学校教育施設の目 的外使用及び校舎の開放に伴う使用料について、伺いによる使用料の額によります。

第2は、使用料額に対応する期間または日割りの扱いで規定するものです。

第3項は、電気等のライフラインの使用の規定で、道路占用と同様の形態の使用で異なる 使用料を取ることも不適切であり、道路使用料の規定そのものに適用するものであります。

次に、(使用料の徴収方法)

第3条でございますが、使用料は町長の発する納入通知書により指定の期日までに納入しなければならない。

次に、(使用料の減額又は免除)

第4条、町長は使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合、 その他規則で定める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

この条文の説明でございますが、本文は公共団体等が施設を使用する場合の使用料の減免 規定でございます。使用料の減免の適用を明確にして、現行の全額減免を、施設の使用者か ら施設の維持管理費の一部をいただくことは、今回の最大の目的でございます。

本条例文中は、一般的な規定となっておりますが、規定により使用者や使用者の形態など

により明確にしていくこととしております。

(使用料の還付)

第5条でございますが、既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれ かに該当する場合は、その額の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 本町において行政財産を公用又は公共用に供するため必要を生じ、その使用の許可を取り消し、又はその使用を停止した場合。
- (2)使用者の責めに帰することのできない理由により行政財産の使用の開始又は継続ができなくなった場合。
 - (3) その他町長が特に必要と認めた場合。

(委任)

第6条、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)といたしまして

第7条、詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

この説明でございますが、使用料に関する過料の規定は、地方自治法に詐偽その他不正行為による使用料等の徴収を免れた者について過料を科す旨の規定を設けることができるものとされております。本条例では、施設の利用に関し、使用料を払うこととしている法秩序を維持するために規定するものでございます。

附則といたしまして、

(施行期日)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

これは次の19ページになりますけれども、この条例は、この条例の施行の日以後にされる 行政財産の使用の許可について適用し、施行日前にされた行政財産の使用許可に係る使用料 については、なお従前の例によるということでございますが、この説明でありますが、現行 の条例が廃止されることから、現行条例と新条例の適用関係を明確にしようとするものでご ざいます。新条例の施行は4月1日ですが、3月中に4月以降の行政財産の使用をした場合、 料金は現行の条例を適用することになるものでございます。

次に、(大多喜町行政財産等の使用料等に関する条例の廃止)

3、大多喜町行政財産等の使用料に関する条例は、廃止する。

この説明でございますが、学校施設は目的外使用に関する新規条例に、各施設はそれぞれの設置管理条例に使用料の規定を移行したことにより、本条例を廃止するものでございます。 19ページの4項以降は、各施設の使用料が現行条例中に規定されており、関連がありますので本条文であわせて整備するものでございます。

この条例に規定されております施設は、この後になりますけれども8施設あり、それぞれの条文で提案されておりますが、これで説明しますと、なかなかわからないところも多いと思いますので、皆さんにお配りしてあると思いますけれども、別表の議案審議資料というのをお配りしてあると思いますけれども、これによって説明したほうがわかりやすいと思いますので、こちらのほうの17ページ、議案第8号の参考資料という、これで新旧で書いてありますので、これについて概要を申し上げたいと思います。17ページでございます。

まず最初に、公民館でございますが、真ん中より下のほうに公民館とありまして、現行と 改正案というのがありますけれども、よろしいでしょうか。

これは第4項で大多喜町公民館の設置及び運営に関する条例の一部改正でございますが、現行第9条の規定を細分化して整備し、別表に使用料を規定するものでございます。使用料の規定は、使用単位が午前とか午後とか、昼間であるとか夜間であるとか一定していませんでした。使用するに当たりまして、年間の維持管理を利用可能時間で除し、1時間当たりの使用料の原価を求め、その原価に会議室などの利用する部屋の面積を乗じることによりまして使用料を算出したことから、使用単位は1時間とし、公民館以外の施設についても、基本的には同じとなっております。こちらの料金でございますが、比較をしていただきますと、研修室と和室はそれぞれ増加しておりますが、その他は減少しております。

次に、次のページになりますけれども、次のところもホールと附属施設の現行と改正案というふうに書いてありますけれども、先ほど申し上げたような内容でございます。

次に、19ページになりますけれども、上のほうから何行目になりますか、商い資料館でございます。第6項は、大多喜町商い資料館の設置及び運営に関する条例の一部を改正するものでございますが、現行第5条の使用料規定を定め、第6条の使用料の減額及び減免、第7条、使用料の還付の諸規定を整備し、別表に使用料を規定するものでございます。

料金につきましては、平均の158円が昼夜の別なく210円となっております。

その下の駐車場でございますが、これは第8項大多喜町麻綿原及び栗又駐車場の設置及び 管理に関する条例の一部でありますけれども、これも現行の第4条の使用料規定を改め、別 表に移行するものでございます。 普通車は相変わりませんけれども、バスの料金を設けたところでございます。これは比較して見ていただければわかりますけれども、栗又の駐車場については、今まではバスの規定を設けておりませんでしたので、大型バス、中型バス、マイクロバスというものが新たに設置をしたところでございます。料金は、そこに書いてありますように、大型が2,000円、中型が1,500円、マイクロが1,000円、普通車につきましては500円ということでございます。

次に、第9項の大多喜町観光物産センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、これは物産センターというところになりますけれども、現行の使用料規定に加え、別表に使用料を規定するものでありまして、使用料の額については同一でございます。

その下の集落センターでございますが、これは第10項になりますけれども、大多喜町基幹 集落センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、これにつきましても 現行中の規定の一部を改め、このほかに諸規定を整備し、別表に使用料を規定するものでご ざいまして、大会議室と農林研修室は、使用単価を1日から昼夜の別なく1時間単位とし、 それぞれ平均しますと196円から250円、または260円となります。調理室はおおむね同額で ございます。

次は20ページになります。

味の研修館でございますが、これは第12項の大多喜町味の研修館の設置及び管理に関する 条例の一部改正の部分でございますが、これも現行の規定の一部を改め、このほか諸規定を 整備し、別表に使用料を規定するものでございます。和室と会議室は、使用単位を半日から 昼夜の区別なく1時間単位とし、それぞれ平均しますと和室は下がり、研修室はおおむね同 額となります。ホールは事務所と兼用し、一般の利用に供し得ないので除きました。

農産加工室は、項目ごとに集約いたしましたが、金額はおおむね同額となっております。 次は、隣の21ページに移ります。

農村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、これもやはり現行の規定の一部を改め、このほかに諸規定を整備し、別表に使用料を規定するものでございます。

多目的ホールと会議室は、使用単位を半日から昼夜の区別なく1時間単位とし、多目的ホールは、海洋センター、体育館と同額にし、それぞれ平均しますと下がります。

農産加工室は、項目ごとに集約いたしましたが、金額はおおむね同額でございます。

次が町営駐車場というふうになっているところでございますが、これは大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正でございまして、現行規定中の一部を改め、このほか諸

規定を整備し、別表に使用料を規定するものでございまして、使用料の額は変更ございません。

次は、17ページに戻っていただきたいと思います。

17ページの上のほうになりますけれども、これは別表でございまして、本条例の第2条第1項第3号に規定する別表でございますが、小・中学校の屋内運動場は、社会教育の一環として一般開放を目的としておりまして、海洋センターと同額とすることも検討しましたが、管理者の不在、あるいはロビー、自動販売機などの利便設備の有無、面積の大・小を考慮したものであります。現行の中学校体育館の項を、それぞれ学校ごとに表示し、使用料の額も平均520円程度が300円から昼夜区別なく450円となり、全般的には下がっております。小学校の教室や運動場は事例も少ないものの現行と同額にいたしました。上瀑ふれあいセンターは、和室の平均170円が150円に、会議室の平均170円が230円、現行の保育園は事例もありませんので、これを除いております。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 今回のこの改正で、21年度の予算を見ますと約100万円ぐらいの使用料の負担増があります。今、住民の置かれている状況、経済的な状況を考えますと、この負担増がどういう影響を住民に与えるのか、どのように考えていられるのか伺いたいと思います。

それから、使用料の軽減についてですが、国、それからその他の地方公共団体はわかります。その他公共団体及び公共的団体とは、具体的にはどういう団体を指すのでしょうか。そして、その他規則で決める場合においては使用料を減免できるという条項が4条にありますが、どういう場合、減免するのでしょうか。

それから、この中に図書館の会議室だとか小倉野駐車場とか扱われておりませんが、その 扱いはどうなるのでしょうか。

以上、3点か4点お伺いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(君塚良信君) 野中議員からの質問の、まず第1点目でありますけれども、予算書から見ると100万円ぐらいの使用料が負担増になっていると。この時期に町民にとってど

ういう影響があるのかというご質問でよろしいわけですよね。

まず、今回の見直しにつきましては、使用料を上げようとしたものではありません。特に軽減をするものを見直していこうという観点であります。軽減の中でも、特に文化団体になりましょうか、100%減免をしておる団体があります。これは公民館のほうの施策かもしれませんけれども、最初の育成する段階の5年とか6年は減免してもいいと思いますけれども、10年とか20年とか、それ以上の団体も常に減免しておるような状況であります。これはそれを減免規定を100%しないで、そういう団体については、今の考えでは30%ぐらいはいただこうと。70%は減免しようとするところであります。そうしますと、例えば200円の使用料であれば、幾らでしょう、60円の負担になりますか、減免、30%いただくとしますと、そうしますと60円ですから、6人で使えば1時間10円ぐらいの負担ぐらいはいただこうとするところも、そういうふうに今回のは考えております。そうしますと、そのくらいの負担であれば、税から公平性ということを考えた場合には、使わない人も非常に多いわけですから、使用料負担の原則からすれば、そのくらいの金額であれば皆さんにご了解いただけるのではないかというふうに思っておりますので、その辺は皆さん方に大きな影響はないのかなというふうに思っております。

それと、軽減の場合、特別な場合とはどうかということでありますけれども、この特別な場合というのは、なかなか想定できないところもありますけれども、災害であったり、今後どういうものが起こるかわかりませんけれども、想定できないものがあったときに検討するという条項でありますけれども、公共性の高いものになろうかと思っております。この辺ははっきり申し上げられないところでございます。

そのほか図書館とか小倉野のほうはどうかということでありますので、担当の課長のほうからお願いをしたいと思います。

(「公共団体、公共的団体の具体的にはどういうものか」の声あり)

- ○総務課長(君塚良信君) 公共的団体ですか、町とか一部事務組合とか、普通公共団体とは、そういうふうに呼んでおりますけれども、その他、企業団であるとか財団とか、そういうものも含もうかと思います。あと区とかですね、そういう、それに準ずる団体といいますか、一応考え方とすれば、そのようなことを考えておりますけれども、よろしいでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- **○企画商工観光課長(森 俊郎君)** 今の質問の中に小倉野駐車場はどうなのかということで、 実は駐車場そのものはございます。ただし、料金徴収をしていない駐車場ということで条例

上には入っておりません。

以上でございます。

- O議長(野村賢一君) ほかにございませんか。 教育課長。
- ○教育課長(渡辺嘉昭君) 図書館の研修室の取り扱いについてのお尋ねでございますが、従前から図書館の研修室の使用料金の設定がなされておらないということと、それから図書館の研修室につきましては、図書館の主催事業等に利用するもので、積極的に多くの方にご利用いただく性格のものではないというようなことで解釈をしております。

以上でございます。

- O議長(野村賢一君)ほかにございませんか。4番、小髙芳一さん。
- ○4番(小高芳一君) ただいまの使用基準の計算というか、今までと現行と改正と計算の基準が変わりましたので、どこがどのようになったのか、よくわからないんでありますが、これを改正、野中議員の質問にもありましたけれども、改正するに当たり、幾ら実質的に上がるんでしょうか、わかりましたらお願いをしたいと思います。

それともう一つ、その基準を1時間当たりにしたという理由は何でありましょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(君塚良信君) 今回の改正に当たりましては、それぞれ持つところの施設の均一化を図ろうということもありますので、まず、算出の方法は、1平方メートルとか、あるいは1時間当たりの単価の原価を求めるまず作業をいたしました。これは施設の年間維持管理経費、これはいろんな光熱費も含めたものですが、そういう経費と施設の面積ですね、年間の使用可能時間といいますか、そういうものを過去3年間でまず設定をいたしまして、次に、この原価を集約いたしまして、この状態で会議室、体育館というふうに分けてあるわけですけれども、これに共通原価に部屋の面積を掛けまして1時間当たりというふうになって計算をしております。これは大きさによって使用料がまちまちでも困るということもありまして、そのような配慮をさせていただいております。

そういう考え方のもとにしましたので、先ほども説明しましたけれども、そういう基準で やっていきますと、当然、下がるもの上がるものは出てきてやむを得ないのかなと思ってお ります。それがだから統一した基準の適正な単価ではないかというふうに考えております。 以上でございます。 (「実質的に幾ら上がるのかわかりますか」の声あり)

○総務課長(君塚良信君) そうですね、比較いたしますと、それぞれ場所によって違いますけれども、当初予算でいきますと100万ちょっとぐらいになろうかという推測をしております。

以上でございます。

- ○議長(野村賢一君) 4番、小髙芳一さん。
- ○4番(小高芳一君) すみません、100万ちょっとというのは、次の議案にも、それは載っているんですけれども、それも含めての話でしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(君塚良信君) そうですね、増額になった分の予算ということになりますので、 正式には104万5,000円というふうに見ております。

以上でございます。

(「今のだけ……」の声あり)

- ○総務課長(君塚良信君) 全体の見直した分ですから、これは予算的に見ますから総合的な ものという判断で結構です。
- 〇議長(野村賢一君)ほかにありませんか。1番、野中眞弓さん。
- ○1番(野中眞弓君) 特に公民館なんですけれども、公民館の文化団体については、登録されている文化団体については、今まで使用料免除というのがあったと思うんですね。その文化団体にも二通りあると思うんです。例えば普通のおけいこごとのような、実際わかりませんけれども、おけいこごとのように、お師匠さんに、それ相応のお礼を支払って、あそこを利用して活動をすると。あるいはもう一つは、本当に運営経費だけで、自分たちで教え合ってやる団体活動と、普通のおけいこごとのようなお師匠さんに月謝を払うような活動をしているところについては、ある意味では営利活動的な部分もありますので納得できないわけではありませんけれども、自分たちの自主的な活動をやっているところと、やっぱり区別する必要もあるだろうし、登録団体で活動されている方は、私のざっと見るところ、オーバーシックスティーで、老後を楽しむというか、そういう活動をされていると思うんです。そういう文化活動というのは、これからの高齢化社会を迎えるに当たって、生活の質を落とさない、あるいは健康維持、そういうためにも、もっともっと町は推進しなければならないんだけれども、そこのところで使用料を取っていくというのは逆行するんじゃないかというふうに考

えられないだろうか。そういう扱い、おけいごごと、それと文化活動とを分けてやっていく という考えはできないものだろうかという点については、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(君塚良信君) この減免のほうは規則で見直しをしていくことに当然なるわけでありまして、今、野中さんから質問がありました、その2つに分けたらどうかという、そういう考え方もあるわけでありますけれども、先ほど申し上げましたように、使用者負担の原則というのは、当然あるわけでありまして、やっぱり全く払わないということは、ちょっと公平性の面からどうかなというふうには、今の時点では考えられますけれども、また規則の中では、規定する中では、そういうことも意見として伺っておいて、検討できるのであればしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 今回のこの使用料の改正については、半日単位が1時間単位になったり、あるいは使用料設定基準が明らかになったりして、確かに改善点と見られるところもありますけれども、先ほど質疑の中で申し上げましたように、住民の文化活動を一層充実させるという点では、問題点を含んでいると思います。

平成19年に味研、農村コミュニティーセンターなどの料金改正が行われたとき、きのう、 担当課からその数値をいただいたんですが、味研、農村コミュニティーセンターとも、利用 者の減少があります。本当に公共の公有行政財産は、住民に利用されてこそ住民の福祉の増 進が図られるわけで、この福祉の増進という意味では、やはりこの改定は数字にあらわれて いるように100万円強の負担を住民に課すものであります。ですから、この今の時世から 考えて、私は適正ではないと考え、反対いたします。 以上です。

〇議長(野村賢一君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いします。

午後は1時から会議を開きます。

(午後 零時12分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 零時58分)

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第12、議案第9号 大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(渡辺嘉昭君) 議案第9号の提案理由につきましては、先ほど可決されました議 案第8号と同様の提案理由になりますので、省略させていただきます。

議案の31ページをお開きください。中ほどになります。

大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「納めなければならない」を「前納しなければならない」に改め、同項に

次のただし書を加える。

ただし、町長が必要と認めるときは、後納することができる。

本来は使用前に納付が原則となりますが、毎週定期的に使用する団体等も多く、そのような団体の利便性を図るため、このただし書きにより月単位で請求し、納付してもらうことが可能となります。実態的にはほとんどが前納でありますが、未納を防ぐために前納に規定しようとするものです。

さらに、2項で規定部分の「町長が必要と認める場合」を同項に加えようとするものです。 第8条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

還付にかかわる規定を第2項に繰り上げ、規定しようとするものです。

別表第8条関係でございます。

施設名、使用者の区分、使用料の区分等、申し上げます。

B&G海洋センター、体育館、大多喜町住民、半面1時間当たり500円、大多喜町住民以外のもの、半面1時間当たり1,000円。

第2体育館(武道場)、大多喜町住民、半面1時間当たり360円、大多喜町住民以外のもの、半面1時間当たり720円。

プールにつきましては、変更ございません。

トレーニングルーム、大多喜町住民、高校生以上1人、1時間当たり90円、大多喜町住民 以外のもの、高校生以上1人、1時間当たり180円。

ミーティングルーム、大多喜町住民、1時間当たり90円、大多喜町住民以外のもの、1時間当たり180円。

多目的広場、大多喜町住民、1時間当たり520円、大多喜町住民以外のもの、1時間当たり1,040円。

野球場、大多喜町住民、1時間当たり1,220円、大多喜町住民以外のもの、1時間当たり 2,440円。

雨天練習場、大多喜町住民、1時間当たり300円、大多喜町住民以外のもの、1時間当たり600円。

号道場、大多喜町住民1人、1時間当たり110円、大多喜町住民以外のもの1人、1時間当たり220円。

テニススクエア、大多喜町住民、1面1時間当たり260円、大多喜町住民以外のもの、1面1時間当たり520円。

備考、使用料の区分欄の午前、午後及び夜間の区分は、次のとおりとする。

33ページに移りまして、(1)午前 9時から12時まで。

- (2) 午後 13時から17時まで。
- (3) 夜間 17時30分から21時まで。
- 2、雨天練習場の使用料は、雨天練習場のみを使用した場合とし、野球場使用者については、徴収しないものとする。
- 3、テニススクエアの使用料は、次の時間から夜間使用料として1面1時間当たり大多喜町住民400円、大多喜町住民以外のもの800円をそれぞれ加算する。
 - (1) 4月から8月まで、18時30分。
 - (2) 9月、2月及び3月、17時30分。
 - (3)10月から1月まで、16時30分。

附則

(施行期日)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2、この条例は、この条例の施行の日以後にされる大多喜町スポーツ施設の使用の許可について適用し、施行日前にされた当該施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

2の経過措置につきましては、改正前の条例と改正後の条例の適用関係を明確にしようとするものです。改正後の条例の施行日は4月1日ですが、3月中に4月1日以降の使用申請をした場合、料金は改正前の条例を適用することになります。

途中、9条の説明が抜けたかと思います。ちょっと追加させていただきます。

第9条を次のように改める。

(使用料の減額及び免除)

第9条、町長は、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合 合その他規則で定める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

町長が公益上、特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができるとあった ものを、改正文のとおり、より具体的な表現に改めようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小髙芳一さん。

○4番(小高芳一君) 確認なんですけれども、先ほどのやつと同じように、今回の算出方法 について改定ございましたけれども、この部分、改定の部分についての実質的な値上げはな いということでよろしいんでしょうか。

それから、減免をされている団体は、幾つ現在あるんでしょうか、お願いします。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(渡辺嘉昭君) ただいま減免となっておりますのが13団体、体育協会加盟団体で ございます。

それから、現在7割減免、3割負担でございますが、クラブ登録団体10団体ほどのようで ございます。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかにありませんか。4番、小髙芳一さん。

- ○4番(小高芳一君) 今回、この改定で、今減免されている団体が体育協会というようなお話がありましたけれども、今回この改定だと、これに沿った料金になるということで、今まで体協も町のスポーツ振興といいますか、そういう面では非常に貢献しているようでありますので、一気にこのような負担が出てくると非常に大変かと思うんですけれども、その辺の考慮はされることはあるんでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(渡辺嘉昭君) 先ほどの条例と同じ考え方でございますけれども、これから規則等によりまして減免等の規定が定められていくことになると思いますけれども、体育協会が、その他公共団体又は公共的団体、このいずれかに該当すると思われます。減免規定が施行になりました後でないと、ちょっとここでまだ明言できなくて申しわけないんですが、そのような措置がなされると推測しております。
- ○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議がありますので、挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第13、議案第10号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 35ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、本文に入る前に提案理由のご説明をいたします。

介護保険事業は、第3期事業計画、これは平成18年から平成20年度でございますが、これに基づきまして事業を実施しております。本年度事業計画見直しの年に当たり、第4期事業計画、これは平成21年度から23年度の作成年でございます。介護保険利用者がふえ、介護保険給付費が増加する中、平成21年4月から介護従事者の処遇改善を主目的としまして、約3%の介護報酬の改定、またこれまで19%であった第1号被保険者の負担割合が20%に引き上げられます。介護報酬に伴う平成21年度及び平成22年度につきましては、介護保険料の急激な上昇分を抑制する経費としまして、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されるところであります。町におきましても、これらを踏まえまして、現行の条例について改正が必要になったことから、今回、条例の一部改正につきましてご提案をするものでございます。

では、本文に入らせていただきます。

まず、中段でございますが、大多喜町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第1号及び第2号中「1万5,400円」を「2万800円」に改め、同条第3号中「2万3,100円」を「3万1,200円」に改め、同条第4号中「3万800円」を「4万1,700円」に、同条第5号中「3万8,500円」を「5万2,100円に」、同条第6号中「4万6,200円」を「6万2,500円」にそれぞれ改めるものでございます。

本条文の改正につきましては、提案理由でも申し上げましたが、第4期事業計画策定に当 たりまして、事業年度の変更及び介護報酬改定によりまして改めるものでございます。

附則でございますが、(施行期日)

第1条、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条、改正後の大多喜町介護保険条例の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条、平成21年度における保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

36ページをお開きいただきたいと存じます。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者、2万300円。
- (2) 今第38条第1項第2号に掲げる者、2万300円。
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者、3万400円。
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者、4万600円。
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者、5万700円。
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者、6万900円。

2項、平成22年度における保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者、2万600円。
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者、2万600円。
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者、3万900円。
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者、4万1,200円。
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者、5万1,500円。
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者、6万1,800円。

第3条第1項及び第2項の条文につきましては、介護保険料の急激な上昇分を抑制する経費としまして、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が平成21年度及び平成22年度に交付されることによる条文でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 今回の保険料の改定で、来年度と再来年度は軽減措置があります。基金からの繰り入れですよね。その基金は今、幾らあるのでしょうか、お伺いいたします。

それから2点目、今回の第4回目の改定ですけれども、当初の担当課につくっていただいた資料ですと、改定の年ごとにちょっと出していただいたんですが、ことしの改定は一番初め、2000年度にこの制度が導入されたときに比べて1号被保険者、つまり65歳以上の方の保険料は634%になっているんですね。初めの年、いろいろ問題があって大きな軽減措置があったせいもありますけれども、そして18年度のときの改定に比べますと144%増になっています。実際のこの議案の中での上昇率は135%平均なんですけれども、これは65歳以上、年金生活者にとっては大変な値上げですよね。そのことについて、どのように考え、どのような対策をとるのか、お伺いしたいと思います。

準備基金の額と、それから値上げに対する考え、対策、以上3点です。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(苅米與ヱ門君) ただいまのご質問でございますけれども、基金ということでございますけれども、基金は、この後に基金条例の制定等ございますので、そこでまたご説明しようと考えておりましたけれども、基金につきましては、新たにこの基金を設けるものでございまして、基金の額につきましては604万9,000円でございます。

それで、21年度介護報酬改定分全額につきまして、介護報酬につきましては21年度は全額、 また22年度につきましては半額、額でございますけれども……

(「そうではなくて、今までため込んでいた介護保険の基金」の声あり)

- 〇議長(野村賢一君) 野中さん。
- ○1番(野中眞弓君) 答弁の途中なんですけれども、私がお伺いしたいのは、今度新しくできる基金のことではなくて、今まで介護保険の基金、安定化準備何とか基金というのがなか

ったでしょうか、その現在高をお聞きしたいんですけれども。

〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) その現在使われている基金につきましては、今、資料はございませんので、後でご説明したいと思いますけれども、ここの案件で出ておりました基金というのは……

(「それではありません」の声あり)

〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) それと、介護報酬、保険料ですけれども、実際30%ぐらい上がるということでございますけれども、これにつきましては利用者等が多くなっておりますので、ふえている現状でございますけれども、高齢者の影響というご質問でございましたけれども、21年度から23年度の第4期事業計画における保険料の設定につきましては、平成21年度から23年度の3年間、これに必要になる保険給付費及び地域支援事業費等の費用と、各年度の被保険者数等を推計しまして、厚生労働省のほうから提供されました保険料の推計ソフトにより算定したものであります。

今回、保険料が上昇した理由としましては、サービス利用増による自然増、また平成21年度からの介護報酬約3%改定されることなどがありますが、本町の場合、それとはまた別に、23年度に介護老人保健施設が2施設、町内に開設される予定等もございます。今回の保険料の上昇につながったものも、これらのものと考えられます。第4期の事業計画における保険料の設定につきましては、本町においては、確かに保険料の引き上げとはなりましたけれども、必要なサービスを提供する上で必要な財源でもありまして、また介護保険法で定められた被保険者の負担率により算出された保険料でありますので、今後、被保険者に対しまして周知を行いまして、ご理解とご協力を得ていきたいというふうに考えております。

それと、対策についてのご質問でございますけれども、これらにつきましては、今後、介護報酬等の上昇がないように、現在行われております運動教室やいきいき塾等の介護予防事業を引き続き実施をしまして、要支援、要介護状態になることをできるだけ防ぎ、またおくらせることによりまして、高齢者が住みなれた地域で生活できるよう支援することで、保険給付費の増大を防ぎまして、その結果、保険料の上昇を抑制できるよう大挙していきたいというふうに考えております。

それと、介護給付費準備基金でございますけれども5,295万7,000円でございます。 以上です。

○議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。

1番、野中眞弓さん。

- ○1番(野中眞弓君) 関連して、今回、この議案書で来年度は1人当たり約300円か400円安く、幾らだ、すみません、2万800円になるところが500円安くなり、再来年度は200円安くなる。これを基金からの繰り入れで安くすると、これは焼け石に水程度の額だと思うんですけれども、この2年間の軽減で幾ら準備基金から繰り入れられるんですか。
- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 先ほどご説明をいたしましたけれども、国から来る基金、 今回、積み立て基金にしようとする額でございますけれども604万9,000円。この3年間分を いただくわけですけれども、604万9,000円のうち21年度につきましては358万円でございま す。また22年度につきましてはこれから計算をしていきたいというふうに考えております。 以上です。
- ○議長(野村賢一君) 野中さん、3回目です。
- ○1番(野中眞弓君) 今の答弁はちょっと違っていると思うんです。国は今回の保険料改定に当たり、急激な引き上げを避けるために、できるだけ今までため込んでいた準備基金を繰り入れて、急激な引き上げを緩和しろと、そういう通達が出ているはずです。その準備基金が今、先ほどの課長の答弁だと5,295万7,000円あると。これを全部繰り入れれば、もっと安くなるはずだと思うんですね。でも、課長の答弁は、準備基金から2年間で1人当たり700円安くするために幾ら繰り入れたか、おっしゃってくださいませんでした。それとも課長がおっしゃった604万9,000円が、1人当たり2年間で700円引き下げるための総額でしょうか。私これしか質問できないんですね。604万円が700円引き下げに当たる分であれば、残りまだ準備基金は4,600万は残っているわけです。圧倒的多数の準備基金がそのままでいて、国の通達を守っていないのではないかというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 私が今申し上げました604万9,000円の額につきましては、これはあくまでも介護報酬改定約3%分の国で算出しました額でございます。そして介護給付費準備基金の取り崩しにつきましては、第3期におきましては2,600万円、これはしてございます。第4期、今年度の計画につきましては、今ご質問でもございましたように、国のほうでは基金の取り崩しをしなさいということでございますけれども、準備基金、今後もまた病院等の開設等ございますので、全額取り崩すわけにはいきませんというふうな考えのもとに、第4期につきましては1,250万取り崩しをしてございます。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議がありますので、挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第14、議案第11号 大多喜町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 37ページをお開きいただきたいと存じます。

本文に入る前に提案理由を申し上げます。

平成21年4月から、介護従事者の処遇改善を図ることを主な目的としまして、介護報酬の 改定が行われ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための財源措置として、国よ り介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されますが、当該交付金の受け入れに当たり、 厚生労働省老健局の指導により、交付金を適正に管理運営するため基金の設置が必要となり ましたので、大多喜町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につきまして、今回、ご 提案をするものでございます。

本文に入らせていただきます。

大多喜町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。

(設置の目的) でございますが、

第1条、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかん がみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、大多喜町介護従事者処遇改 善臨時特例基金を設置する。

(基金の額)

第2条、基金として積み立てる額は、大多喜町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特 例交付金の額とする。

第3条は、基金の管理についての条文でございます。

第4条は、運用益の処理についてですが、基金の運用から生ずる利益は、介護保険特別会 計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条は、繰替運用についての条文でございます。

38ページをお開きいただきたいと存じます。

(処分)

第6条、基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

1号では、第1号被保険者の介護保険料について、介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合、2号は、介護保険料の軽減に係る広報啓発等、また軽減措置の円滑な実施のため、準備経費等の財源に充てる場合でございます。

(委任)

第7条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則でございますが、(施行期日) この条例は、公布の日から施行する。

(この条文の失効)

この条文の失効につきましては、2項、この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を 失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫 に納付するものとする。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 条例第3条の2なんですけれども、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」という、ここの部分ですけれども、この部分を削ることはできないのかという質問です。

理由なんですけれども、これは3年間です。3年間の時限の基金で、今、確実な有価証券というのはないのではないかと思われます。確実というから、非常にリスクを負っているのではないかと。今こういうご時世ですから余計そうだと思います。どんな有価証券をやるとすれば考えているのか。それと考えていないということであるのではないかと思うのですけれども、それであれば除いてしまって、本当に基金運用を確実、わずか3年間で今、限りなくゼロ金利の時代ですから、本当にきちんと管理をするということに徹したほうが、私は安心、信頼できる条例になると思います。いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 2項につきましてですけれども、確かに現在、情勢はそのようなところでございますけれども、この2項につきましては、今後また検討はしていきたいと思いますけれども、この条文につきましては、先ほども提案理由でご説明をさせていただきましたが、厚生労働省老健局のほうからの指導等もございますので、今回ここの条文に載せてあるということでございます。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

- ○議長(野村賢一君) 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。 初めに、本案に反対者の発言を許します。
- ○1番(野中眞弓君) 基本的には、この基金条例ができることについては反対するものでは ありませんが、先ほど質疑の中で申しましたように、安全には安全を期すという意味で、3

条の2、「最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」という条項に不安を感じます。それをもちまして反対討論といたします。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

5番、苅込孝次さん。

○5番(苅込孝次君) これは介護者の待遇改善を図るための主張であるわけですから賛成するわけですが、今ほど野中議員さんが発言されました第3条の2項、これは野中議員さんが言ったことは、これはこの今現在の世の中から考えれば当然のことだと思いますが、今、課長から説明があったとおり厚生労働省からの文書だそうですので、また厚生労働省と協議をして、この2項は、また検討してもらったらいいのではないかと思います。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。
 - これで討論を終わります。
 - これから議案第11号を採決します。
 - この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第15、議案第12号 大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(森 俊郎君) それでは、39ページをお開きいただきたいと思います。 議案第12号 大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を 次のように制定する。

なお、提案理由につきましては、議案第8号におきまして、行政財産の使用料条例、この

基本方針に基づきましての改正でございますので、提案理由につきましては割愛をさせてい ただきたいと思います。

それでは、改正内容についてご説明をいたします。

大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合、その 他規則で定める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第2中、会議室午前9時から午後5時まで、1時間310円、午後5時から午後9時30分まで、1時間420円となっておりますが、日中及び夜間の区分をなくし、午前9時から午後9時30分まで、1時間320円に改めるものでございます。

また、町民ギャラリー、午前9時から午後5時まで、1日1,500円を1日2,000円に改める ものでございます。

附則でございますが、(施行期日)第1項、この条例は、平成21年4月1日から施行する。 (経過措置)

第2項、この条例は、この条例の施行の日以後にされる大多喜町観光センターの使用の許可について適用し、施行日前にされた大多喜町観光センターの使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中眞弓さん。

〇1番(野中眞弓君) 先ほどからも出ていますけれども、ここで特別減免されていた団体などはあるのでしょうか。

そして、この改定により、どのくらいの使用料の増減を予測されているのでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- **〇企画商工観光課長(森 俊郎君)** 当然、今まで大勢の人たち、団体に利用されておりましたので、その場合、ほとんど会議室においては取っていたところもあれば、また取らないところもある。また、ギャラリー等については、ほとんどが使用料をいただいてなかったという状況でございまして、なお、これによって、特に会議室につきましては、大体年間の使用

時間が270時間と聞いておりますので、大体10円ぐらい値上がりするだろうということで、約3,000円ぐらいになるんでしょうかね、今の使用形態で申しますと。

あと、ギャラリーのほうは若干上がるのかなと。今までもらっていないところも、今後は 負担の公平性の観点から減免がされますが、何割かの負担をいただくということでございま すので、その分の現在、利用の実態がよくわかりませんが、ここではわからないんですが、 その分がふえるのではないかなということであります。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議がありますので、挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第16、議案第13号 平成20年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(君塚良信君) それでは、補正予算のほうの1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第13号 平成20年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)。

平成20年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,199万7,000円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,230万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

7ページをお開きいただきたいと思います。

2表でございますが、今回の繰越明許費でありますが、冷え込んだ地域の経済対策といたしまして、国の第2次補正予算で、国レベルで6,000億円が計上されております。この経済対策の名称としては、地域活性化生活対策臨時交付金というふうに言われておりますけれども、大多喜町には9,188万4,000円が交付されることになりました。今回の繰越明許費では、2表の下のほうになりますけれども、図書購入費というのがありますけれども、この経費を除いた全事業が、この交付金の対象になるものでございます。したがいまして、年度内では工事や事務処理が間に合いませんので、繰り越しをさせていただくものでございます。

まず、上の表から申し上げますと、款4衛生費、事業名では水道事業繰出金として6,696万円でございます。これは水道事業に対応するものでございます。

款7土木費、事業名、町道改良事業900万円でございます。

これ以下、内容につきましては、それぞれ歳出のところにおきまして説明を申し上げたい と思いますので、ここでは細かい内容は省略させていただきたいと思います。

款8、消防費、事業名、消防団通信設備整備事業160万5,000円、次が防災行政無線整備事業273万円、その下になりますが、防災倉庫整備事業1,400万円。

款9の教育費になりますが、事業名では学校施設耐震化推進事業、これは小学校屋内運動

場耐震診断業務でございますが620万7,000円、同じく学校施設耐震化推進事業、これは西中学校屋内運動場耐震補強工事設計業務でございますが473万1,000円、その下になりますけれども、学校施設耐震化推進事業、大多喜中学校屋内運動場危険改築工事設計業務1,286万円、大多喜中学校大規模改造事業、これはエレベーターの設置工事でございますが2,864万3,000円、その下の図書購入費、これは100万円でございますが、これは最近いただいた寄附採納を充てるものでありまして、図書の購入とか貸し出しにあたりまして、電算システムを今、導入しておりますので、バーコードを振ったりなどの事務処理が、対応が年度内にできないということでありますので、繰り越しをさせていただくものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第3表、地方債補正、変更でございますが、この補正は、本年度に実施した事業の事業費 が確定したことにより起債の変更を行うものであります。

起債の目的であります公共土木施設災害復旧事業債180万円を160万円とするものであります。

次に、補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、12ページ をお開きください。

今回の補正は、各事務事業の年度末の精算による増減の補正が主なものであります。

まず歳入でありますが、款1町税、項1町民税、目1個人、補正額1,000万円、これは決算見込みによる増額であります。

目2法人で815万円で、決算見込みによる減額であります。

項2目1固定資産税、補正額1,160万円、現年課税分で1,060万円、滞納繰越分で100万円 の徴収実績見込みによる補正でございます。

項3目1軽自動車税、補正額60万円減額をする補正であります。

項4目1町たばこ税、補正額150万円減額を見込みました。

項5目1鉱産税、補正額20万円で、これも決算見込みによる補正でございます。

次のページになりますけれども、項7目1入湯税、補正額60万円、決算見込みによる増額 補正であります。

款2地方譲与税、目1自動車重量譲与税100万円の減額、これも決算見込みによる減額であります。

項2地方道路譲与税、目1地方道路譲与税270万円の減額。

款3目1利子割交付金70万円の減額、いずれも決算見込みによるものでございます。

以下同様に決算見込みによる減額でありますが、款4の配当割交付金、目1配当割交付金、 補正額320万円の減額。

14ページになりますが、款5、目1株式等譲渡所得割交付金、補正額190万円の減。

款6目1地方消費税交付金、補正額1,600万円の減。

款7目1ゴルフ場利用税交付金、補正額1,100万円の増。

款8目1自動車取得税交付金、補正額800万円の減額。

款9目1地方税等減収補てん臨時交付金、補正額205万5,000円の増額であります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

款10目1地方交付税でございますが2億4,040万2,000円、普通交付税及び特別交付税の見込みによる増額補正であります。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、補正額624万4,000円の増、これ は保育園や学童保育の負担金等の実績見込みによる増減補正であります。

目2衛生費負担金、補正額1万5,000円の減額。

目3農林水産業費負担金、補正額32万3,000円の増でございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

目5給食費負担金、補正額367万1,000円の減額。

款13使用料及び手数料、項1使用料は、公共施設等使用料の実績による増減補正であります。

項2手数料につきましても、各証明手数料等でありますが、それぞれ実績による増減であります。

次は、17ページ、真ん中より下のほうになりますけれども、款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金、補正額82万5,000円の増額、主なもので節1児童手当事業所分負担が145万6,000円の増のほか、実績に伴う増減であります。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。

目 2 公共土木施設災害復旧費国庫負担金、事業実績による37万2,000円の減額であります。 項 2 国庫補助金、それぞれの事務事業が完成あるいは実績見込み等の算定により、補助金 の増減補正を行うものであります。

目1民生費国庫補助金は45万5,000円の減額でありますが、内容は記載のとおりであります。

目2衛生費国庫補助金40万円の増額、合併処理浄化槽設置数の減、後期高齢者医療制度に

伴う補助金の増額となっております。

次は、19ページになります。

目3土木費国庫補助金715万円の減額で、地方道路整備臨時交付金事業の実績減となって おります。

目4教育費国庫補助金は926万9,000円の増減補正でありますが、主な要因は西中学校建設 に伴う交付金の増であります。

目 5 総務費国庫補助金9,188万4,000円の増額でありますが、これは繰越明許費のところで 申し上げましたように、国からの地域活性化生活対策臨時交付金となっております。

目6子育で応援特別手当補助金48万6,000円、これは定額給付金のように、国から交付される子育で応援特別手当事務費分の補助金であります。

目7定額給付金給付事業補助金1,026万5,000円でございますが、これは今話題となっております定額給付金を交付するための事務経費の交付金でございます。

次の項3国庫委託金、目1総務費委託金、補正額9万4,000円、これは外国人登録事務委託金の実績による増であります。

目 2 民生費委託金143万6,000円の増でありますが、児童扶養手当や国民年金の事務の委託 金の増であります。

次は、20ページをお開きいただきたいと思います。

款15県支出金、目1総務費県負担金、補正額56万9,000円、県権限委譲事務交付金は、それぞれ事務事業の実績に伴う増額補正であります。

目2民生費県負担金、補正額102万3,000円、内容は記載のとおりでありますが、節7後期 高齢者医療保険基盤安定拠出金は、当初見込まれていなかった被扶養者の均等割5割軽減分 の増額であります。

次の下の21ページになります。

項1県補助金、目1総務費県補助金から、23ページの中段、目5まで、本年度実施しました事務事業の事業費の確定による補正でございます。

次は、23ページの中段より下になりますけれども、項3県委託金、目1総務費委託金、目 4の土木費委託金まで、各事務事業に伴う県委託金の増減補正であります。

24ページをお開きいただきたいと思います。

款16財産収入、目1の財産貸付収入及び目2の利子及び配当金は、実績見込みに伴う補正であります。

項2財産売払収入、目1の不動産売払収入は、城見ケ丘団地の2区画分の売却見込みの減 でございます。

款17寄附金、目1一般寄附金149万9,000円、2名様からの一般寄附採納であります。

目2指定寄附金は442万円でございますが、教育費寄附金2件、ふるさと納税5件分であります。

次に、25ページになります。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金、補正額2億1,317万5,000円の減額、これは予算全体の見込み等によりまして、財政調整基金の繰入予算を、一部繰り戻しするものであります。

目 2 の減債基金繰入金、補正額2,000万円の減額、この減債基金につきましても、決算見 込みに余剰金が発生いたしましたので、一部繰り戻しをするものであります。

目3交通災害共済基金繰入金、補正額2,000円、実績の減であります。

目4ふるさと創生基金繰入金から目6の福祉繰入金まで、それぞれ事業が完了し、決算見込みが確定いたしましたので、それらの実績による繰入金の増減額補正であります。

款19繰越金1,929万6,000円につきましては、前年度からの繰り越しの実績額を計上いたしました。

款20諸収入、目1延滞金90万円、これは税の延滞金の実績増であります。

次の26ページになります。

目2雑入、補正額1,168万1,000円の増額、主な内容は記載のとおりであります。

次に、27ページになりますが、款21町債、目4災害復旧債、補正額20万円で、事業費の確 定により記載の減額補正を行うものであります。

以上が歳入であります。

次に、28ページをごらんください。

歳出の説明を行いますが、今回の補正は、本年度予定されました事務事業の決算見込みにより、事業費の確定あるいは実績見込みが立ったものについての増減補正額が主なものでありますので、一部説明を割愛させていただきながらご説明をさせていただきたいと思います。

款1議会費、目1議会費140万9,000円の減額でございますが、事務費等の実績減が主なものでありますが、報酬につきましては、議員選挙に伴う重複分でございますが、日割り計算の積算方法に改めたことによる減額補正であります。

款2総務費、目1一般管理費388万5,000円の減額でありますが、人件費や事務費等の決算 見込みによる増減補正であります。 目2文書広報費、補正額8万9,000円、事務費等実績見込みによる増減補正であります。 次に、29ページになります。

目5財産管理費、19万4,000円、増額補正で、内容は記載のとおりでありますが、庁舎の修繕工事につきましては、会計室前にあります花壇にすき間が生じましたので、これを修繕するものであります。

目6企画費、補正額276万円の減額、ふさとづくりの寄附金への積み立てほか、事務事業の実績減となっております。

目8諸費、補正額1,057万2,000円、30ページにわたりますけれども、定額給付金交付に関する個人通知やパソコン等のシステム等の事務費、これはすべて国庫負担金の対象になるものでございます。

目9オフトーク通信運営費、補正額181万3,000円の減、宅内装置撤去委託料の執行残であります。

項2徴税費、目1税務総務費、補正額1万9,000円の減。

目2賦課徴収費、補正額58万2,000円の減額、事務事業実績減による減額補正であります。 31ページになりますが、項3目1戸籍住民基本台帳費30万3,000円、事務費等実績増減の ほか、各種証明偽造防止等の用紙の購入等であります。

項4目2選挙管理委員会費、補正額49万8,000円でありますが、投票用紙交付費ほか、選挙に関する備品でありますが、これは先ほど収入で申し上げましたけれども、寄附行為で寄附金を充当するものであります。

項5統計調査費、2万6,000円の増額。

次の32ページになりますが、款3民生費、目1社会福祉総務費597万6,000円の減額、各事務事業の実績見込みによる増減補正であります。

目2国民年金費、事務委託金の増により財源を組みかえるものでございます。

目3老人福祉費、補正額11万1,000円の増額。次のページになりますが、目4青少年女性 対費1万円の減額、それぞれ事務事業の実績による精算補正であります。

次に、目5介護保険事業費、補正額1,223万円、事務事業の実績見込みによる増額補正、 介護保険事務処理システム改修委託料のほか、介護保険サービス利用者増による一般会計か らの法定繰越金が主なものであります。

目6後期高齢者医療費、補正額564万9,000円、後期高齢者医療利用者増による負担金増や、 次の35ページになりますが、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金の増であります。 次のページになります。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、補正額45万6,000円の減。

目 2 児童措置費、補正額はありませんけれども、特定財源の組みかえが行われるものであります。

目4、児童福祉施設費、補正額105万7,000円の増、保育園の運営経費の実績による増減補 正額が主なものでありますが、その他保育園関係用品の備品購入であります。

35ページになります。

款4衛生費、目1保健衛生総務費、補正額5万6,000円の減。

目2予防費、補正額190万2,000円の減額でございますが、がん検診等、実績見込みが主な ものとなっております。

目 3 環境衛生費、補正額1,143万6,000円の減額、合併処理浄化槽設置整備事業補助金等の 実績減によるものであります。

目4母子保健事業費、補正額72万6,000円の減額でありますが、健康診査希望者の実績減であります。

目 5 火葬場費、補正額 2 万4,000円、火葬場管理の実績減や、非常用発電機のバッテリー 購入費等であります。

36ページになります。

目6地域し尿処理施設管理費、補正額29万8,000円の減、城見ケ丘のコミュニティープラントの管理経費でありますが、委託先の指示により収集回数を減としたものであります。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、補正額6万5,000円の増。

目 2 塵芥処理費143万円の増でありますが、管理費のほかに、ごみ委託料の回数減や実績 見込み減、いすみクリーンセンターごみ処理委託実績増などであります。

37ページになりますが、項3上水道費、目1上水道運営費、補正額6,696万円の増、国の地域活性化生活対策臨時交付金でございまして、事業実施に伴う水道会計への繰り出しでありますが、内容は横山や面白浄水場の改修工事、あるいは老朽管布設がえの工事等に充当するものでございます。これは水道のときに説明があろうかと思います。

次に、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、目 8 の農村コミュニティーセンター運営費まで、農業振興及び施設の管理にかかわる事業実績の増減補正するものであります。

次は、38ページになります。

項2林業費、目1林業総務費、補正額22万円の増、人件費の減や、イノシシ捕獲報償金の 増額、これは合計しますと250頭分の報償金となります。

目 2 林業振興費、補正額155万4,000円、森林機能強化対策事業委託料、有害獣被害防止対 策等の実績による減額補正でございます。

目3大多喜県民の森運営費、補正額106万8,000円の減額、臨時作業員の実績減やキャンプ 用のテントの購入でございます。

目4都市農村交流施設運営費、補正額64万円、イノシシの捕獲増に伴う解体賃金や捕獲報 償金の増であります。

款6商工費、目1商工業振興費、補正額13万1,000円の減額でありますが、商い資料館の 管理賃金やし尿収集手数料の減額であります。

目3観光費、補正額90万3,000円の減額でありますが、公衆便所の修繕や清掃委託業務の 執行残や観光センター駐車場の整備工事であります。

下の39ページになりますが、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費から目4の道の駅管理費につきましては、人件費やそれぞれの事業実績に伴う補正でございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額114万円の減額でありますが、特殊車両購入の 執行残であります。

目 2 道路新設改良費、補正額749万8,000円の増額であります。増額の要因につきましては、 地域活性化生活対策の臨時交付金によりまして、町道の関係で小土呂区内の町道改良工事で あります。ほか県単独工事負担金の大多喜里見線等の執行残となっております。

目3橋梁維持費、補正額135万7,000円の減、事業費の実績減であります。

40ページになります。

項3都市計画費、目1街路事業費、補正額17万3,000円、設計審査業務委託料の増でございます。

項4住宅費、目1住宅管理費は、補正額115万9,000円で、町営住宅の排水施設整備や、山 之越団地から撤去に伴います修繕工事であります。

目 2 宅地造成費につきましては、600万円の減となっておりますが、これは城見ケ丘団地 定住化補助金の制度の該当者がなかったため減額するものであります。

次に、款 8 消防費、目 1 非常備消防費、補正額74万2,000円の減、これは団員の入れかえの年でありましたので、定員400名に対して下回ったものでありますので、減額するものであります。

目3消防施設費、234万円、防火水槽の表示板やポンプ車の修繕等、備品の購入、修繕等、 あるいは備品購入がありますけれども、これにつきましては、各分団用省電力のトランシー バーの整備をいたします。これは国の活性化・生活対策臨時交付金によるものであります。

目4の災害対策費、補正額1,673万円の増額でありますが、これにつきましても地域活性 化・生活対策臨時交付金によるものでございまして、防災倉庫新設にかかわる経費及び防災 無線、移動型のものを購入するものであります。

41ページになります。

款 9 教育費、目 2 事務局費、補正額273万4,000円の増額、青少年海外派遣研修補助の執行 残や寄附金による小中学校施設整備基金の積み立てであります。

項2小学校費、目1学校管理費、補正額711万3,000円の増、大多喜小学校の大型遊具の修繕や生活対策臨時交付金による老川小、西畑小、大多喜小学校の屋内運動場の耐震診断委託料などであります。

目2教育振興費、補正額75万円の減、特別支援教育就学奨励費、執行残であります。

項3中学校費、目1学校管理費、補正額3,328万3,000円の増額でありますが、これも生活対策臨時交付金による西中学校の屋内運動場の耐震補強設計委託料や、大多喜中学校のエレベーター設置工事であります。

目 2 教育振興費17万5,000円の減額補正、これも特別支援教育就学奨励費の執行残でございます。

42ページをお開きいただきたいと思います。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、補正額6万3,000円の減額。

目 2 公民館費、補正額12万1,000円、賃金や事務費の実績のほか、公民館バスのETCの取りつけや、館内の遮光ブラインドを整備するものであります。

目3図書館費、補正額111万5,000円、事務用消耗品のほか、寄附金による図書の購入であります。

目4文化財保護費は、決算見込みによる減額補正であります。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費 7 万9,000円の増額は、海洋センターの職員等の時間外手当や電話料でございます。

目 2 学校給食費394万6,000円の減額は、光熱水費や賄い材料費の減額でありますけれども、 施設保守委託料の実績減が主なものになります。

次の43ページになりますが、目3体育施設費、補正額30万6,000円、海洋センターの管理

運営費や修繕費、プール用のコインロッカー等の備品購入費であります。

款10災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費、道路橋梁災害復旧特定財源のみの財源の組みかえでございます。

目2河川災害復旧費は、それぞれの工事の執行実績による減額補正であります。

款11公債費、目2利子、補正額246万2,000円、これは実績による減額補正となっております。

以上で一般会計の説明を終わります。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

(午後 2時18分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時29分)

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 何点かありますので、分けて行いたいと思います。ご了承ください。 15ページ、民生費で児童福祉施設費負担金が618万9,000円増額になっています。この理由 を教えてください。

2点目は、関連して、今、保育所の入所状況はいかがなのでしょうか、待機児はいないのでしょうか。

16ページの給食負担金で367万円、これは実績減ということですが、入学時に給食費支払いに関して契約書を大多喜町は取るようになったということを聞いております。この効果については、いかがなものでしょうか、お伺いいたします。

19ページ、総務費の国庫補助金で地域活性化・生活対策臨時交付金が9,188万4,000円あります。これの使い方として、今の報告の提案の中で、学校の工事とか防災関係に使われているようですけれども、本来の目的は、どういうことなのでしょうか。目的と今のところの使途について改めて伺います。

〇議長(野村賢一君) 3点で。

- 〇1番(野中眞弓君) 3点です。
- 〇議長(野村賢一君) 子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(磯野勝廣君)** 初めに、15ページでございますが、児童福祉施設費負担金 618万9,000円の補正についてでございますが、これについてご説明申し上げます。

主な理由といたしましては、他の市町村の児童を保育いたします管外保育分を326万7,000円の増額と見込みました。20年度につきましては7名おりますが、うち4名は20年度から新たに入園したために、当初見積もっていないものを補正しようとするものでございます。ほかに通常保育分を286万1,000円増額を見込みました。3歳未満児の中途入園等によるものでございます。

次に、保育園の入所状況について申し上げます。

まず、みつば保育園でございますが、定員がご承知のように220名でございますが、現在 189名おります。年齢別に申し上げますと、ゼロ歳児が9人、1歳児が12人、2歳児が22人、 3歳児が41人、4歳児が53人、5歳児が52人でございます。

つぐみの森保育園でございますが、定員90名、現在が71名の園児がおります。ゼロ歳児が 1人、1歳児が6人、2歳児が11人、3歳児が15人、4歳児が21人、5歳児が17人でございます。

次に、待機児童がいるかどうかというご質問でございますが、待機児童はございません。 以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(渡辺嘉昭君) 2番目の給食費負担金につきましてでございますが、367万1,000円の減額でございます。このうち学校給食費348万8,000円、これは行事等の関係による減でございます。そのほかに経費の削減に伴うものが18万3,000円、合わせまして367万1,000円でございます。

それから、確約書に伴う効果というお尋ねでございますが、19年度から確約書を取り入れまして、口座振替未納者及び現金納付者につきましては、学校からの集金ということを確約書の中に入れさせていただきまして、それに伴うことによりまして未納者が3分の1ぐらいになったと。これからも学校等の連絡を密にして、給食費の確保に努めていきたいということで、具体的な金額でございますが、18年度末ということで、滞納144万8,500円、20年12月末で57万6,860円、ちなみに17年度までの滞納は433万5,513円ということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(君塚良信君) 地域活性化・生活対策臨時交付金というのは、どういうふうに使われるものかということでございますけれども、これは国の2次補正の制度で6,000万円閣議決定したものでございますが、大まかには、国では地域の活性化等に資するために、きめ細かなインフラを整備を推進するというようなことになっておりまして、生活対策と地域再生戦略ということになりますか、そういうもので地域の成長力を強化していくものとか、あるいは地域生活基盤の確保、低炭素社会づくりの環境保全とか、生活の分野では緊急の家計の支援、何といいますか、生活者の暮らしの安心とか、金融経済の安定化、地方の底力の発揮等というふうになっおりますけれども、これは国から示された中で、どういうものが対象かというものもありますけれども、緊急的に対応するということでありますから、ある程度体制ができていないと、なかなか取り組みというのは非常に難しいところであります。

これにつきましては、うちのほうから、先ほど明許繰り越しのところで、どういうことを やるかというのは申し上げましたけれども、それらにつきましては、一応、国と協議をしな がら、県の内示をいただいております。必ずしも全部がこれに当てはまるかというと、本当 になかなかソフト事業からできていないと難しい問題もありますので、当面は繰越明許費の ところで申し上げたもの、道路の整備であるとか水道であるとか、学校の耐震関係、中学校 のエレベーター、それとか防災無線とか等に使わせていただいております。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。

10番、藤平美智子さん。

- ○10番(藤平美智子君) 先ほど総務課長の説明によりますと、国においては、第2次補正予算案に盛り込まれております地域活性化・生活対策臨時交付金が創設されましたが、各地方公共団体においては交付金を有効に活用し、積極的に地域活性化に取り組むようにというお話でございましたけれども、先ほど総務課長の説明の中で、本町では9,188万4,000円が交付されたということでありますけれども、この中味について、衛生費、上水道費と道路橋梁費と消防費、この中味について具体的にお示しをしていただければと思いますけれども、お願いいたします。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(君塚良信君) それでは、該当するところは担当課からご説明するような形でよるしいでしょうか。

では、水道のほうから順番にお願いします。

- 〇議長(野村賢一君) 水道室長。
- ○水道室長(浅野芳丈君) それでは、内容をお話しさせていただきたいと存じますけれども、 5つに水道につきましては分かれておりまして、取水施設及び浄水施設、配水施設、この3 施設を整備をいたしていくものでございます。

1点目の取水施設につきましては、横山地先に取水ポンプの改修工事を行っているもので ございます。金額はよろしいですよね、金額は必要ですか。

(「いいえ」の声あり)

○水道室長(浅野芳丈君) それと、浄水施設ですが、横山地先と面白地先に行っているものでございまして、横山地先につきましては、ろ過施設の改修工事を行ってまいります。面白地先につきましては、浄水場の記録計の改修工事、これを行ってまいります。

配水施設につきましては、弓木地先と黒原地先で行っているわけでございますが、弓木地 先につきましては、弓木の加圧ポンプの改修工事を行ってまいります。それから黒原地先に つきましては、国道465号線の関連工事で、老朽管の布設がえを行っているという状況でご ざいます。

以上、5点を行っていく予定でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(君塚良信君) じゃ、ちょっと道路の話もあります。

その前に私のほうの防災のほうの関係でございますが、うちのほうの場合は、まず第1点が各消防の分団の火災現場等における連絡通信用のトランシーバーの購入、これは分団に2台ずつ配置できるようなものにしてあります。

それと防災倉庫を新築するということでございますが、今、防災倉庫は役場の第3庁舎の前のほかにもありますけれども、この裏に2階建ての建物がありますけれども、これはいずれ庁舎のほうの改築もありますので、これは取り壊しをせざるを得ないということでありますので、そういうものを取り壊して、防災倉庫として使用しているものを、防災倉庫を新たな場所に建てようということでございます。なかなかこういうときでないとできませんので、それが1つでございます。

もう一つは、やはり備品購入として、携帯型の防災無線機ですね、これは役場でも使うものになりますけれども、連絡用の無線を12台購入する、消防のほうは、そういう予定をしております。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(浅野芳丈君) 土木費関係では、道路改良工事2線を行っていく予定でございます。線名につきましては、小土呂中ノ台名杉線、これが1線でございます。それから大戸中台線、これが1線で、2線を道路改良を行っていく予定でございます。

以上でございます。

 O議長(野村賢一君)
 ほかにございませんか。

 1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 21ページ、バイオディーゼル燃料販売収入がマイナス6万9,000円になっております。これの理由についてお伺いいたします。この事業の生産量とか使用量は予定どおりなのでしょうかということも伺います。

それから、今後のバイオディーゼル燃料にかかわる見通しは。

- ○議長(野村賢一君) 1番野中さん、ページ数、21ページで大丈夫ですか、26ページではないですか。
- **〇1番(野中眞弓君)** 26ページですか、すみません。
- ○議長(野村賢一君) 26ページです。
- ○1番(野中眞弓君) 申しわけありません、ご訂正ください、26ページです。今後の見通し について伺います。

33ページ、介護保険の負担金15万円減額になっております。今、介護保険のサービスについては、ヘルパーとおふろについて、利用料の軽減制度があると思いますが、それについての実績をお伺いいたします。

35ページ、合併浄化槽の設置整備事業補助金1,093万円の減額になっています。これは大変な、何というか、実施率というか、達成率の面では問題があるのではないかという気がするのですが、合併浄化槽の執行率についてお伺いいたします。

そして、その1,000万円以上も残る原因について、どういうふうに考えておられるのか伺いたいと思います。まずここまで。

- 〇議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- **○企画商工観光課長(森 俊郎君)** それでは26ページ、ちょうど中ほどになるんでしょうか、バイオディーゼル燃料販売収入の6万9,000円の減額の理由というか、当初、BDF製造施設の計画ですと4,300リッターを生産する状況で計画を立てておりました。そのときの単価

が65円で売れるだろうということで考えておりまして、計画では27万9,000円を目標としておりました。なお、実績になりますと若干減りまして、現在3,000リッターの製造を行ったところでございます。そうしますと、単価は平均でいきますと70.27円ということで、実は昨年、下がるまでは大分高かったんですよね。その後、現在では大分下がりまして、値段のほうは非常に四十何円とかという額になっていますが、当時とすれば、かなり高かったということで70.27円の平均単価を見ております。実績では、したがいまして、収入が21万800円ということで、27万9,000円から21万800円を引きますと6万8,200円ということで、約6万9,000円の減額になるということでございます。

特にこの減った理由といたしましては、廃食油という性質上、冬になりますと、どうしても何というんですか、粘り気が出て、どうも、いすみ鉄道に今、燃料を5%供給しているんですが、冬場はどうもかかりつけが悪いということが連絡が来まして、1月以降、今、供給を停止している状態でございます。したがいまして、現状では計画をクリアできないということであります。

なお、今後の見通しというか、21年度以降の見通し、当然、環境問題を考えますと、どん どん出てくるわけですので、できれば全量集めて処理をしたいと。そうしますと、一方では、 いすみ鉄道ではそういう状況も出ておりますので、やはり今後は農業機械等、そういったと ころに供給をして販売をしないと処理ができないのではないかなというふうに考えておる状 況でございます。

そんなことで減額の理由は、そういったことで、いすみ鉄道の冬場の利用がないということから減額をさせていただいた状況でございます。

以上です。

- ○議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 33ページの介護保険事業費の中の負担金補助及び交付金で ございますけれども、ヘルパー、また入浴の実績ということでございますが、この事業につ きましては、実施要綱の中で実施をしておりまして、この要綱が20年3月31日、19年度まで と、この要綱はなっております。ただ、20年2月、3月分を利用しておりますので、その分 を20年度予算として実績として計上してありますけれども、その実績の件数につきましては、 訪問介護が44件、訪問入浴15件でございます。

以上です。

〇議長(野村賢一君) 環境生活課長。

○環境生活課長(塩田常夫君) 35ページの合併浄化槽の補助金の関係で1,093万円の減ということですけれども、実績によりますと、新設が16基、当初30基見込んでおりました。単独転換5人槽を10基見込みましたが、実績としては2基でございました。同じく単独転換で7人槽を5基見込みましたが、実績では2基でございます。それからくみ取り転換、これを5人槽を5基見込みましたところ11基、同じくくみ取り転換で7人槽を3基見込んだところ、実績では1基でございました。

このように見込みが多いというか、多く見込んだが、実績としては少ない。この結果からしてみますと、私が感じるには、くみ取り転換は、くみ取りは合併浄化槽に直してきている。ただ、単独転換ですね、単独の合併浄化槽を持っているから、もう少し様子を見ようとか、そういう考えをしているのかなと思われます。広報紙等による周知がもう少し必要かなと、こう思われるわけです。

以上でございます。

- ○議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。6番、君塚義榮さん。
- ○6番(君塚義榮君) 30ページと、関連なんですけれども19ページ、これは定額給付金給付事業補助金として1,000万円入っています。それで30ページに同じく定額給付金給付システム開発委託料、これは380万ですか、これが入っているんですけれども、定額給付金は景気刺激策云々と言われていますけれども、その成否は別として、この1,000万円入ったのに加えて、この委託料、これはどういう意味で委託料を入れてあるのか、これはもう地域によっては現金で支払っているところがあるんですけれども、今から開発委託をして、じゃ、実際、大多喜町ではいつごろ給付開始ができるのか、委託開発がどういう意味で委託開発をしているのかをご説明願いたいと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- ○企画商工観光課長(森 俊郎君) 19ページの中ほどの7目定額給付金給付事業補助金、これは今回、事務費ということで1,026万5,000円の計上をさせていただきました。これにつきましては、職員の手当、あるいは臨時職員の賃金、あるいは印刷製本費、消耗品、いわゆる定額給付を行うための、いわゆる事務費を今回、20年度の事業ということで補正予算に計上させていただいたということでございます。

なお、31ページのいわゆるシステム開発というのは、これにつきましては、これから、2 月3日に、まだ正式な名称ではないんですが、定額給付金の対策室的なものを実は設けまし た。その中で行うことというのは、これから給付に向けての、いわゆる世帯ごとに給付する ための住民登録から引き出すためのシステム、そういったものをつくらなくてはいけないと いうことで、人間が手作業でやるわけにはいきませんので、システム開発業者に委託をしま して、そのシステムをつくり上げるということになっております。

したがいまして、今それに向けた、どういうものをつくり上げるかということとは、一方では職員でできる部分もありますが、一方ではシステムをつくる会社にお願いしなくてはいけないということで、双方が一体になって取り組むような内容のシステム開発、そういったものをこれから、今月中に開発しなくてはいけないと。でないと、今後予定しております4月中旬以降の給付に間に合わないという状況に現在来ております。

なお、もう既に新聞等で交付をしているところがございますけれども、それにつきましては、ちょっと早過ぎて、フライングをした形で事務のほうを進めたという状況もございますが、大多喜町としては、これからこのシステムをつくりまして、もう一方では、会社のほうももうそういったシステムを心得ておりまして、そういう事務が出るということでやっておりますので、今後この辺の委託を進めて、給付のほうを早くやりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「関連」の声あり)

- ○議長(野村賢一君) 1番、野中眞弓さん。
- ○1番(野中眞弓君) この定額給付金について、普通の家族構成であれば問題ないんですけれども、例えば、ここでは少ないと思うんですけれども、家族に連絡できない路上生活者とか、DV、家庭内暴力で奥さんが出ていってしまって、夫には居所を知られたくないという、そういうような人たちに対する給付、あと外国人とか、普通でない状況を抱えた人たちに対する対策などについては、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- ○企画商工観光課長(森 俊郎君) これから、いろんな実はケースが出てきます。これまで プロジェクトチームの中で検討はしてきているものの、今後、個々に当たりますと、今言わ れたように、家庭内でのいろんな問題が多分出てくると思います。当然、亡くなった人も2 月1日に生きていればもらえるし、また結局、犯罪を起こして入っていてももらえるという ことであります。そういったことで、我々の仕事とすれば、ある一定期間、6か月と言われ

ておりますが、その期間内でできるだけ探してあげて、直接渡せられるような状態ができればなと。したがいまして、そういう理由のある人には、理由のあるような対応を町としてはしていきたいということで現在考えておりますが、普通の家庭であっても、なかなか世帯主にそういうお金が行ってしまうと、子供のほうというか、そこから子供のほうに回らないとか、あるいは親のほうに回らないとか、家によっては、そういったこともあるやに聞いておりますので、交付の仕方とすれば、世帯主にすべての振り込みをするという実態になっておりますが、案件案件で、いろいろなことが今後、想定されるのかなということで、それについても今後、対策室のほうで十分検討をしていこうかなというふうに考えております。以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

10番、藤平美智子さん。

○10番(藤平美智子君) 42ページ、文化財保護費のところなんですけれども、これは現在、町としての重要文化財と、国としての重要文化財が、各何点ぐらいあるか、教えていただきたいと思います。

そして、この保護の方法はどのようにされているのか、この辺、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(渡辺嘉昭君) お尋ねの42ページ、4文化財保護費でございますが、1万9,000 円の減額でございますが、これは無形文化財育成補助金、1団体分の減額でございます。

町あるいは国の文化財の指定状況についてのお尋ねでございますが、これはちょっと手持ちがございませんので、もし、間に合えば、本日中にお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 36ページ、可燃ごみ委託料が544万6,000円、増になっております。平成20年度で結構ですが、可燃ごみの処理実績についてお伺いいたします。まだ全部で年度が終わっているわけではありませんので、今の時点でわかっているもので結構です。重量、そして委託料、そしてキロ当たり、トン当たりの処理単価など、教えていただければと思います。

それと、ごみの減量化は非常に重要な、しかも難しい問題だと思いますが、そこから考え

ますと、この544万6,000円の増額というのは、可燃ごみ処理料の約1割ぐらいの増額になる わけですよね。それは無視できない問題だと思うんです。この原因についてどういうふうに お考えになるのか伺いたいと思います。

39ページ、道の駅管理手数料、役務費手数料が181万2,000円の減額になっております。役務費のほとんどが汚泥手数料のようなのですが、その中での181万円の減額というのは、かなりのパーセンテージで減額になっています。その減額理由について伺いたいと思います。

この減額理由と、先ほど報告にあった城見ケ丘のコミュニティープラントも、処理料が減額になっておりますけれども、理由は同じようなものなのでしょうか、関連も伺えたらと思います。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 環境生活課長。
- **○環境生活課長(塩田常夫君)** 36ページの塵芥処理費のごみ処理委託料、いすみクリーンセンターごみ処理委託料でよろしいんでしょうか。

(「はい、すみません」の声あり)

○環境生活課長(塩田常夫君) 544万6,000円の増額でございますが、これはごみ処理委託をしておりますいすみ市いすみクリーンセンターの維持管理費の関係でございます。この544万6,000円の増は、いすみクリーンセンターの2号炉の焼却炉の煙道の修理の負担金分が増となったものでございます。

以上でございます。

(「ごみ処理の実績、20年度、今までのところ」の声あり)

- ○環境生活課長(塩田常夫君) すみません、ごみ処理の実績は、今、手元に持っていません。 調査して、後でお答えしたいと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- **〇建設課長(浅野芳丈君)** 39ページの役務費の手数料の減ということでございますが、これにつきましては、その理由ということでございますが、端的に申し上げますと、汚泥の収集回数が減になったということでございます。回数につきましては、11回が1回になったという内容でございます。

この理由でございますが、平成19年度が11回くみ上げておったんですけれども、今まではいすみ環境衛生組合が清掃及び点検、そういったものをすべて行っておったわけでございますが、実は20年度から、その点検をできる方がいなくなってしまったということで、そうい

ったことで、ほかの会社にお願い、民間というような形になるわけでございますが、そちらのほうにお願いをせざるを得ないと。ちなみに、ここの浄化槽の人槽は80人槽でございまして、そういったことで今までやっておったことと変わってきたということでございます。それにつきましては、種々いろいろな見解がありまして、私どものほうでは専門的な形になりますので、おのおのを聞いたんですけれども、その、おのおのの考え方の内容が大分違っておるということでございます。環境衛生組合につきましては、排出される透明度、それを基準にしてくみ上げておったということだそうでございます。

今度の新しい会社につきましては、スカムというものをご存じであろうかと思いますけれども、槽の中に、一番上に油膜みたいな形で層が張るわけですけれども、それが1センチ、2センチ、最終的に30センチ、40センチになる、そういったものがあるわけでございます。その下に水があって、処理水ですね、その下に汚泥があるというような形になるわけでございますが、そのスカムと汚泥が大体同じ厚さになるということでございます。

それで、そのスカムが20センチから30センチということは、汚泥が20センチから30センチになった時点で、処理能力に合わせて、それをくんでいたということでございまして、今回、4月から12月までくみ取りをしなかったということでございます。それについては、いろいろな関係があるということをお話ししたんですけれども、何というんでしょうか、俗に言う、チーズをつくりますと、中にふわふわしたものができるわけですね、それが沈殿していって、それを固めたものがチーズになるわけですけれども、それをやったような形になる、長年、2か月、3か月、4か月になりますと、固くなってくるということがあるそうでございます。それで、くみ上げの量が少なくなってくると。それとあと期間が長くなりますと、表に出るものがかなり多くなってくると。ですから排水関係につきまして、片や透明度が30センチなんですけれども、片や15センチ、これは法律的な形ではクリアしておるんですけれども、透明度等がかなり違ってきておるという状況がございまして、それで11回対1回になっておるという状況でございます。

法律的に問題ではないということでございますので、私どものほうも、安いほうがいいということで、それでやらせていただいているという状況でございます。

それと、城見ケ丘も同じ理由でございます。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありせんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第17、議案第14号 平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計補 正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 49ページをお開きいただきたいと存じます。

平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ923万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,733万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、53ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の補正の主な内容でございますが、本年度より後期高齢者医療制度が開始されたことにより、被保険者数が当初見込みより減少したことに伴い、国民健康保険税共同事業交付金

並びに療養給付費等の負担金の減、また療養給付費交付金につきましては、当初、制度がは っきりしていなかったための増等によるものでございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。

1 款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額でございますが1,003万7,000円の減、当初見込みより被保険者数の減によるものでございます。

4款国庫支出金、1目療養給付費等負担金、補正額452万9,000円の減額でございますが、 一般被保険者分医療費の実績による減でございます。

5 款療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金でございますが、退職者、被保険者、療養給付費に対する交付金で、当初、制度がはっきりしていなかったこともありますが、退職被保険者分医療費の増に伴い、3,377万5,000円を計上させていただきました。

54ページをお開きいただきたいと存じます。

8 款共同事業交付金、1 目共同事業交付金1,867万2,000円の減、80万円を超える高額医療者の実績減によるものでございます。

9款1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額747万2,000円の減額、これは実績による減でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額948万7,000円の減額、決算見込みによる基金に繰り入れる必要がなくなったことによるものでございます。

10款繰越金、2目その他繰越金、補正額2,565万3,000円、これは前年度繰越金で実績による増でございます。

55ページに移りまして、歳出でございますが、2款保険給付費につきましては、財源内訳の変更で、1目につきましては療養給付費負担金、また高額医療費共同事業交付金の減、2目につきましては、療養給付費交付金の増によるものでございます。

2 款保険給付費、1目一般被保険者高額療養費、これは見込みによる増としまして600万円を計上させていただきました。

56ページをお開きいただきたいと存じます。

7款共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額323万1,000円を計上させていただきました。これは交付金の実績による増でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中眞弓さん。

- **〇1番(野中眞弓君)** ちょっと聞き逃してしまいました。53ページの国保税の1,003万7,000 円の減額の理由をもう一度お聞かせください。
- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 1目の補正額1,003万7,000円の減額につきましては、これは予算作成時に試算した被保険者数が実際より多かったことによるものです。一般被保険者数でございますが、年度当初4月末で49人、1月末で94人減少したことによる減額でございます。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありせんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第18、議案第15号 平成20年度大多喜町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 57ページをお開きいただきたいと存じます。

平成20年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,674万円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ1億688万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、60ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国の制度見直しによる低所 得者に対する保険料軽減割合拡大による減、また保険基盤安定繰入金の増及び使用料等の増 でございます。

歳出につきましては、広域連合へ納付する保険料納付金の減でございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、補正額につきましては3,100万円の減額でございますが、国の制度見直しにより軽減割合拡大による減でございます。

2 目普通徴収保険料、補正額1,001万5,000円、国の制度見直しによる軽減割合拡大により 10月から特別徴収から普通徴収への移行によるものでございます。

2款繰入金、1目事務費繰入金でございますが、4万円の減。

2目保険基盤安定繰入金、補正額424万5,000円、広域連合の算定結果に基づき、当初見込まれていなかった被扶養者の均等割、5割軽減分の増額分でございます。

4款使用料及び手数料、1目督促手数料、補正額4万円を計上させていただきましたが、 督促に伴う手数料でございます。

61ページに移りまして、歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,674万円の減、広域連合へ納付する保険料納付金の減額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 簡単に反対討論をしたいと思います。

この補正予算でも、この後期高齢者医療制度の抱えている高齢者の負担軽減、多少は軽減されていますけれども、保険料及び医療費の負担の問題について、決して解決はされておりません。それをもちまして、このままこの補正予算を認めるわけにはいきませんので、反対討論といたします。

以上です。

○議長(野村賢一君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第19、議案第16号 平成20年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 63ページをお開きいただきたいと存じます。

平成20年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億176万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,778万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、69ページをお開きください。

今回の補正の主な内容でございますが、介護給付費、これは居宅介護サービス、施設介護サービス、介護予防サービス利用者等の増によりまして、また本年4月より行われる介護報酬改定に伴い、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を計上したことによる補正でございます。 歳入からご説明をいたします。

1 款保険料、1 目第1号被保険者保険料、補正額145万5,000円を計上させていただきました。1 節につきましては、特別徴収者の増、2 節につきましては、普通徴収者の減、また3 節につきましては、滞納繰越分徴収に伴う増でございます。

2款分担金及び負担金、1目介護予防事業負担金16万8,000円の減につきましては、配食サービス事業者の事業撤退による事業未実施のためでございます。

3款使用料及び手数料、1目督促手数料、これは実績減により8,000円の減額でございます。

70ページをお開き願います。

4款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額1,150万8,000円、介護サービス利用者の増に伴う国法定負担分の増。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額651万6,000円、介護サービス利用者増に伴う調整交付金の増でございます。

2目地域支援事業交付金につきましては、特定高齢者及び一般高齢者施策事業の実績減に 伴い25万8,000円の減額。

3目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、補正額18万5,000円、事業に要する経費でございます。

4目介護従事者処遇改善臨時特例交付金、補正額604万9,000円、平成21年4月に行われる 介護報酬約3%改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するために交付される介護従事者処遇改 善臨時特例交付金でございます。

5 款県支出金、1目介護給付費県負担金、補正額1,253万6,000円、介護サービス利用増に

伴う法定の県負担分でございます。

71ページに移りまして、2項県補助金、補正額12万8,000円の減額でございますが、事業 実績減によるものでございます。

6款支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額2,210万円を計上させていただきましたが、介護サービス利用増に伴い、社会保険診療報酬支払基金からの法定交付金31%分でございます。

2目地域支援事業支援交付金39万1,000円につきましては、実績に伴う増でございます。

7款繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,143万9,000円、介護サービス利用増に伴う町 法定負担の増分を計上いたしました。

72ページをお開きいただきたいと存じます。

7 款繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額3,126万9,000円、介護サービス利用 増に伴う保険料不足分として計上いたしました。

- 8款諸収入、1目雑入、これは運動教室参加者の減に伴い21万7,000円の減額。
- 9款繰越金、1目繰越金99万8,000円の減額、これは実績減でございます。

73ページに移りまして、歳出でございますが、1款1項総務管理費、1目一般管理費、補 正額80万2,000円の減、12節役務費につきましては、被保険者保険者証発送郵便料の減。

2項徴収費、1目賦課徴収費、これは実績減に伴い15万6,000円の減。

3項介護認定審査会費、1目介護認定調査等費、これは実績増に伴い38万4,000円を計上いたしました。

2 款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費から74ページの 10目特例居宅介護サービス計画給付費につきましては、利用実績の増、また減に伴い、補正 額、これは計でございますが9,588万円を計上させていただきました。

75ページに移りまして、2款2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費から7目介護予防サービス計画給付費につきましては、これは要支援1から2の認定を受けた方への在宅サービスで、介護予防サービスの利用実積の増、また利用実績の減に伴い、補正額でございますが、計といたしまして143万8,000円を計上いたしました。

76ページをお開きいただきたいと存じます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額5万円、これは介護予防サービス利用増に 伴う審査支払手数料の増でございます。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額30万円、要介護1から5の

認定を受けた方へのサービスで、対象者の増でございます。

5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額85万円、申請により負担額の軽減をし、施設入所者の食事、また居住費の緩和対策でございまして、対象者の増によるものでございます。

77ページでございますが、4款基金積立金、2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、補正額604万9,000円、介護従事者の処遇改善を主な目的とし、介護保険料の上昇分を抑制するため、必要な経費として国より交付されるもので、基金に積み立てるものでございます。

5 款地域支援事業費、1 目介護予防特定高齢者施策事業費15万6,000円の減額でございますが、参加者の減によるものです。

2目介護予防一般高齢者施策事業費、補正額153万7,000円の減額でございますが、7節賃金につきましては、健康づくり教室参加者減により、週4回を2回にしたことによるものでございます。14節使用料及び賃借料でございますが、参加者減に伴い、運動教室参加者システム使用料の減でございます。

78ページをお開き願います。

5款2項包括的支援事業・任意事業、1目任意事業費、補正額52万8,000円の減額、配食 サービス委託事業所の事業撤退により、事業実績がなかったことによるものでございます。 以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、君塚義榮さん。

○6番(君塚義榮君) 70ページの国庫支出金の4款ですけれども、介護従事者処遇改善臨時特例交付金というのがありますけれども、この臨時の期間というのはいつからいつまでですか、それが1点。

それと、この介護している事業所、これは町内にどのくらいあるのか。それと改善を受ける介護者というのは、一体どういう人を介護者というのか。資格があるのか、資格がなくてもいいのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) まず、この604万9,000円の補正でございますけれども、これは介護従事者処遇改善臨時特例交付金、これは介護報酬の改定、約3%分ですね、それに

伴う交付金で、国から出るものでございます。これにつきましては、21、22、23、これは第 4期の介護保険事業計画の中で21年度から23年度ですか、この3年間でございます。

それで、21年度につきましては、国で試算した上昇分全額、22年度につきましては半額、 23年度につきましては広報とか啓発等の事業でございます。

それで、基金の中でもご説明をさせていただきましたけれども、残った分については、また国にお返しするような方法になっております。

それと、事業所と介護する人、事業所につきましては、今実績、ここに資料を持ち合わせ してございませんので、後ほどお示しをしたいと思います。

それから、資格の関係でございますけれども、福祉施設、そういう施設に入っている人は、 特に資格がなくてもできますけれども、とりあえず1級、2級、ヘルパーの資格があれば、 それにこしたことはないというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(野村賢一君) 6番、君塚義榮さん。
- ○6番(君塚義榮君) 介護者というのは、資格がなくても、一応、国で決められている1年目ですから3%、これは受けられるわけですね。そうすると、じゃ、事業所でなくて、家庭で介護している介護者についてはどうなんですか。
- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(苅米與ヱ門君) この臨時特例交付金につきましては、介護をするしないということではなくて、第1号被保険者の保険料の上昇分を抑えるための交付金でございまして、その保険料を低く抑えるための交付金でございます。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第20、議案第17号 平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(岩瀬鋭夫君) それでは、81ページをお開きください。

平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ485万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億368万4,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

提案理由でございますけれども、今回の補正の主なものは実績によるもの、及びナースコールの改修を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、84ページをお開きください。

それでは、歳入からご説明いたします。

1 款介護給付費交付金、1目居宅介護給付費交付金、補正額236万9,000円でございます。 短期入所者の介護給付費交付金の施設利用分の増でございます。

2 目施設介護給付費交付金、補正額219万1,000円でございます。長期入所者の介護給付費 交付金の施設利用分の増でございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目居宅介護給付費負担金、補正額45万1,000円で ございます。短期入所者の介護給付費負担金の施設利用分の増でございます。 2目施設介護給付費負担金、補正額2万8,000円でございます。長期入所者の介護給付費 負担金の施設利用分の増でございます。

5 款諸収入、1 目雑入、補正額18万9,000円の減でございます。実績によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。85ページをお開きください。

1款総務費、1目一般管理費、補正額10万円の減でございます。実績によるものでございます。

2目施設管理費、補正額278万7,000円でございます。これは光熱水費等の実績による減及 びナースコールの改修経費でございます。

2款事業費、1目居宅介護サービス事業費、これは財源内訳の変更でございます。

2目施設介護サービス事業費、補正額215万円の減でございます。臨時職員の中途退職等 による補充が一時期できなかったこと等によるものでございます。

3款基金積立金、1目財政安定化基金積立金431万3,000円、これは本年度事業実績による ものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第21、議案第18号 平成20年度大多喜町水道事業会計補正予算 (第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

水道室長。

〇水道室長(浅野芳丈君) それでは、87ページをお開き願いたいと思います。

平成20年度大多喜町水道事業会計補正予算(第3号)。

(総則)

第1条 平成20年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、4億8,855万5,000円、補正予算予定額250万4,000円、計4億9,105万9,000円。

第1項営業収益3億4,520万1,000円、補正予定額27万2,000円、計3億4,547万3,000円。

第2項営業外収益1億4,335万4,000円、予定額でございますが、補正予定額223万2,000円、 計1億4,558万6,000円。

支出でございますが、第1款水道事業費用4億8,939万1,000円、補正予定額が減の720万3,000円、計4億8,218万8,000円。

第1項営業費用4億2,060万8,000円のところ、補正予定額減の755万7,000円、計4億1,305万1,000円。

第2項営業外費用6,538万3,000円のところ、補正予定額が99万円、計6,637万3,000円。

第3項でございますが特別損失、予定額でございますが300万円、補正予定額、減の63万 6,000円、計236万4,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,977万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,493万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,484万円にて補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,352万2,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額414万9,000円、過年度分損益

勘定留保資金1,493万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,443万7,000円にて補填する ものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページでございますが、収入でございますが、第1款資本的収入8,570万円のところ、 補正5,636万円、計1億4,206万円。

第2項企業債8,060万円のところ、減の1,060万円、計で7,000万円でございます。

第3項出資金ゼロ、補正予定額が6,696万円、計6,696万円。

支出でございますが、第1項資本的支出2億1,547万7,000円のところ、補正が6,010万5,000円、計2億7,558万2,000円でございます。

第1項建設改良費1億660万2,000円のところ、補正が6,010万5,000円、計が1億6,670万7,000円でございます。

(企業債)

第4条 予算第5条中表を次のように改める。

起債の目的、配水管更新事業、限度額500万円、以下は同じでございますので割愛をさせていただきます。

第5次経営変更事業6,500万円、計7,000万円でございます。

事項別明細で説明をしたいと思いますので、91ページをお開きいただきたいと思います。 収益的収入及び支出でございますが、収入の部でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目2その他営業収益、補正予定額27万2,000円、これ につきましては、貯蔵品の売却収益でございます。

項2営業外収益、目3県補助金、補正予定額が223万2,000円でございまして、県補助金、 これは内容は水道総合対策補助金というものでございますが、実績による増でございます。

支出でございますが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、補正予定額が80万円でございまして、節19でございまして、修繕費50万円の増でございます。施設修繕の増という内容でございます。

同じく受水費でございますが30万円、施設切りかえによる増、これは平塚の加圧所これは 当年度試験を行うわけでございますが、それの洗浄用水の費用でございます。

目2配水及び給水費でございますが、補正2万8,000円、これは手当でございます。

目3の総係費でございますが9万9,000円の補正、同じく手当でございまして、同じく時間外、上と下同じでございます。時間外でございます。

目4減価償却費、補正予定額減の299万9,000円、内容は有形固定資産減価償却費でござい

ます。これは実績による減でございますが、水道管の関係で、減価償却の期間が25年から40年に改められたということから、そのパーセンテージが下がったということでの内容でございます。

目5でございますが、資産減耗費、補正予定額減の548万5,000円、内容は固定資産の除却費の減でございます。これは国道の黒原において工事を行う予定であったものが、なくなったということでの減でございます。

項2営業外費用、目2雑支出、補正予定額が49万5,000円、これは雑支出でございまして、 内容は特定収入仮払消費税の実績による増でございます。

目3消費税49万5,000円、同額でございますが、補正の予定額でございます。消費税の実績による増でございます。

項3特別損失、目1過年度損益修正損、これは補正予定額でございますが、減の63万 6,000円でございます。これは未納の関係が納入されたものによるものでございます。

続きまして、92ページをおあけいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございますが、収入、款1資本的収入、項2企業債、目1企業債、 補正予定額か1,060万円の減でございまして、企業債の減でございまして、工事費が減になったということで減になっております。

項3でございますが、出資金、目1出資金、補正予定額6,696万円でございますが、これは一般会計からの出資金でございますが、これは先ほど来、お話を申し上げております地域活性化生活対策臨時交付金によるものでございます。

支出の部でございますが、款 1 資本的支出、項 2 建設改良費、目 1 配水施設費、補正予定額でございますが3,913万2,000円、手当でございますが、13万5,000円の減でございます。 3 条予算のほうに移したということで 1 名減ということでございます。

それから工事請負費でございますが3,926万7,000円、これは弓木と黒原の工事を行うものでございます。

それと目3の施設拡張費でございますが、減の882万7,000円の補正予定でございます。これは工事、平塚加圧所の入札差金ということで、減で予定をさせていただきます。

目4でございますが、取水施設費、補正予定額が125万円、工事請負費、伊藤取水施設の 整備でございます。

目 5 浄水施設費、補正予定額が2,855万円の増でございまして、同じくこれは工事費、横山浄水場のろ過施設整備及び面白浄水場の施設整備でございます。2,855万円を増とさせて

いただいたということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(午後 3時54分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時07分)

◎議案第19号~議案第27号の一括上程、説明

○議長(野村賢一君) 日程第22、議案第19号 平成21年度大多喜町一般会計予算から日程第 30、議案第27号までの各特別会計予算及び各事業会計予算までを一括議題とします。

なお、各議案は日程にお示ししたとおり、本日は提案説明のみとします。

議案第19号から順次提案理由の説明を求めます。

初めに、日程第22、議案第19号 平成21年度大多喜町一般会計予算について説明願います。

総務課長。

○総務課長(君塚良信君) それでは、21年度の予算についてご説明申し上げたいと思いますけれども、薄いほうの概要でございますが、これは今回は説明は省略させていただきたいと思いますけれども、最初の1ページにつきましては、町長のあいさつの中にありましたように、全体のことを記入しております。

その次の3ページには、会計の規模別の比較を掲載してあります。

その次、4ページは一般会計のことをずっと書いてありまして、歳入歳出を書いてありまして、あと8ページから、今回は係ごとに主要な事業を載せたものが8ページから15ページまで記載しておりますので、今までより大変多くなっておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

それから、特別会計の概要も記載してありますので、また後ほどごらんいただければというふうに考えております。

概要のほうのことは以上で終わりたいと思います。

それでは、厚いほうの予算書でご説明申し上げます。

それではまず、1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第13号 平成21年度大多喜町一般会計予算。

平成21年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億5,000万円とする。

以下、記載のとおりでございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為でありますが、総元小学校と上瀑小学校のパソコン導入費でございます。いずれも耐用年数が経過し、老朽化に対応するために更新するものでありますが、次年度以降の契約について議決を求めるものでございます。期間は平成22年度から平成27年度までの6か年で、限度額はそれぞれ1,109万9,000円でございます。合計では2,219万8,000円となっております。

10ページをお開きいただきたいと思います。

3表、地方債でございますが、平成21年度に発行予定いたします起債の内容でございます。 まず、起債の目的といたしまして、道路整備事業債、限度額が2,990万円、これは辺地対 策事業で、町道小倉野線の改良に充てるものでございます。 起債の方法としては、普通貸借または証券発行利率といたしまして5%以内、起債の方法 につきましては例年同様でありまして、記載のとおりでございます。

以降、起債の方法、利率、償還方法につきましては、同じ条件でございますので、限度額 のみ申し上げます。

次に、臨時財政対策債でございますが、町財政の財源不足を補うために制度的に許可される起債でございまして、この元利償還金は、後年度に町債に交付税で補てんされることになっております。合計で2億4,000万円でございます。

次は、14ページをお開きください。

2の歳入でございますが、歳入の説明をさせていただきますが、節欄及び説明欄につきま しては、概要のみの説明とさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

款1町税、項1町民税、目1個人といたしましては、本年度予算額は3億7,335万3,000円 を見込み、前年度と比較いたしまして1,610万5,000円の減でございます。

次の目2法人につきましては6,312万円を見込み、前年度と比較いたしますと1,960万円の 減額であります。

次の項2目2国有資産等所在市町村交付金418万円を見込みました。

次に項3目1軽自動車税2,442万円で、前年度に比較して5万7,000円の減額を見込んでおります。

次は、15ページになりますけれども、項4目1町たばこ税7, 363万4, 000円で、前年度に比較いたしまして63万4, 000円の増でございます。

項5目1鉱産税につきましては249万9,000円で、前年度比9万9,000円の増であります。

項6目1特別土地保有税は10万円で同額でありますが、これは滞納繰越分でございます。

次に、項7目1入湯税でありますが、400万円を見込み計上いたしました。前年度と比較いたしますと240万円の減となっております。

16ページをお開きください。

款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税、目 1 地方揮発油譲与税1,190万円、全額増となっておりますが、道路財源につきましては、平成21年度から一般財源化することとしており、自動車取得税及び軽油取引税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止するとともに、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改めるもので、全額増となっております。

項2目1自動車重量譲与税6,500万円、前年比450万円減となっております。

項3目1地方道路譲与税710万円、前年度と比較いたしますと1,560万円の減額であります。

先ほど地方揮発油譲与税で申し上げましたように、本来でありますと、この地方道路譲与税につきましては廃止すべきところでありますが、地方道路譲与税は3月に交付され、この6月に交付対象となるものは平成21年3月から5月までの分とされ、交付期限がずれることによって1か月分、従来の地方道路譲与税として残るものであります。

次に、款3目1利子割交付金390万円、前年度で80万円の減。

次の款4利子割配当金、目1配当割交付金180万円、前年度と比べて300万円の減となって おります。

次のページになります。

款5目1株式等譲渡所得割交付金100万円で前年度と比較いたしますと150万円の減となっておりますが、それぞれ地方財政計画や過去の実績等を勘案し、見込み額を計上したものであります。

款6地方消費税交付金、目1地方消費税交付金1億1,350万円につきましては、地方財政計画や県の予算見込み並びに過去の実績等を勘案し推計し、前年比1,050万円の減を見込み計上いたしました。

款7目1ゴルフ場利用税交付金1億2,500万円、前年度より700万円の増を見込みました。 次の款8目1自動車取得税交付金4,340万円、前年比で1,560万円の減で、それぞれ実績を 見込み計上しました。

目2旧法による自動車取得税交付金10万円でございますが、平成21年4月から自動車取得税の改正により新法になるわけでありますが、3月分が見込み積算となるため差額分が予想されるため、旧法に若干の予算を見込み計上いたしました。

18ページをお開きください。

款9地方特例交付金、項1目1地方特例交付金940万円で220万円の増となっております。 款9地方特例交付金、項2目1特別交付金は、109万5,000円を見込み計上いたしました。 款10目1地方交付税でありますが12億3,000万円でございます。地方財政計画等を勘案し、 普通交付税として前年度比較1億5,000万円の増額を計上いたしました。

款11目1交通安全対策特別交付金240万円、前年比10万円増を見込み計上いたしました。 款12分担金及び負担金、これは事務事業実施等の受益者負担金でありますが、項1負担金、 目1民生費負担金として6,446万円を計上いたしました。このうち主なものは節1児童福祉 施設費負担金、これは保育料でございますが5,799万円。このほか19ページになりますが、 記載のとおりでございます。 目2衛生費負担金463万2,000円、これは火葬場の運営費のいすみ市からの負担金でございます。

目3農林水産業費負担金263万円、中山間地域総合整備事業に係る受益者負担でございます。

目4教育費負担金35万8,000円、小・中学校スポーツ振興センターの加入負担金でございます。

目 5 給食費負担金 1 億1,134万9,000円でございます。節 1 は学校給食費負担金、節 2 は学校給食センター運営費のいすみ市の負担金でございます。

20ページをお開きください。

次に、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生費使用料629万7,000円は、火葬場の使用料382万8,000円、節2の地域し尿処理施設使用料246万9,000円は、城見ケ丘団地コミュニティープラントの使用料であります。

目 2 農林水産業使用料182万9,000円で、内容は記載のとおりであります。

目3商工使用料190万円は、物産センター及び商い資料館の使用料であります。

目4観光使用料431万7,000円、町営住宅駐車場及び観光センターの使用料でございます。

目 5 土木使用料3,840万3,000円、節 1 道路使用料1,008万1,000円、節 2 住宅使用料2,674万1,000円などとなっております。

次のページになります。

目 6 教育使用料は452万2,000円でございますが、このうち主なものは節 1 公民館使用料60万、節 2 スポーツ施設使用料387万2,000円、節 3 学校施設使用料であります。

次に、項2手数料、目1総務手数料692万4,000円、主なものは2節の諸手数料、戸籍、住 民票の証明手数料でございます。

目2民生費手数料1万2,000円は、保育料督促手数料でございます。

目3衛生手数料1,718万3,000円の内容は記載のとおりであります。

22ページをお開きください。

目4農林水産業手数料として1万3,000円、鳥獣飼育許可手数料でございます。

目5土木手数料として26万2,000円、屋外広告物取扱手数料が主なものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、予算が7,489万6,000円でございますが、この内訳でありますが、節1から節5まで児童手当関係の国からの負担金を初め、節6は国民健康保険基盤安定負担金、7節は障害者自立支援給付費等負担金であります。

23ページになります。

項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金273万9,000円、内容は記載のとおりでありますが、 障害福祉事業や子育て支援に関する補助金であります。

目 2 衛生費国庫補助金377万2,000円でございますが、合併処理浄化槽設置整備事業補助金 でございます。

目 3 土木費国庫補助金3,298万7,000円、街なみ環境整備事業補助金、道路整備に関する補助金となっております。

目 4 教育費国庫補助金46万4,000円、特別支援教育就学奨励費や美化等の振興備品の補助であります。

24ページになりますが、項3国庫委託金、目1総務費委託金27万6,000円、これは外国人 登録事務の委託金でございます。

目2民生費委託金290万2,000円、主なものは国民年金関係事務の委託金であります。

款15県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金29万6,000円、これは県の条例による 事務処理の特例交付金でございます。

目2民生費県負担金9,642万4,000円、内容といたしましては、節4非被用者小学校修了前特例給付までは児童手当支給事務に係る県の負担金であります。このほかといたしましては、5節国民健康保険基盤安定負担金、次のページになりますが、6節障害者自立支援給付費等負担金は、身体障害者介護給付金等の福祉負担金であります。7節後期高齢者医療保険基盤安定拠出金でございます。

目 3 土木費県負担金1, 250万2, 000円でございますが、地籍調査に係る県負担金でございます。

次に、項2県補助金、目1総務費県補助金300万円、国民投票投票人名簿構築費用交付金であります。

目2民生費県補助金2,540万2,000円、このうち主なものにつきましては、節1重度障害者 医療費補助金、3節老人福祉費補助金、次のページになりますが、7節では児童クラブ設置 育成事業補助金、8節地域子育て支援センター事業補助金、13節では地域生活支援事業費等 補助金等のほか、記載のとおりであります。

27ページになりますけれども、目3衛生費県補助金1,714万6,000円、主なものといたしましては、節1乳幼児医療対策事業補助金、節3合併処理浄化槽設置促進事業補助金、5節は南房総広域水道用水供給事業補助金等でございます。

目4の農林水産業費県補助金1,064万3,000円、主なものでは節1農業委員会交付金補助から、次のページになりますけれども、節5野生猿鹿保護管理事業補助金、8節ではイノシシ管理事業補助金、11節は有害獣被害防止対策事業補助金等であります。

次に、目 5 商工費県補助金55万8,000円、これは栽培漁業振興対策事業費補助金でございます。

次の29ページになりますが、目6消防費県補助金といたしましては、石油貯蔵施設立地対 策等交付金、自主防災組織設置に伴うものとして430万円を計上いたしました。

次に、項3県委託金、目1総務費委託金2,568万6,000円、主なものは、2節で県税取扱委託金のほか、4節各種統計調査委託金、節5につきましては衆議院議員選挙委託金でございます。

目2民生費委託金では9万6,000円、民生委員協議会事務委託金であります。

30ページになりますが、目3農林水産費委託金2,842万4,000円、県民の森の管理委託金であります。

目4土木費委託金160万円は、国県道の維持委託金。

目 5 消防費委託金260万円は、久保、八声、葛藤地先排水機場の管理委託金でございます。 款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入178万7,000円でございます。これは 町有の土地、建物の貸付料でございます。

目2利子及び配当金72万円、各基金等の利子及び配当金等を見込むものでございます。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入2,500万2,000円につきましては、城見ケ丘団地の 売払収入を見込み計上いたしました。

目2物品売払収入は、存目程度を計上いたしました。

次のページになりますが、17款寄附金につきましては、存目程度を見込むものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は5,775万5,000円でございます。 これは平成21年度当初予算編成に当たり、不足見込み財源相当額を基金から繰り入れるもの でございます。

目2減債基金繰入金3,000万円、これは起債の償還に要する経費に充当するものでございます。

目3交通災害共済基金繰入金から、次のページになりますが、目7庁舎建設基金繰入金までは、それぞれの基金条例の規定により、それぞれ目的に応じた事務事業に充当するために

繰り入れるものでございます。

次のページになりますが、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金は、乳 幼児医療費分高額療養費として、国保会計から繰り入れるものであります。

目2老人保健特別会計繰入金、目3後期高齢者医療特別会計繰入金、目4介護保険特別会 計繰入金は、それぞれの特別会計からの精算金の繰り入れであります。

款19繰越金に1億円、これは前年度会計の見込みによる暫定の繰越金でございます。

33ページになりますが、款20諸収入、目1延滞金30万6,000円でございますが、これは税金等延滞金収入を見込み計上したものでございます。

項2受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入217万9,000円でございますが、これは後期高齢者の健康診査に伴う受託金でございます。

項3雑入、目1高額療養費貸付償還金300万1,000円を見込み、前年度相当を計上いたしま した。

目2雑入、節1雑入3,358万4,000円、内容につきましては、34ページにわたります。後ほどごらんいただければと思っております。

35ページになりますが、款21町債、目1土木債2,990万円、辺地対策事業小倉野線改良に要する財源を充てるものでございます。

目 2 臨時財政対策債 2 億4,000万、これは国の地方財政対策といたしまして一般財源の不足を補てんするために、発行が許可されるものでございまして、元利償還金は制度上、後年度交付税に参入されるものであります。

以上が歳入予算の説明であります。

引き続きまして、歳出予算を説明いたしますので、36ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出でありますが、款1議会費、目1議会費、本年度予算額7,605万4,000円であります。議会費の主な内容といたしましては、議員12名、事務局3名分の人件費のほか、その他の議会運営事業費等でございます。

37ページになりますが、款2総務費、目1一般管理費、予算額は2億5,572万3,000円でございます。主な内容につきましては、37ページから次の39ページのほうにわたりますが、行政連絡員、いわゆる区長さん63名分の報酬や区長会の運営費、町長初め職員18名分の人件費のほか、公務災害補償金負担金及びコピー、パソコン等の事務機器の管理経費や弁護士費用、関係団体の補助金でございます。

40ページをお開きください。

目2文書広報費でございますが941万7,000円、情報公開審査委員報酬や法令、例規集の管理経費、「広報おおたき」の発行経費、町政懇話会経費、ホームページ、例規更新業務委託料等でございます。

目3財政管理費1,580万3,000円、これは予算書の印刷や庁内の財務事務用パソコンシステム保守点検や借上料、財政状況の公表が求められております公会計財産管理システム構築などが主なものであります。

41ページになりますが、目4会計管理費47万4,000円、会計室における出納事務管理経費等でございます。

目 5 財産管理費5,224万8,000円につきましては、42ページに続きますが、町有林管理経費や町有建物、町有車両、庁舎管理等でございます。この中で42ページの13節のほうでありますが、設計業務委託料は役場庁舎の改築についての設計委託料となっております。

次に、目6企画費でございますが1億2,200万2,000円でありますが、次のページに続きますけれども、総合開発審議会委員の報酬や職員6名分の人件費を初め、節13では委託料で老川地先臨時バス業務委託料、汚水適正処理構想策定業務委託料等であります。節15工事請負費は、お城の周辺の遊歩道の整備、節19では負担金補助及び交付金の主なものを申し上げますと、広域市町村圏事務組合負担金2,203万3,000円、地方バス路線対策補助金756万3,000円、このほかいすみ鉄道利用増大対策の補助金や、次のページになりますけれども、いすみ鉄道友の会の補助金、いすみ鉄道基盤維持費補助金2,624万7,000円、またまちづくり提案事業の助成であります。

44ページになりますけれども、目7電子計算費2,785万2,000円、コンピューター業務に係る経費でございますが、主なものでは12節役務費、NTT回線使用料であります。13節では電子計算機器保守委託料、14節では電子計算機借り上げのほか、コンピューター運営管理に関する事務経費等でございます。

45ページの目8諸費でございますが1,037万2,000円、防犯灯の設置や管理費用に対する補助金や防犯組合、交通安全協会に対する補助金であります。このほか23節では過誤納付返還金であります。

46ページになります。

項2徴税費、目1税務総務費7,692万8,000円でございます。職員の人件費のほか、各協議会の負担金や補助金でございます。

47ページでありますが、目2賦課徴収費2,691万7,000円、税の賦課徴収に係る事務的経費のほか、8節報償費210万円は、税の納期前納付報償金であります。13節委託料は、不動産鑑定、公図修正、パソコンの保守点検委託料等でございます。

48ページをお開きください。

節14使用料及び賃借料は、税務事務に要するパソコンシステム等の借り上げでございます。 次に、項3目1戸籍住民基本台帳費3,538万8,000円、職員の人件費を初め、49ページになりますが、住民基本台帳ネットワークシステムの保守点検、パソコンシステムサポート及びパソコン借上料等で、そのほかは管理経費や各協議会の負担金であります。

50ページになります。

項4目1選挙管理委員会費は323万4,000円でございます。これは選挙管理委員会の運営や 関係機関の負担金でございますが、電算ソフトにつきましては、国民投票に係る手続を定め た法律の成立に伴いまして、電算ソフトを変更する委託料でございます。

目2衆議院議員選挙費790万9,000円、これは衆議院議員選挙の執行経費であります。

51ページになりますが、目3大多喜町長選挙費687万8,000円、これは平成22年1月28日、 任期満了に伴う選挙予定の執行管理経費でございます。

52ページをお開きください。

中段より下になりますが、項5統計調査費、目1統計調査総務費1,000万2,000円でございますが、統計事務従事職員の人件費、事務的経費のほか、関係機関の負担金でございます。

次のページになりますが、目2各種統計調査費289万8,000円、指定統計調査にかかわる経費であります。

項6目1監査委員費56万円、町の監査委員の報酬や研修に要する経費等の事務的予算でございます。

54ページになります。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費2億8,251万8,000円でございます。職員の人件費のほか、出産祝いや民生委員の活動報償費でございます。13節の委託料では、地域生活支援事業委託料が主なものであります。

次のページになりますが、19節では負担金補助及び交付金は、主なものを申し上げますと、 社会福祉協議会の補助金、生活ホーム運営事業等補助金、各種団体補助金、負担金等でございます。20節の扶助費でありますが、重度心身障害者医療補助金、身体障害者介護給付や日常生活用具や補装具給付金、福祉タクシー利用助成、障害者グループホーム等の訓練支援費 等、障害者福祉関係の扶助費でございます。節21で貸付金は、高額医療の貸付金であります。 節28繰出金は、国保財政の安定化や国保職員給与すべて国保会計への繰出金でございます。 56ページになります。

目2国民年金費527万6,000円、職員の人件費のほかパソコンシステムの借り上げ等の事務 経費でございます。

目3老人福祉費2,057万5,000円、これは8節で敬老費は敬老祝い品等でございます。13節では委託料として、ひとり暮らし等高齢者緊急通報システムの委託、あるいは外出支援サービスの委託料でございます。57ページの19節でございますが負担金補助及び交付金としては、単位クラブや町連合会、老人クラブ活動に対する補助金でございます。20節の扶助費は、老人日常生活用具給付、節28繰出金は、老人保健特別会計への繰出金でございます。

目4青少年女性対策費51万8,000円は、青少年相談員の報酬や活動費補助でございます。 58ページをお開きください。

目 5 介護保険事業費 1 億3,891万7,000円でございまして、パソコン用ソフトの保守委託料、 予防ケアマネジメント業務委託料、繰出金では介護保険特別会計への介護給付費の法定負担 分を初め、関係職員の給与に係る一般会計への繰出金でございます。

目6後期高齢者医療費1億6,149万8,000円、次のページにかかりますけれども、後期高齢者医療制度の開始に伴い新設された項目でございますが、この事務にかかわる事務経費、療養給付費負担金、千葉県後期高齢者医療連合負担金、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金でございます。

次の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費4,959万5,000円、これは子育て支援の支援策として乳幼児医療や小学校6年生までの児童に対する入院費用の助成にするものであります。

目 2 児童措置費6,154万1,000円、児童手当給付事務に要する経費のほか、60ページになりますが、児童手当給付金が主なものでございます。

目3の母子福祉費でございますが89万2,000円、ひとり親家庭に対する医療費助成金でございます。

次に、目4児童福祉施設費2億4,322万1,000円でございます。これは、保育園職員の人件費のほか、つぐみの森保育園、みつば保育園の2園や、児童クラブ運営に係る経費でございます。臨時保育士の雇用賃金、保育園の運営に係る経費、保育園児の給食用の材料費等でございます。61ページになりますが、このほか保育園の夜間警備、清掃業務委託や送迎バス委託料等の保育園の管理に要する経費でございます。

62ページをお開きください。

款4衛生費、目1保健衛生総務費8,335万5,000円でございます。職員の人件費のほか、国 保国吉病院負担金が主なものでございます。

目 2 予防費3,431万7,000円でございまして、これは予防接種や基本健診等における医師への報酬、予防接種時やメタボリック予防事業、健康づくり等の臨時看護婦やコーディネーター等の雇用賃金、各種健診や診査実施に伴う消耗品または医療用材料でございます。

次のページになりますが、予防接種委託料や住民の健康診査、がん検診委託料、健康づくり事業を実施するためのパソコン等の使用料または関係団体の負担金であります。

64ページの目3環境衛生費でございますが、4,590万円は、職員の人件費のほか、不法投棄監視員の謝礼、65ページになりますが、合併処理浄化槽設置整備事業補助金、生ゴミ処理機購入費が主なものでございます。

次に、目4母子保健事業費423万9,000円、節1報酬は母子保健協力医報酬、そのほか66ページのほうになりますけれども、母子保健事業の事務経費や乳児健康診査等の委託料でございます。

目 5 火葬場費1,361万5,000円、火葬場、無相苑の管理運営に係る経費でありますが、斎場運営委員の報酬や、施設の保守維持管理委託に係る経費や、67ページになりますけれども、 火葬炉の運転業務委託等の委託料、あるいは火葬炉の改修工事費等であります。

目6地域し尿処理施設管理費179万円でございますが、船子地先の城見ケ丘団地のし尿処理施設の維持管理費でございます。

款2清掃費、目1清掃総務費6,581万3,000円、環境衛生組合の負担金などであります。

次、68ページになりますけれども、目2塵芥処理費1億1,791万5,000円、これは一般廃棄物の収集処理、分別収集及び環境センターの維持管理運営費でございます。69ページになりますが、ごみ収集委託料、粗大ごみの管理委託料、ごみ袋の販売手数料、いすみクリーンセンターのごみ処理負担金などが主なものであります。

項3上水道費、目1上水道運営費9,832万6,000円、町水道会計の高料金対策補助、南房総 広域水道企業団補助金、南房総広域企業団への出資でございます。

次は、70ページをごらんください。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、予算額は1,275万3,000円でございますが、農業委員の報酬や職員の人件費、あるいは関係団体への負担金でございます。

目2農業総務費5,012万8,000円、これは農林課6名分の人件費でございます。

目3農業振興費447万2,000円、農家組合長及び農林業振興協議会の委員の報酬や、地域特 産振興事業等経費、事務経費であります。

71ページになりますけれども、節19の負担金補助及び交付金では、72ページにわたっておりますが、生産団体の育成強化補助金や産業まつり実行委員会補助金、そのほか関係団体の補助金であります。

72ページになります。

次に、目4 畜産業費34万4,000円、関係団体育成事業の負担金補助及び交付金でございます。

目 5 農地費1,543万2,000円、次の73ページにかかりますけれども、平沢ダムの管理費、農林道の補修用材料代、土地改良関係団体や中山間地域整備事業の負担金等でございます。

目6集落センター運営事業費59万1,000円、これは集落センターの維持管理費でございます。

74ページになります。

目7味の研修館運営費378万9,000円、施設運営に従事する臨時職員の共済費,賃金、その 他研修館維持の管理運営経費でございます。

目8農村コミュニティーセンター運営費312万1,000円、これは農村コミュニティーセンターの維持管理経費でございます。

75ページになりますが、項2林業費、目1林業総務費2,374万8,000円でございます。職員の人件費のほか、有害獣駆除にかかわる報償費、次の76ページになりますが、町猟友会に対する有害鳥獣駆除委託料等でございます。

目 2 林業振興費812万6,000円、これは主なものでは森林機能強化対策事業委託料や流域育成林整備事業委託料、有害獣対策事業を行う農林業振興協議会に対する補助金等であります。 77ページになりますが、目 3 大多喜県民の森運営費、予算額3,255万6,000円でございます。 これは県民の森の管理運営経費でありまして、人件費のほか、臨時職員、次のページにわたりますが、県民の森の運営に係る物件費等であります。

次の78ページになります。

目4都市農村交流施設運営費、予算額269万9,000円、これは石神地先に整備をいたしました野生獣解体処理施設の管理運営経費であります。

款 6 項 1 商工費、目 1 商工総務費、本年度予算額は3,307万9,000円でございますが、人件費のほか事務的経費でございます。

目 2 商工業振興費983万1,000円、79ページにかかりますが、町営駐車場や商い資料館の管理運営費、商工会に対する補助金や、商店街電灯料金の補助金でございます。

次に、目3観光費2,406万1,000円、80から81ページになりますが、観光センターの管理運営経費を初め、公衆トイレや駐車場、公園、遊歩道、観光施設関係費のほか、夷隅川種苗放流事業補助金、お城まつり、レンゲまつりの補助金及び町観光協会や養老渓谷観光協会の補助金のほか、団体負担金であります。

82ページをお開きいただきたいと思います。

款7土木費、目1土木総務費、本年度予算額が7,532万9,000円、これは道路の台帳更新委託料、積算用パソコン事務機器の借上料、83ページにわたりますけれども、関係団体の負担金や補助でございます。

83ページの下のほうになりますが、目2登記費3,506万7,000円、これは職員の人件費のほか、84ページになりますが、未登記箇所の登記用地の測量を推進するための予算であります。 84ページになりますけれども、目3国土調査費2,263万9,000円、老川地区の小田代、小沢 又地区の地籍調査に要する経費であります。

85ページになりますけれども、目4道の駅管理費520万7,000円でございますが、石神地先のたけゆらの里大多喜の維持管理費でございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費2,391万9,000円でございますが、町道の維持管理に関する経費のほか人件費、車両燃料、修繕料、借上料などであります。

86ページになりますが、町道の舗装打換工事、町道の補修材料であります。

次の目2道路新設改良費は9,180万7,000円でございますが、人件費のほか、町道船子峯之越線、小倉野線のほか2路線の改修工事、県道改良工事に伴う町の負担金であります。

目3橋梁維持費213万円、町道小倉野線の橋梁の塗装工事費でございます。

目 4 交通安全管理費244万3,000円は、道路区画線工事、ガードレール、カーブミラー、交通安全対策用資材の購入でございます。

次に、項3都市計画費、目1街路事業費5,619万円でございますが、これは歴史的景観審議委員の報酬、あるいは職員、87ページになりますが、街なみ環境関連事業の整備、既に整備されたものの維持管理に要する経費のほか、石畳工事、大手門修景工事、街なみ整備事業並びに環境整備事業に基づいた関係工事費であります。

88ページをお開きいただきたいと思います。

◎会議時間の延長

○議長(野村賢一君) 総務課長、すみません、ちょっと説明を待っていただけますか。
お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめこれを延長したいと思います。ご異 議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

- _____
- ○議長(野村賢一君) 説明を続けてください、お願いします。
- ○総務課長(君塚良信君) 88ページからになります。

項4住宅費、目1住宅管理費467万4,000円でございますが、町営住宅の維持管理経費が主なもの、そのほかに大多喜団地、田丁住宅団地の借地料でございます。

目 2 宅地造成費1,025万1,000円、城見ケ丘団地用地管理に伴う草刈りあるいは分譲を推進するための購入者に対する補助であります。

次に、款8項1消防費、目1常備消防費2億2,822万1,000円でございます。これは夷隅郡 市広域消防への負担金でございます。

目 2 非常備消防費3,175万4,000円、これは消防委員 6 人や団員の報酬、消防訓練並びに火 災出動または消防団員に伴う団員手当、89ページのほうになりますけれども、団員の長靴や 作業着、各行事等における経費、団員の健康診断の委託料あるいはその他負担金でございま す。

次に、目3消防施設費1,190万4,000円、あと90ページのほうになりますが、消防活動関連 の消耗品や各消防団の車両燃料、修繕料、久保、八声、葛藤の水門の管理委託料、百鉾地先 の防火水槽の設置工事や改修工事、ホース等の購入、消火栓負担金で水道会計に対する支出 であります。

目 4 災害対策費485万6,000円、町全域にわたる消防無線保守委託料や防災無線の電波利用料でございます。

91ページの中段になりますけれども、款 9 教育費、目 1 教育委員会費、本年度予算額110万9,000円でございます。教育委員の報酬等、教育長の交際費等でございます。

目2事務局費6,620万5,000円、主なものとしては語学指導助手、人件費のほか、教育関係

の事務経費でございます。92ページから93ページ、そのほか負担金補助及び交付金は、教育研究会等の関係団体の補助金や各協議会の負担金でございます。

93ページの下のほうになりますが、項2小学校費、目1学校管理費3,812万9,000円、これは小学校医または薬剤師の報酬、小学校での印刷代や光熱費等で、次は94ページになります。電話料や児童、教諭の健康診査手数料、それに各学校施設の保守点検や小学校の施設管理業務、パソコン等、あるいはまた送迎バスの委託料でございます。以下、小学校の管理運営に要する経費等であります。

95ページになりますけれども、目2教育振興費では867万3,000円、小学校での教育活動に要する備品あるいは遠距離通学費等であります。

96ページをお開きいただきたいと思います。

項3中学校費、目1学校管理費で4,367万7,000円、各学校での教育活動消耗品、印刷費、 このほか97ページにわたりますが電話料や生徒の健康診査手数料、あるいは大多喜中学校技 術棟改修工事設計料や改修工事等でございます。

98ページになります。

目2教育振興費895万4,000円で、2つの中学校における教育活動に必要な教材用消耗品、 遠距離通学費やクラブ活動の助成等でございます。

99ページをお開きいただきたいと思います。

項4社会教育費、目1社会教育総務費4,494万3,000円でございまして、社会教育委員、社会教育指導員の報酬や公民館の職員のほか、町民カレッジ、家庭教育学級等の講師謝礼、旧字筒原分校、田代分校、会所分校の清掃管理委託料、あるいは団体への負担金補助でございます。

100ページをお開きいただきたいと思います。

目2公民館費1,394万8,000円、中央公民館の管理経費にかかるものでございます。そのほか公民館管理人や周辺の草刈り賃金、成人式の記念品、文化祭、成人セミナー、女性セミナーとか子供習字の教室等の講師の謝礼等、あるいは公民館バスの運営業務委託料が主なものでございます。

101ページ、下のほうになりますけれども、図書館費454万5,000円、これは102ページにわたりますが、町立の天賞文庫の管理運営費に係る経費、施設の警備、管理委託、光熱費あるいは図書の購入が主なものでございます。

102ページの下のほうになりますけれども、目4文化財保護費48万2,000円、これは文化財

審議会委員の報酬のほか、国指定文化財住宅管理費補助金や無形民俗文化財保存育成補助金 等でございます。

103ページになります。

目5視聴覚教育費60万7,000円、これは夷隅郡視聴覚センターへの負担金でございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費2,170万4,000円、体育指導委員報酬や海洋センターの職員の人件費のほか、104ページになりますが負担金補助及び交付金では体育協会の補助 ほか関係団体の負担金でございます。

104ページになりますけれども、目2学校給食費1億6,079万3,000円、これは学校給食センター運営委員の報酬や人件費、給食センターの管理運営に関する経費が主なものであります。105ページになりますけれども、施設設備保守点検委託料、給食の配送委託料、設備改修工事、調理備品等の購入費であります。

106ページをお開きいただきたいと思います。

目3体育施設費1,071万7,000円、これは海洋センターや野球場、テニスコートの運営、維持管理に関する経費を計上したものでございます。このほか夜間管理人、プール監視臨時職員雇用賃金、あるいは海洋センター野球場、運動公園、テニスコートの警備とか管理経費等が主なものとなっております。

107ページになります。

款10災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費180万円、町道1か所の復旧事業費を予定して おります。

目2河川災害復旧費40万円につきましては、河川災害の1か所の復旧工事を見込んでおります。

款11公債費、目1元金でございますが4億2,451万4,000円、起債の元金償還分でございます。

目 2 利子9,219万9,000円、起債の利子分の返還でございます。

108ページになります。

款12予備費でありますが5,000円、前年度と同額を計上いたしました。

以上で予算の説明を終わります。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

次に、日程第23、議案第20号 平成21年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算に ついて説明願います。 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(森 俊郎君) それでは、鉄道経営対策事業基金特別会計についてご説明を申し上げます。

初めに、予算編成の概要についてご説明いたします。

いすみ鉄道の運営方法につきましては、平成20年度から上下分離方式によりまして運営を いたしております。したがいまして、上の部分で生じた損失分を基金より取り崩し、当会計 に受け入れして、鉄道経営の安定を図ることを目的に予算編成をいたしております。

なお、下の部分の負担につきましては、県と2市2町が、直接、いすみ鉄道へ補助金として交付することとなっており、一般会計より支出する形となっております。

それでは、内容につきましてご説明いたしますので、117ページをお開きいただきたいと 存じます。

平成21年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,844万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳入歳出予算、事項別明細書の123ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でありますが、1款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金といたしまして、本年度144万円を計上いたしました。

以下、2款寄附金、3款繰越金、4款諸収入につきましては、それぞれ存目程度の1,000 円を計上させていただきました。

5款の繰入金につきましては、上の部分の損失が見込まれる額3,700万円を計上いたしまして、歳入合計は3,844万3,000円となります。

次に124ページ、歳出になりますが、1款鉄道経営対策事業費、1目事業費として本年度 144万3,000円の計上でございまして、基金利子144万3,000円を鉄道経営対策事業基金に積み 立てるものでございます。

2 目助成費につきましては、本年度3,700万円を計上いたしましたが、これはいすみ鉄道 の経営損益に対する交付金でございます。

歳出合計額は3,844万3,000円となります。

以上で説明を終わります。

〇議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(午後 5時05分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 5時18分)

○議長(野村賢一君) 次に、日程第24、議案第21号 平成21年度大多喜町国民健康保険特別 会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計予算案につきましてご説明をいたします。

予算書125ページをお開きいただきたいと存じます。

平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億8,181万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。 詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、133ページをお開き いただきたいと存じます。

平成21年度予算につきましては、現行の医療介護分に加えて、後期高齢者支援金分を加えるとともに、特定健診及び保健指導が保険者に義務づけられたことで実施計画に基づいた経費を計上いたしました。

予算説明につきましては、別冊予算の概要18ページから20ページにかけて記載をしてございますので、後ほど目を通していただきたいと存じます。

まず歳入でございますが、1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、一般 被保険者に係る医療給付分並びに介護納付分の現年度課税及び滞納繰越分で、前年度比較 1,363万9,000円減、2億8,596万3,000円を見込みました。

2目退職被保険者等国民健康保険税、退職被保険者に係る分で退職者保険制度が65歳まで でございますが、前年度比較428万2,000円増の2,337万4,000円を見込み計上をいたしました。 134ページをお開き願います。 2款一部負担金、3款使用料及び手数料につきましては、前年度と同額を計上させていただきました。

4 款国庫支出金、1 目療養給付費等負担金2億4,831万3,000円、後期高齢者支援金、医療費老健拠出金、介護納付金に対し、国の負担34%の交付分としまして見込み計上をいたしました。

2目高額医療費共同事業負担金、町が高額療養費拠出金として支払った分を、国・県がそれぞれ事業費の4分の1、約25%ずつ負担する制度で997万6,000円を見込みました。

3 目特定健康診査負担金、特定健康診査に対する国の負担金として、前年度比較104万 4,000円を見込みました。

135ページに移りまして、4款国庫支出金、2項1目財政調整交付金、普通調整交付金で8,938万1,000円を見込み計上をいたしました。

5 款療養給付費交付金、退職被保険者療養給付費に対する交付金で5,509万7,000円を見込みました。

6款前期高齢者交付金、前期高齢者交付金としまして65歳から74歳の前期高齢者の人数に 応じて社会保険診療報酬支払基金より交付されるもので2億5,626万9,000円を見込みました。

7款県支出金、1目高額医療費共同事業負担金、高額療養費共同事業拠出金に対し、県が 25%負担の997万6,000円。

2 目特定健康診査負担金、特定健康診査に対する県の負担金で、前年度の同額104万4,000 円を見込みました。

7款2項県補助金、1目財政調整交付金5,718万1,000円を見込みました。

136ページをお開き願います。

8 款共同事業交付金、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業交付金としまして 2億1,909万3,000円を見込みました。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援 事業、職員人件費等の繰り入れで8,908万3,000円を見込みました。

2項基金繰入金でございますが、予算編成に支障を来さないため、財政調整基金より繰り 入れを今回しませんでした。

137ページに移りまして、10款繰越金、1項繰越金につきましては、現在の予定額として 3,540万1,000円を計上いたしました。

11款諸収入、1項延滞金及び過料につきましては、前年度と同額を予定計上をいたしまし

た。

2項の雑入につきましては、特定健康診査徴収金及び負担金を見込みまして、138ページ にかけて記載をしてございますが、59万3,000円を計上させていただきました。

139ページに移りまして、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員4名分の人件費、事務費及び140ページにかかりますが、関係団体負担金としまして3,702万9,000円を見込みました。

2項1目運営協議会費、12万4,000円につきましては、運営委員報酬でございます。

2 款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費から5目審査及び支払手数料は、療養給付費、療養費及びこれに係る審査支払委託料でございまして、実績等を勘案し7億6,759万2,000円を見込みました。

141ページでございますが、2項高額療養費、1目一般被保険者、2目退職被保険者に係る高額療養費として、実績等を勘案し9,652万2,000円を見込みました。

3項移送費につきましては10万円を見込みました。

142ページをお開き願います。

4項出産育児一時金につきましては10件分380万円を見込みました。

5 項葬祭費につきましては、75歳以上が後期高齢者医療制度に移行した関係で、前年と同額の30件150万円を見込みました。

3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金、社会保険診療報酬支払基金へ被保険者数に応じて支払う1億5,851万4,000円を見込みました。

4款前期高齢者納付金等、1目につきましては事務費関係拠出金でございます。22万 4,000円を見込みました。

143ページでございますが、5款老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、老人保健 医療費に係る保険者負担分として2,011万8,000円を見込みました。

2目老人保健事務費拠出金として1万9,000円、推計に当たりましては、社会保険診療報酬支払基金から示された係数、最近の動向、実績等を考慮し推計をいたしました。

6款介護納付金でございますが、社会保険診療報酬支払基金からの指示額によりまして算出をし7,528万7,000円を見込みました。

7款共同事業拠出金、高額療養費共同事業及び保険財政共同安定化事業拠出金で、国保連合会からの算定に基づきまして1億9,051万8,000円を見込み計上をいたしました。

8款保健事業費につきましては、144ページにかかりますが、人間ドック、冊子代等とし

て184万8,000円を見込み計上をいたしました。

8款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費1,206万3,000円につきましては、特定健 診に係る費用を見込み計上をいたしました。

145ページに移りまして、9款諸支出金、10款予備費につきましては、前年度同額を見込みました。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) 次に、日程第25、議案第22号 平成21年度大多喜町老人保健特別会計 予算について説明願います。

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 平成21年度老人保健特別会計予算案につきましてご説明をいたします。

予算書151ページをお開きいただきたいと存じます。

平成21年度大多喜町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ330万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。 詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、157ページをお開き いただきたいと存じます。

平成21年度の予算につきましては、国の制度により、後期高齢者医療制度が施行されたことに伴い、老人保健制度での月おくれ請求分を勘案し予算編成を行いました。

なお、予算説明につきましては、別冊予算の概要21から22ページにかけて記載をしてございますので、後ほど目を通していただきたいと存じます。

歳入でございますが、1款支払基金交付金、1目医療費交付金、社会保険診療報酬支払基金から交付金として支払われるもので、町医療費の負担割合により算出し、精算、交付される過年度分と合わせ135万円を見込み、計上をいたしました。

2目審査支払手数料交付金として3万1,000円を見込みました。

2款国庫支出金、1目医療費国庫負担金、総医療費に12分の4の交付率を乗じた額及び精 算、交付される過年度分と合わせ106万7,000円見込み計上をいたしました。

3 款県支出金、1 目医療費県負担金、同じく負担割合により精算される過年度分と合わせまして64万1,000円を見込み、計上をいたしました。

158ページをお開きいただきたいと存じます。

4款繰入金、町負担分として一般会計から繰り入れをするもので、総医療費に交付率を乗 じた額と事務費の負担分を加えた16万2,000円を見込み計上をしました。

5款繰越金につきましては4万7,000円を見込み計上。

また、6款諸収入につきましては存目程度計上をいたしました。

159ページに移りまして、歳出でございますが、1款総務費、1目一般管理費、老人保健 医療事務に要する経費で2万円を見込み計上をいたしました。

2款医療諸費、1項医療諸費でございますが、医療給付費の支払及び審査事務に要する委託経費の月おくれ請求分の額に調整率を考慮しまして173万1,000円を見込みました。

3款諸支出金につきましては存目程度計上をいたしました。

160ページをお開きいただきたいと思います。

4款繰出金、他会計繰出金で150万円。

5款予備費につきましては5万円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

次に、日程第26、議案第23号 平成21年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について 説明願います。

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 平成21年度後期高齢者医療特別会計予算案につきましてご 説明をいたします。

予算書161ページをお開きいただきたいと存じます。

平成21年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億532万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。 なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、167ページを お開きいただきたいと存じます。

平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、新たな医療保険制度、 後期高齢者医療制度が施行されました。平成21年度の予算編成に当たりまして、国の制度見 直しによる保険料軽減措置の延長を踏まえるとともに、医療保険者である広域連合で賦課さ れる保険料率の数値をもとに予算編成をいたしました。

予算説明につきましては、別冊予算の概要23ページから24ページにかけて記載をしておりますので、後ほど目を通していただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料、年金からの特別徴収及び納付書等による普通徴収の保険料で、被保険者数2,086名分を案分し、6,514万3,000円を見込み計上をいたしました。

2款使用料及び手数料、1目督促手数料としまして2万円を計上いたしました。

3款繰入金、1目事務費繰入金、後期高齢者医療事務費に係る繰入金で390万7,000円を見込みました。

2目保険基盤安定繰入金、軽減対象者1,612名分の保険料軽減分で3,585万5,000円を見込み計上をいたしました。

4款繰越金でございますが、10万円を見込みました。

168ページをお開き願います。

5款諸収入につきましては30万1,000円を見込みました。

169ページに移りまして、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費でございますが、後期高齢者医療に係る事務費として343万4,000円を見込み計上いたしました。

1款2項の徴収費につきましては、徴収経費に要する経費といたしまして49万3,000円を 見込み計上いたしました。

170ページをお開きいただきたいと存じます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者から徴収した保険料と低所 得者の軽減分を合わせて広域連合へ納付するもので1億99万8,000円を見込み計上しました。

3款諸支出金、1項1目保険料還付金でございますが、30万1,000円を計上いたしました。 2項1目他会計繰出金につきましては10万円を見込みました。

以上で説明を終わります。

〇議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

次に、日程第27、議案第24号 平成21年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 平成21年度介護保険特別会計予算案につきましてご説明をいたします。

予算書171ページをお開きいただきたいと存じます。

平成21年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億9,119万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。 (歳出予算の流用)

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額 を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での これらの経費の各項の間の流用。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、179ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、平成21年度予算につきましては、介護保険事業を円滑に実施するため、前年度の各種介護サービスの利用実態と給付費の利用実績をもとに推計をし予算編成を行いました。

予算説明につきましては、別冊予算の概要25ページから27ページにかけて記載をしてございますので、後ほど目を通していただきたいと存じます。

歳入でございますが、1款保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、年金からの特別徴収者3,165名、口座振替納付者269名を推計し1億3,458万5,000円を計上してございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料につきましては5万8,000円を計上いたしました。

3 款国庫支出金、1目介護給付費負担金につきましては、施設サービス15%、施設以外 20%分として1億2,130万4,000円を計上いたしました。

180ページをお開きいただきたいと存じます。

3款2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、介護保険の財政調整を図るため第 1号被保険者の年齢別階層別分布状況、所得の分布状況を考慮して保険者に交付されるもの で、保険給付費の8.34%、5,955万3,000円を計上いたしました。

2目、3目につきましては、それぞれ126万7,000円、310万3,000円を計上いたしました。 4款県支出金、1項県負担金につきましては、法定負担金として1億1,076万7,000円を計上いたしました。

4款2項県補助金でございますが、1目につきましては介護予防事業に要する費用、法定

負担分12.5%、63万3,000円、2目につきましては包括的支援事業、任意事業に要する費用、 法定負担分20.25%、155万1,000円を計上いたしました。

181ページに移りまして、5款支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、保険給付費の30%、2億1,422万円、2目地域支援事業支援交付金、介護予防事業に要する費用で法定負担分30%、152万1,000円。

6 款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計より繰入金としまして1億 3,650万4,000円。

6款2項基金繰入金でございますが、保険給付費に係る保険料不足分に対する準備基金の 充当で存目程度を計上いたしました。

182ページをお開き願います。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金358万円でございますが、介護従事者処遇改善を主な目的とし、介護保険料の上昇分を抑制するため必要な経費を計上いたしました。

7款諸収入、1項につきましては存目程度。

7款2項雑入でございますが、3節で健康づくり教室参加者負担金としまして93名分153万9,000円。

8款繰越金につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

184ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費でございますが、2節から9節につきましては、一般職5名分の給料、手当等でございます。11節から18節につきましては、介護保険業務に伴う事務費でございます。

1 款総務費、2項徴収費につきましては、賦課徴収に伴う印刷製本費、郵便料等で76万 3,000円。

185ページに移りまして、1款3項介護認定審査会費につきましては、主治医意見書作成手数料、また認定審査会共同事務負担金で636万円を計上いたしました。

1款4項運営協議会費6万9,000円につきましては、協議会委員報酬費でございます。

186ページでございますが、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、187ページにかけて記載をしてございますが、要介護1から5の認定を受けた方への在宅、施設サービス及び地域密着型サービスに係るそれぞれの所要額で6億4,018万1,000円を計上してございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、188ページ、中段にかけて記載をしてご

ざいますが、要支援1、2の認定を受けた方への在宅及び地域密着型サービス等の所要額で2,780万9,000円を計上いたしました。

2款3項その他諸費につきましては、審査支払手数料としまして83万4,000円を計上いた しました。

2款 4 項高額介護サービス等費につきましては、要介護 1 から 5 の認定を受けた方1, 450 件、また要支援 1 、2 の認定を受けた方12件、それぞれ1, 168万3, 000円と 6 万円を計上いたしました。

189ページに移りまして、2款5項高額医療合算介護サービス等費につきましては存目程度。

2 款保険給付費、6 項特定入所者介護サービス等費でございますが、施設入所者の食費、 居住費の自己負担に伴う補助及び交付金で3,350万円を計上いたしました。

190ページをお開き願います。

3款財政安定化基金拠出金につきましては、市町村の介護保険事業の安定化を図るため、国・県・町がそれぞれ3分の1を拠出するもので、3年間の給付費平均の0.1%で1,000円を計上いたしました。

4款基金積立金でございますが、準備基金への積立金で1,761万8,000円を計上いたしました。

5 款地域支援事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業につきましては、健康づくり事業として体いきいき塾、また介護予防事業の対象者を選定する事業としまして、生活機能評価を行うための事業の所要額といたしまして212万9,000円。

191ページでございますが、2目介護予防一般高齢者資格事業費、健康づくり運動教室実施に係る所要額としまして448万1,000円を計上いたしました。

5款地域支援事業費、1目任意事業費として225万5,000円。

2目包括的支援事業、地域包括支援センター職員1名分の人件費として609万2,000円を計上いたしました。

192ページをお開き願います。

6款諸支出金につきましては、国・県支出金等の精算に伴う返還金としまして、前年度と同額の10万5,000円。

7款繰出金につきましては、存目程度の1,000円。

8款予備費につきましては、前年度と同額10万円を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

次に、日程第28、議案第25号 平成21年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計予算について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(岩瀬鋭夫君) 今回の予算編成に当たりましては、老人ホームを 利用する高齢者が安心して快適な生活が過ごせるような環境を整備し、また介護福祉施設と して円滑な管理運営が図れるよう予算を計上いたしました。

当初予算の概要につきましては、28ページから29ページにお示ししてございますので、ご らんをいただきたいと思います。

それでは、予算書の199ページをお開きください。

平成21年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億526万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。 (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000 万円と定める。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。205ページをお開きください。

それでは、歳入からご説明をいたします。

1 款介護給付費交付金、1 目居宅介護給付費交付金、予算額738万9,000円を見込みました。 短期入所者の施設利用分の交付金でございます。

2 目施設介護給付費交付金、予算額 2 億4, 493万4, 000円を見込みました。長期入所者の施設利用分の交付金でございます。これは国保連合会から支出されるものでございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目居宅介護給付費負担金、予算額199万8,000円を 見込みました。短期入所者の施設利用分の個人負担分でございます。

2目施設介護給付費負担金、予算額3,583万3,000円を見込みました。長期入所者の施設利用 分の個人負担分でございます。

3款の寄附金については、存目程度を見込みました。

4款繰越金、20年度決算見込み額として1,500万円を見込みました。 206ページでございます。

5款諸収入、1目の預金利子については、存目程度を見込みました。

2目雑入については10万6,000円を見込みました。

続きまして、歳出でございます。207ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額1億8,257万5,000円、これは職員 31名分の人件費、公用車の経費、電話料、細菌検査手数料、パソコン借上料等を計上いたし ました。

208ページの中段から209ページにかけてでございます。

2目施設管理費、予算額3,853万9,000円、これは施設の光熱水費、修繕費、自動ドア点検 等の手数料、庁舎清掃やエレベーター保守点検等の委託料、フェンス改修工事、自家発電装 置更新工事等の工事請負費、ベッド、車いす等の備品購入を計上いたしました。

続きまして、210ページでございます。

2款事業費、1項介護事業費、1目居宅介護サービス事業費、予算額314万8,000円でございます。これは短期入所者分の臨時職員1名分人件費及び消耗品でございます。

2目施設介護サービス事業費、予算額6,550万円でございます。これは嘱託医報酬、臨時職員15名分の人件費、施設消耗品、入所者の賄い材料費、シーツ等のクリーニング代、協力医等の委託料及びおむつ等の使用料を計上いたしました。

続きまして、211ページでございます。

3款基金積立金、1目財政安定化基金積立金1,400万円を計上いたしました。

4款予備費については150万円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

次に、日程第29、議案第26号 平成21年度大多喜町水道事業会計予算について説明願います。

水道室長。

〇水道室長(浅野芳丈君) それでは、別冊になりますので、そちらをお願いしたいと思います。

平成21年度大多喜町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成21年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給水戸数3,763戸。
- (2) 年間総給水量115万586立方メートル。
- (3) 1日平均給水量3,152立方メートル。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入、第1款水道事業収益4億8,643万4,000円、第1項営業収益3億4,307万9,000円、第 2項営業外収益1億4,335万5,000円。

支出、第1款水道事業費用4億8,652万1,000円、第1項営業費用4億1,590万6,000円、第 2項営業外費用6,761万5,000円、第3項特別損失260万円、第4項予備費40万円。

次のページをお願いします。 2ページでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億2,254万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金277万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,977万4,000円にて補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入1,438万円、第1項負担金438万円、第2項企業債1,000万円。

支出、第1款資本的支出1億3,692万5,000円、第1項建設改良費2,134万7,000円、第2項企業債償還金1億1,557万8,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。 起債の目的、配水管更新事業、限度額1,000万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。 利率年5%以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するものによる。ただし、債権者との協議により措置期間及び償還 期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えをすることができる。なお、起債の全 部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。計が1,000万円抜けておりまし た。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1項営業費用、第2項営業外費用との相互。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費4,928万1,000円。

(一般会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,350万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、372万4,000円と定める。

続きまして、積算基礎資料でご説明をしたいと思いますので、17ページをお開きいただき たいと思います。

平成21年度大多喜町水道事業会計予算積算基礎資料。

収益的収入及び支出。

収入の部でございますが、款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 給水収益 3 億4, 185万 2,000円、これは。水道料金でございます。

その他営業収益でございますが、122万7,000円、材料売却収益71万6,000円、手数料26万円、雑収益25万1,000円、備考に書いてございますが、こちらについては割愛をさせていただきます。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金、予算額が1,000円、これは預金利息でございます。

目2他会計補助金7,350万円、一般会計への補助金でございます。

目3県補助金6,982万5,000円、これは県からの補助金でございます。

目4雑収益2万9,000円、水道施設用地費の使用料等でございます。

続きまして、18ページでございますが、支出の部でございます。

款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費 2 億2,238万7,000円、備消耗品費 14万7,000円、光熱水費 2 万3,000円、通信運搬費46万円、委託料3,000万6,000円、手数料17 万5,000円、修繕費178万5,000円、動力費907万2,000円、薬品費235万円、材料費17万8,000円、受水費 1 億7,819万1,000円。

目 2 配水及び給水費でございますが、予算額2,857万3,000円、給料、職員1名分でございますが488万6,000円、手当240万7,000円、法定福利費219万7,000円、備消耗品費10万円、通信運搬費6万1,000円、賃借料26万6,000円、修繕費658万9,000円、路面復旧費520万円、動力費608万6,000円、材料費78万1,000円。

目3総係費、予算額でございますが4,793万8,000円、給料、職員4名分で1,796万8,000円、 手当823万2,000円、報酬8万7,000円、これは水道事業運営委員会の報酬でございます。法 定福利費814万6,000円、旅費4万6,000円。

続きまして、20ページでございますが、備消耗品費22万4,000円、燃料費27万4,000円、印刷製本費30万1,000円、通信運搬費47万2,000円、委託料702万2,000円、手数料44万8,000円、賃借料390万円、修繕費18万9,000円、使用料15万2,000円、研修費4万8,000円、公課費6万6,000円、会費負担金12万7,000円、保険料21万5,000円、雑費2万1,000円。

目 4 減価償却費でございますが 1 億1,408万8,000円、有形固定資産の減価償却費でございます。

目 5 資産減耗費、予算額235万1,000円、固定資産の除却費が234万1,000円で、たな卸資産の減耗費が1万円でございます。

目6その他営業費用、予算額が56万9,000円でございます。材料売却原価でございます。 項2営業外費用、目1支払利息、予算額が6,033万6,000円、企業債利息でございます。

目2雑支出190万2,000円、特定収入仮払消費税ほかでございます。

目3消費税、予算額が537万7,000円でございます。

項3特別損失、目1過年度損益修正損260万円の予算額でございます。

項4予備費、目1予備費40万円でございます。

続きまして、22ページでございますが、資本的収入及び支出でございます。

収入の部でございますが、款1資本的収入、項1負担金、目1加入負担金、予算額378万円。

目2工事負担金60万円、消火栓等の設置工事費でございます。

項2企業債、目1企業債、予算額1,000万円、これは配水管の更新事業に用いる企業債で ございます。

続きまして、23ページでございますが、支出の部、款1資本的支出、項1建設改良費、目 1配水施設費、予算額が1,683万5,000円で、給料1名分でございまして257万6,000円、手当 166万7,000円、法定福利費111万5,000円、委託料5万3,000円、使用料12万6,000円、材料費 31万5,000円、工事請負費1,098万3,000円。

目2固定資産取得費、予算額は451万2,000円でございまして、量水器費でございます。 項2でございますが、企業債償還金、目1企業債償還金、予算額が1億1,557万8,000円、 企業債の償還金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

次に、日程第30、議案第27号 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計予算について説明 願います。

自動車学校長。

〇自動車学校長(中村 勇君) それでは、議案第27号 平成21年度大多喜町自動車学校事業 会計予算について説明します。

別冊の資料になっております。

民営化問題の諸対策も着々と進んでいる中、自動車学校としての最後の予算になると思います。

最初に、概要から説明いたします。

自動車学校の会計制度は、平成13年度から企業会計に移行し9年目を迎え、少子化という 社会的現象、特に高校卒業生の絶対数が年々減少し、さらに最近の傾向として高校生間での 合宿教習が人気を呈しており、他県の教習所で資格を取り、県内の免許センターで試験を受 ける者が4割を超えている状況であり、この傾向はまだまだ続くものと思われ、自動車学校 を取り巻く経営状況は非常に厳しいものとなっております。

こうした中、収入見込みの基本となる入校者数についてですが、当年度は総数710人としました。前年比マイナス30人ですが、現在までの入校状況等を考えると昨年並みとはいかない状況であり、特に大型二輪教習を茂原教習所で開始することにより30名減としました。しかし、普通免許関係では、昨年と同数の540人としましたが、非常に厳しい数字ですが、目標達成できるよう教習生の確保対策に全力を尽くしていきたいと思っております。

一方、事業費関係では、経費の削減を図ることを第一の目標に掲げ、耐用年数を過ぎた教 習車両についても継続的、有効的に、可能な限り活用することにし、また時期を見ての時差 出勤による時間外手当の削減、送迎バスの運行形態の見直しによる燃料費等の軽減に努めて まいります。

このように本年も厳しい経営運営を十分自覚し、スムーズに民営化移譲できるよう、限ら

れた体制で全職員が危機意識を持ちながら、全力で運営に当たっていく覚悟でありますので、 よろしくご検討をお願いします。

それでは、本文に入ります。

1ページ、(総則)

第1条 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 自動車学校入校予定者数710人。
- (2) 初心者講習予定者数10人
- (3) 取得時講習予定者数5人。
- (4) 高齢者講習予定者数900人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款自動車学校事業収益1億6,601万2,000円、第1項営業収益1億6,568万6,000円、第2項営業外収益32万6,000円。

支出、第1款自動車学校事業費用1億6,349万9,000円、第1項営業費用1億5,591万3,000円、第2項営業外費用713万6,000円、第3項予備費45万円。

2ページ、(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入が資本的支出額に対し不足する額365万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てん填するものとする。

支出、第1款資本的支出365万5,000円、第1項企業債償還金365万5,000円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1項営業費用、第2項営業外費用との相互。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費1億669万3,000円。
- (2) 交際費3万円。

詳細につきましては、積算基礎資料に説明いたします。

16ページをお開きください。

平成21年度大多喜町自動車学校事業会計予算積算基礎資料。

収益的収入及び支出。

収入、款1自動車学校事業収益、予定額1億6,601万2,000円、項1営業収益1億6,568万6,000円、目1教習収益1億5,301万4,000円、節1教習料金1億5,301万4,000円、詳細は備考記載のとおりですが、最近の高校生の特徴等を考慮し、近年の実績から計上いたしました。入校生710人と、それに初心者講習10人を見込んだ額であります。

目2県支出金、予定額557万9,000円、節1仮免許委託金69万9,000円、これは仮免受験者702人、その合格者540人分の金額を見込んでおり、1人平均1.3回の仮免を受けるということで計算してあります。節2高齢者等講習委託金488万円、取得時講習5人分を含むということですけれども、高齢者講習者数、前年度は1,200人だったんですけれども、今年度は900人と計上しました。現実的には1,000人ぐらいと思われますけれども、高齢者講習の受講期間が免許更新前6か月前から受講可能となりましたので、繁忙期になる12月、1月、2月、3月の高齢者講習生を減らし、4月以降に持ってきた関係で、当年度は900人という数字で抑えました。当然その分、高齢者講習自体はふえておりますので、22年度分は当然ふえてくるということになります。

目3その他営業収益予定額709万3,000円、節1手数料408万7,000円、運転適性検査と卒業証明書の手数料、節2雑収入300万6,000円、これは写真代、SDカード、教本等の収益であります。

項2営業外収益、予算額32万6,000円、目1受取利息及び配当金2,000円、節1利息2,000円。

目2雑収入32万4,000円、節1その他雑収益32万4,000円で、自動販売機設置等の代金であります。

17ページ、支出、款 2 自動車学校事業費用 1 億6,349万9,000円、項 1 営業費用 1 億5,591万3,000円、目 1 総務費3,937万6,000円、節 1 報酬 7 万5,000円、これは運営委員 4 人分の報酬、年 3 回を見込んだ額であります。節 2 給料1,185万9,000円、一般職員 2 名と嘱託、私の

分であります。

以下節20まで記載のとおりでありますけれども、主な点について説明します。

節6報償費33万円は、入校生の確保対策としてクオカード3,000円の100枚分と近隣高校へのあいさつ時の土産代であります。このクオカードは、昨年度初めて運用したんですけれども、紹介者に対して、どこのコンビニでも使える3,000円のクオカードを、紹介してくれた方に進呈したところ、非常に好評だし生徒数もある程度確保できたということで、今年度も継続運用ということで計上いたしました。

節8の交際費3万円、これは紺屋区観音堂の行事に対する祝儀及びビール代であり、昨年 同様計上しました。

節9備消耗品費83万4,000円、これは事務用品や清掃用品及び施設修繕用材料費等です。

節11の食糧費2万円、これは高齢者講習時等における講習者やお客に対するお茶葉代等で す。昨年と同じであります。

節14修繕費65万円は、施設自体が老朽化しているため、冷暖房機器、貯水槽、トイレの詰まり等、いつ故障するかわからないための費用であります。

節16の委託料163万8,000円で、前年比、これはマイナス54万2,000円ですが、昨年は武道 大学前に案内看板を作成した分32万6,000円と燃料タンクの点検の16万円が、ことしは法令 上やらなくてよい年であり、さらに浄化槽点検を民間に委託して安くなったため、その分が 前年比マイナスになっております。

節17使用料318万8,000円、これは前年比プラス24万円なんですけれども、これは12月補正でお願いしましたとおり、県警と指定自動車教習所協会、各教習所間のネットワークシステムの構築によるものです。借地料の38万円は、学校の駐車場代の32万円と武道大学前に看板を設置するための土地使用料6万円であります。

節18の負担金18万2,000円のうち南部ブロック内の会議及び研修で14万円計上してありますが、これは県下南部ブロックに所属する12教習所の設置者、管理者の年2回指定自動車教習所協会の専務理事や県警の運転免許センター長等、試験課長等からの教養講習等の会議、その後の意見交換会及び視察研修費用等であります。情報交換の格好の機会になっております。若干かかり過ぎとは思いますけれども、ブロック内の取り決めですので、毎年計上しております。

次、18ページ、目2事業費1億593万円、節1給料から節3法定福利費のいわゆる指導員 11人分の人件費で前年比よりマイナス826万8,000円となっておりますが、これは指導員がこ の春、1人退職し補充なしのためであります。節4賃金548万8,000円は、送迎用臨時職員のマイクロバス運転手4人分であります。昨年9月以降3人で運用していたんですけれども、この4月から予定として退職する職員が臨時として採用予定になっております。運用方法の改善等により前年比マイナス3万1,000円としました。

節15までについては記載のとおりでありますが、節6燃料費590万円は、送迎バスの燃料費は大分減ってきておりますが、ガソリン単価の動向がつかめないため、前年と同額といたしました。節8の修繕費448万円で前年比プラス156万6,000円になりますけれども、ことしは普通車17台分の車検があり、その費用であります。節13の公課費65万7,000円で、これも前年比プラス49万9,000円ですけれども、車検の関係であります。

目3減価償却費1,060万7,000円、節1有形固定資産減価償却費1,060万7,000円、詳細は備 考のとおりであります。

項2営業外費用713万6,000円、目1支払利息33万6,000円、節1借入金利息33万6,000円。

目2消費税、予定額680万円、これは19年度、20年度の消費税を参考にした額を計上いたしました。

項3予備費、予定額45万円であります。

19ページ、資本的収入及び支出、支出、款1資本的支出365万5,000円、これは項目節の企業債の償還金であります。内訳として特別振興資金が2件で176万7,000円、縁故資金が1件で188万8,000円、その内訳は、大型二輪コースの新設、平成13年に500万、平成14年に1,510万の計2,010万円と車庫裏側の復旧工事、平成13年1,800万円であります。

以上で説明を終わりますけれども、20年度の損益計算書及び貸借対照表の説明につきましては、決算時9月議会で説明させていただきます。

以上です。

〇議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

以上で議案第19号から議案第27号までの提案説明を終わります。

◎休会について

○議長(野村賢一君) お諮りいたします。

3月7日土曜日、及び3月8日日曜日は休日のため、また3月9日、及び3月10日は各常任委員会協議会開催のため、また3月11日は議案調査のため、それぞれ休会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、3月7日土曜日、及び3月8日日曜日は休日のため、また3月9日、及び3月10日は各常任委員会協議会の開催のため、また3月11日は議案調査のため、それぞれ休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

3月12日は午後1時から、また3月13日は午前10時から会議を開きますので、ご了知願います。

長時間ご苦労さまでございました。本日の会議を閉じます。これにて散会します。

(午後 6時22分)

大多喜町第1回定例会

(第2号)

平成21年第1回大多喜町議会定例会会議録

平成 2 1 年 3 月 1 2 日 (木) 午後 1 時 0 0 分 開議

出席議員(12名)

	1番	野	中	眞	弓	君	2 耆	F	小	倉	明	徳	君
	3番	江	澤	勝	美	君	4 耆	F	小	髙	芳	_	君
	5番	苅	込	孝	次	君	6 耆	长	君	塚	義	榮	君
	7番	吉	野	僖	_	君	8 耆	民	志	関	武的	夫	君
	9番	野	П	晴	男	君	101	民	藤	平	美智	子	君
1	1番	正	木		武	君	1 2 習	K H	野	村	賢	_	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	田嶋隆	威 君	副町長	酒	井	太	門君
教 育 長	田中啓	治君	代表監査委員	秋	Щ	嘉	道 君
総務課長	君塚良	信君	企画商工観光 課 長	森		俊	郎君
税務住民課長	岩瀬	進君	農林課長	角	田	健	一 君
建 設 課 長水 道 室 長	浅野芳	丈 君	健康福祉課長	苅	米	與ヱ	門君
環境生活課長	塩 田 常	夫 君	子 育 て 支 援 課 長	磯	野	勝	廣 君
自動車学校長	中村	勇 君	特別養護老人 ホ ー ム 所 長	岩	瀬	鋭	夫 君
教育課長	渡辺嘉	昭君	会 計 室 長	岩	佐	秀	樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鈴木朋美 副主査 小倉光太郎

議事日程(第2号)

日程第 1 議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制 定に関する協議について

日程第 2 一般質問

◎開議の宣告

○議長(野村賢一君) 皆様、こんにちは。きょうはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。 これより本日の会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(野村賢一君) 日程に入ります。

日程第1、議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(君塚良信君) それでは、41ページをお開きいただきたいと思います。

議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

浦安市市川市病院組合及び香取市東庄町清掃組合の千葉県市町村総合事務組合からの脱退に伴い、次のとおり千葉県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法第286条第 1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

提案理由のご説明を申し上げたいと思います。

千葉県市町村総合事務組合は、県内の市町村及び一部事務組合を組織団体とし、退職手当の支給事務あるいは非常勤職員及び消防団員の公務災害補償等の事務を初めとする15項目の事務を共同で処理している一部事務組合でございますが、このほど、本年3月31日をもちまして浦安市市川市病院組合が解散し、さらに香取市東庄町清掃組合が同日に解散し、同年4月1日に香取市広域市町村圏事務組合と統合することにより、組織団体が減少することになります。

以上のことから、千葉県市町村総合事務組合規約のうち、組合を組織する地方公共団体に 関する規定及び共同処理をする団体に関する規定について改正を行う必要がありますが、地 方自治法286条第1項の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び 規約の変更については、関係する地方公共団体の協議により、これを定めることとされてお りまして、この協議に当たりましては、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決 が必要となりますので、この規定に基づきまして議案を提出させていただくものでございま す。

今申し上げたとおりでございますので、条文のほうは省略をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長(野村賢一君) 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 藤 平 美智子 君

〇議長(野村賢一君) 10番、藤平美智子議員。

○10番(藤平美智子君) 平成21年3月定例議会におきまして、町政に対する一般質問をさせていただきます。

最初に、EM菌の活用によって新たなまちおこしについてをお伺いいたします。

EMとはイフェクティブ・マイクロオーガニズムの頭文字をとった略称と聞いております。 既に、生ごみ等の堆肥づくりに使用している家庭も多いようです。さまざまな問題を抱え る生ごみですが、有機物を発酵させる働きが、EMを活用すると短期間で生ごみを良質の発 酵肥料に変えることができます。また、水質浄化、悪臭防止など、環境保全や農業振興策に も期待をされているすぐれ物であることがわかりました。今後のまちおこしのためにも、E M菌活用の普及を図るべきと思います。

ついては、次の点について町のお考えをお伺いいたします。

まず1点目に、EM菌を使用すれば簡単な容器で生ごみを発酵させ堆肥化することができ、 その堆肥は家庭菜園等に大きな効果が得られます。生ごみの減量策に生かすべきと考えます が、いかがでしょうか。町のお考えをお伺いいたします。

2点目に、河川やため池の水質浄化、家畜や焼却場の悪臭防止にも効果があるようでございますが、その点についてお伺いいたします。

3点目に、町として本格的なEM菌の培養を考えるとともに、幅広く普及を促進すべきと 思いますが、いかがでしょうか。この点についてもお伺いいたします。

4点目に、EM菌の働きで生ごみを発酵させる容器購入の公費負担について、町のお考えをお伺いいたします。

以上、4点について伺います。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- **〇町長(田嶋隆威君)** それでは、一般質問の藤平議員の質問に答弁をさせていただきます。

EM菌の活用によります新たなまちおこしということで、4つほどに分けてご質問をいただいております。

初めに、生ごみを発酵堆肥化し生ごみの減量化についてということで、EM菌を使ったらどうかということでありますが、このEM菌によります家庭から排出される生ごみ等の堆肥化につきましては、本町におきましては、今から約18年前に普及を図った経緯がございます。当時では、職員の中でも多数の利用者がおったようでありますが、現在では少数と伺っております。

確かに、このEM菌を利用すれば家庭からの生ごみを簡単に堆肥化することができ、畑や

庭木または家庭菜園あるいはプランターなどに堆肥として利用できることから、ごみの減量 化に大いに役立つものと思われます。

幸いにして、このEM菌の使用説明書やEM菌の原液のほか、ボカシあえが道の駅たけゆ らの里おおたきで現在販売されておりますので、簡単にできる生ごみ処理ということで、広 報誌等により利用の普及を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、EM菌を使って河川やため池の水質浄化、または家畜や焼却場の悪臭防止に効果があるのではないかということでございますが、現在、本町におきましては、河川等の水質浄化に、国庫補助事業を活用いたしました一般家庭への合併処理浄化槽の普及に努めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、家畜の悪臭防止とのことでございますが、過去に活用をされた経緯はありますが、 みずからが原液を希釈して飼料に混合する手間等、さらに経費的なことを考慮しますと、飼料会社から同じ効果のある資材を購入し、えさと一緒にまぜたほうが効率的であるということから、この利用の普及は難しいかなというふうに思われます。

3番目に、町として本格的なEM菌の培養を考えたらということでございますが、まずもって生ごみの減量化ということでボカシあえが市販されておりますので、現段階では菌の培養までは考えておりません。

次に、発酵させる容器購入の公費負担ということでございますが、生ごみを発酵させる容器でございますが、市販されている容器には大小があると思われますが、たけゆらの里おおたきでは1個が19リットルの容器でございまして、これですと一般家庭で、家族構成にもよりますが、四、五日あるいは1週間分の生ごみが入れられると思われます。容器いっぱいにして冬場ですと約2週間、夏場ですと1週間ぐらいで、この微生物によります発酵堆肥ができ上がります。

この繰り返しで容器を使用することとなりますが、容器 1 個が2,300円程度でございますので、50個とか100個とか大量に必要な場合は別でございますが、現段階では公費負担ということは考えておらないのが現状でございます。

以上であります。

- ○議長(野村賢一君) 10番藤平さん。
- ○10番(藤平美智子君) 食の安全・安心が叫ばれている今、化学肥料や農薬を使わないで、安全な農作物を育てる有機農業への関心が高まっております。その有機農業にEM菌が非常に見直しをされております。また、いすみ市のある地域で毎年夏になるとアオコが発生して

悪臭を放ち、近隣より苦情が出るため池があり、そのため池でEM菌による水質浄化について実験をしたところ、使用後1週間でアオコは消え、透明の水に変身し、それにかかわった役員の方がEM菌の効果にびっくりしたというお話も伺っております。

汚染物を浄化するパワーを持つ有用微生物EMは、これらを解決する可能性を持つすぐれ物と言われております。今、一例を挙げさせていただきましたが、EM菌がいかにすぐれ物かとわかっていただけたと思います。本町におかれましても、今後のまちおこしに考えていただくことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、地上デジタル放送への円滑な移行推進についてお伺いをいたします。

現在のアナログ放送は、地上デジタル放送への移行に伴い、2011年(平成23年)7月24日までに終了しますとPR活動が展開をされております。地上デジタルの魅力は、音質の劣化や映像の乱れがなく、高画質・高音質のデジタル波ビジョンが楽しめるだけではなく、標準機能として字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障害のある人にも配慮したサービスや携帯端末向けサービスの充実が期待をされております。双方向け番組、災害情報や暮らしに役立つ情報、番組なども提供される予定と伺っております。

さきに行った総務省の調査によりますと、地デジ対応の受信機の世帯普及率は46.9%で、 現在の地上アナログ放送が終了する時期についての認知度は75.3%という結果でありました。 利便性と快適性が確保される事業の推進ではありますが、反面、きめ細かな取り組みも求め られる課題があります。

そこで、数点にわたりお伺いをいたします。

まず1点目に、難視聴地域への対策をどのように考え取り組もうとしていられるのか、町 のお考えをお伺いいたします。

2点目に、高齢者、障害者等へのきめ細かな受信説明会の実施を総務省は掲げておりますが、本町にあってはどのように実施をされ、取り組む方針なのかお伺いいたします。

3点目に、本町特有の山間の影響により受信障害を及ぼすおそれのある世帯の把握など、 受信障害対策についてどのように取り組みをされる方針なのか、その辺についてもお伺いい たします。

4点目に、大量廃棄が予想されるアナログテレビについて、どのようなリサイクル対策に 取り組みをされるのかお伺いをいたします。

以上でございます。

〇議長(野村賢一君) 町長。

○町長(田嶋隆威君) それでは、藤平議員の2点目の一般質問の答弁をさせていただきます。 地上デジタル放送への円滑な移行推進についてということで4点ほどに分けてご質問をい ただいておりますので、答弁させていただきます。

地上デジタル放送につきましては、昨年6月の定例議会の際にも同様のご質問がございました。そのときにもお答えを申し上げましたが、平成13年の電波法の改正によりまして、アナログテレビ放送による周波数の使用が10年以内に停止するということになり、この関係で平成23年7月24日をもってアナログ放送は終了し、デジタル放送に移行するということになっております。

それで、ご質問の難視聴地域への対策でございますが、まず共同アンテナ施設につきましては、地元とNHKが共同で設置したものと、また地元が独自に設置したものと、二通りあるということであります。地元とNHKで共同設置の共聴施設の場合は両者で経費を負担し改修が行われますが、地元が独自に設置した共聴施設の場合は、総務省の財政的支援制度を活用して整備ができることになっております。

また、現在、NHKでは地元が独自に設置をした共聴施設について、受信点調査やデジタル化改修のための技術的な説明や手続をする制度が創設をされております。大多喜町におきましても、地元独自で設置をした共聴施設は弓木地区でありまして、現在、NHKの制度を活用し、受信点調査を実施していると伺っております。

また、一般家庭では既に各戸でデジタル放送対応のテレビやチューナー等の機器を入れているご家庭もふえておりますが、このような対策を講じましてもどうしても映像が映らないという難視聴世帯に対しては、アナログ放送が終了する時点でテレビ放送が途絶えてしまうことがないよう、平成23年までに国や放送事業者によりまして、暫定的に衛星利用によります難視聴対策を検討しております。

次に、高齢者や障害者等への対応のご質問でございますが、平成19年12月に地上デジタル 放送の大多喜中継局が伊藤の大山に開設されたことに伴いまして、町広報誌とあわせて地上 デジタル放送の視聴方法等に関するパンフレットを全世帯に配布しお知らせをしたり、また ホームページ等で周知をしております。

さらに、総務省では、地上デジタル放送の周知やきめ細かな相談を行うために、今年2月 に各県にテレビ受信者支援センターを設置いたしました。この支援センターでは、高齢者等 を対象にした説明会も予定されておりますので、本町においてもこの制度を活用していきた いと考えております。 また、最近の事例といたしまして、地上デジタル放送の完全移行に便乗して詐欺や悪質商 法が発生をしているということから、高齢者等がこの被害に遭わないよう、広報3月号にて 啓発を図っております。

また、デジタル放送への切りかえが間近になりますと、家電販売店等も全国的にお客様の購入などが集中をして対応が難しくなることも予想されますので、できるだけ早くデジタル放送に対応していただくよう、今後も、広報誌やホームページを積極的に活用しまして、地上デジタル放送への切りかえや取り組みについて啓発を図ってまいりたいと考えております。次に、受信障害対策につきましてのご質問でありますが、主に都市部などのビルや高層マンション群の集中している地域で行われているもので、本町の場合は、これらの建物や構造物による受信障害等の相談は町には寄せられておりませんが、このことにつきましても、今後、住民の方からの要望を受けまして、放送事業者と対策を相談してまいりたいと考えております。前に委員会等でもお話が出ましたが、山の木や何かの障害があって見えないということもあるようでありますので、そういう点は今後検討してまいりたいというふうに考えております。

また、大量廃棄が予想されております現在使っているアナログテレビについてのご質問でありますが、これは、平成13年に施行されました家電リサイクル法によりまして、古いテレビを廃棄する場合はこのリサイクル法の対象となるため、収集、運搬に関する費用を廃棄する人が負担し、販売店に依頼することとなっております。今後とも、広報誌やホームページ等を活用いたしまして、不要となったテレビの処分方法について周知をしていきたいと考えております。

なお、現在使用しているアナログテレビでも、デジタルチューナーを使用することにより まして地上デジタル放送を見ることができますので、これらのこともあわせて周知をしたい と考えております。

なお、昨日、千葉市でちょっと会合がありまして、さっきお話ししました総務省の管轄によります千葉県テレビ受信者支援センターというところから説明をいただきました。先ほどもお話をいたしましたが、特に高齢者、独居老人等に対するきめ細かな説明等も、要望があれば個々にでも行って説明をしていただくというお話を伺っておりますので、町村会を通じて県内町村にこのことについて発信をいたしたところでございます。

以上であります。

○議長(野村賢一君) 10番藤平さん。

○10番(藤平美智子君) 丁寧な説明、本当にありがとうございます。

いずれにせよ、これから取り組む事業でございます。アナログ放送が終了いたしましても、 テレビが見られない人が出ないよう、きめ細かな対応をしていただき、地域の家電小売店の 業者にも登録業者として協力していただき、町民が安心して相談できる体制をつくっていた だくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

◇ 小 倉 明 徳 君

- ○議長(野村賢一君) 次に、2番、小倉明徳議員。
- ○2番(小倉明徳君) 通告によりまして一般質問をさせていただきます。

質問する前に、最近、私ちょっと耳が遠くなりましたもので、ひとつはっきりと、少し声を大き目にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

町長にお尋ねします。

夷隅郡市の合併につきまして、3年ほど前の町長選挙において、町長は、大多喜町にとって合併は避けて通ることはできないと。その合併をする場合に一番望ましい枠組みは夷隅郡市が一つになることであると。町長は合併するための道筋をつけると、選挙中も当選後の記者会見においても明言し、新聞記事にもなりました。まず、この「道筋をつける」ということはどのような意味合いを持つものか質問いたします。

その後、現在約3年たちました。町長が言っている道筋をつけるための会議、会談あるい は協議等をいつ、だれと行ったか、その成果はどのようになっているかを詳しく説明してく ださい。

町長の任期も1年を切りました。残された任期でこの問題について公約実現のためにどのような行動をするか、町長のお考えをお聞かせください。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(田嶋隆威君) 小倉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

夷隅郡市の合併に係ることについてということでご質問でございますが、今まで何度も答 弁をさせていただいておりますが、大多喜町にとりましては合併は避けて通れない課題であ りまして、将来的には合併が必要であるという考え方は今でも変わっておりません。

大多喜町の場合、少子高齢化や人口の減少、また行政の多様化や地方の分権型社会の進展、 地域経済活性化と広域的課題の対応、行財政の効率化などの課題を克服するためには、一定 規模の合併が必要であります。その規模は、千葉県が提案をしております夷隅郡市2市2町 の規模が理想の姿であると判断をしております。

夷隅郡市の場合、地域内での一体化した生活圏が形成されておりまして、鉄道、道路の状況、消防や医療、またごみ処理や観光振興などの広域行政についても、同じ土俵の上で話し合いながら効率のよい行政が行われているため、夷隅郡市での合併推進について機会あるごとに働きかけをしております。

しかしながら、合併は相手のあることや、またいすみ市が合併して間もないことなどもありまして、現状ではなかなか難しい状況でありますが、今後とも県のご指導をいただきながら、各市町の諸情勢や合併に対する機運の高まりなどを的確に見きわめるとともに、人口8万人規模の都市としてのスケールメリットを生かし、合併を新たなまちづくりのチャンスとしてとらえ、今後とも夷隅郡市での合併を推進してまいりたいというふうに考えております。小倉議員の「道筋をつける」ということにつきまして、現時点で3年経過し、4年目に入っておるわけでありますけれども、いまだ的確な道筋ができなかったことを改めておわび申し上げますが、決して今までもこの考えは変わっておりません。今後も、機会あるごとに推進をしてまいりたいと考えております。

なお、どんなことをしたかというご質問もあったようでありますけれども、事務レベル 等々ともあわせまして、夷隅郡市の合併に関する勉強会ということで、平成19年から今年度 まで何回も持ち回りで、勝浦市、御宿町、いすみ市、大多喜町ということで勉強し、その結 果を2市2町の広域市町村圏事務組合の管理者会議等で説明をいただき、皆様方にも呼びか けをいたしました。

結果的に、勉強の成果でありますけれども、勝浦市におきましては、合併は否定をしませんと、議員や住民の意見を聞きながら対応して今後もできれば勉強会を続けたいということであります。御宿町は、合併について町長は前向きに考えております。議会と住民が一体となって取り組む必要があるということで、電算などの処理は広域で対応する必要があるということで、今後も勉強会をやってほしいというようなことであります。いすみ市につきましては、現在、合併については考えておらないということで、議会の質問も含め、合併の話題は今のところ出ておらないということでありますので、現在、勉強会についてはしなくてもいいのではないかという否定的な考えでございます。

いずれにいたしましても、相手がなければ合併できないわけでありますけれども、事あるごとに皆様方にお話を申し上げ、何とか将来的に合併ができるよう、広域市町村圏事務組合

の範囲の2市2町の夷隅郡市一本ということで、今後も事あるごとに推進をしてまいりたい というふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(野村賢一君) 2番小倉さん。
- **〇2番(小倉明徳君)** 質問の中にもあるように、「道筋をつける」の道筋の意味合いですね。 どのようになったら道筋がついたというふうに考えておりますか。それは質問の中にも入っ ておりますので、回答願いたいと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(田嶋隆威君) 道筋ということは、合併について推進をして、何とか形だけでも合併ができるような形にしたいということで、今まで過去3年間、今4年目でありますけれども、行ってきたわけでありますけれども、残念ながら今のところ、合併について、いすみ市がどうしても合併は今のところ必要はないということでありますので、道筋がつけられないということでありますが、ほかの、例えば1市2町で合併をしても、効果的には広域事務組合があって同じことでありますので、やはり夷隅郡市一本でなければいけないという考えは変わっておりませんので、今後とも推進をしてまいりたいと。

そういう点で「道筋をつける」ということで努力をしたのでありますけれども、現在、道筋がまだつかなかったということで、先ほどもこの点について、おわびを申し上げたいということでお話を申し上げました。

以上であります。

- ○議長(野村賢一君) 2番小倉さん。
- ○2番(小倉明徳君) 町長が考えている合併の道筋をつけるためにもなると考えまして、昨年の7月ですか、議会のほうから提言を出させていただきました。その中に、合併がすぐにもできる状況でないことも十分理解できますので、教育委員会からでも始めたらいいかなということで、これは町長も多分同じ考えだったと思うんですけれども、今もって教育委員会の合併についての大多喜町の考え方が明示されておりませんですね。半年以上もたっております。これは合併のためにもなるということで始めておりますが、どうなってしまっているんですかね。

教育委員会の合併を踏み台に町村合併をしたらどうかという意味合いの含みがあったんで すけれども、その件についてはいかがでございますか。

〇議長(野村賢一君) 町長。

- ○町長(田嶋隆威君) ただいまの小倉議員の質問で、教育委員会の合併を踏み台に合併を段階的にやったらどうかということでありますが、この問題につきまして教育委員会にも投げかけて、当然議員さんのほうからの要望といいますか、申し上げましたので、研究をさせておりますので、もしなんでしたら教育委員会のほうから途中経過なりなんなりお話をさせていただきます。
- ○議長(野村賢一君) 2番小倉さん。
- ○2番(小倉明徳君) いいですか。これで何回目になりますか。
- ○議長(野村賢一君) 3回です。
- **〇2番(小倉明徳君)** 3回ですか。そうですか。

教育委員会のことにつきましては大多喜町の関係になりますので、私は今の町村合併のことで一般質問をしていますから、そちらに話が行ってしまうことはちょっと違うのではないかなと私自身は考えております。

ですので、きょう一般質問をさせてもらいまして、これからまた教育委員会ともいろいろなことで、今度は小倉明徳議員個人としてもいろいろなことで話をしたいと思います。

また、町長もひとつ頑張ってもらって、任期が1年足らずになりましたものですから、あらゆることで道筋を少しでもつけてもらえればいいなと、そういうふうに考えております。 これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇野中眞弓君

○議長(野村賢一君) 次に、1番、野中眞弓議員。

なお、野中議員においては、けがのため議席にて発言することを許します。

○1番(野中眞弓君) ご配慮いただきまして、ありがとうございます。

12月議会が終わってからの3か月間、日本列島を渦巻く経済状況というのは、今までにない非常に深刻な状況を呈しております。今、国もいろいろやっていますけれども、最も住民に近いところにある行政は町なわけです。ですから、今このひどい状況の中で、住民が少しでも安心して暮らせるような政策を追求していくということは非常に重要なことではないかと思います。私は、住民生活を守っていくという立場で、5点にわたって質問いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

今、非正規労働者に加えて正規労働者まで大量解雇・リストラが大手製造業を中心に強行され続けています。しかし、この中でも非正規労働者が組合をつくったりなどをして、新た

に解雇の中止を表明する大企業も生まれたり、マスコミなどは安易な解雇を批判したり、雇用を維持する経営者を肯定的に紹介するなど、今までにないような動きも生まれています。

しかし、こういう中でも依然として失業者はふえております。厚生労働省の失業者見込み数は発表のたびに膨れ上がっています。私がこれを提案したときには、3月末までの見込みは12万5,000人。ところが、2月28日付の新聞発表では非正規雇用だけで15万7,000人もの失業者が見込まれていると、こういう報道になっております。本町には製造業関連の事業所も、田舎にしては少なくありません。

そこで、2点にわたって質問いたします。

町内企業における雇用の実態をどのように町は把握していらっしゃるでしょうか。

2つ目は、町として雇用や景気の回復にどのような対策を考えていられるでしょうか、お 伺いいたします。

〇議長(野村賢一君) 町長。

○町長(田嶋隆威君) 野中議員の一般質問の1つ目に答弁をさせていただきます。

雇用と景気回復対策についてということでありますが、町内企業における雇用の実態はどうなのかというご質問でございますが、昨年から世界経済が急速に悪化をしておりまして景気の先行きが見えないことから、各企業等におきましても、生き残りをかけて必死で経営に取り組まれております。雇用面では製造業を中心に雇用調整をする動きが出てきていますが、特に輸出関連事業は、円高の問題もありまして影響が大きく出ており、契約社員の継続的な雇用ができずに契約解除をするところが出ております。また、工場の操業短縮により従業員を一時的に休業させる一時帰休を実施しているところも出てきております。

次に、町として雇用や景気の回復にどのような対策をとるかというご質問でございますが、 世界的な不況の中でこの大多喜町が行える対策は、残念ながら景気をよくするだけの策は特 にないわけでありますが、このことは政府の大きな役割となっておりまして、景気がよくな れば雇用問題もおのずと解決できるものと判断をしております。

いずれにいたしましても、社会全体の経済活動が縮小をしていることから、安心して生活ができる社会状態となるように、経済活動を活性化させようと今般の定額給付金の交付、また地域活性化・生活対策臨時交付金の活用、さらには緊急雇用創出事業など、これらの事業を速やかに実施していく考えであります。

以上であります。

〇議長(野村賢一君) 1番野中さん。

○1番(野中眞弓君) 景気対策として、町長も今おっしゃいましたけれども、昨年暮れには、 年末年始下における離職者等の緊急雇用・住居安定確保対策のための特別交付金がとられて います。国レベルですけれども。そして、今もおっしゃいましたように、11年度までの3年 間ですけれども、ふるさと雇用再生特別交付金2,500億円、緊急雇用創出事業交付金1,500億 円というのが国レベルで計画されて、これは第2次補正予算で計画されたと思います。

これらは、自治体に対して人件費割合が 2 分の 1 以上あるいは雇用期間 1 年、それから委託事業、もう一つのほうは人件費割合が 7 割以上で、直接自治体が事業を実施してもいいと。人件費に重点を置いた交付金制度を国がつくっているわけです。これはマンパワーを充実させるために、要するに日当というか、町で雇っても臨時にはなるんですけれども、失職した人たちの緊急の雇用を確保しようということでつくられた制度なわけですから、今これを大多喜町でも十分に活用して、そして今まで人件費がない、財源がないと言って手をつけられなかったような、そういう事業を展開していく必要があるのではないでしょうか。

私は、今思うんですけれども、この事業で奇妙きてれつな、奇をてらったような、そういうのではなくて、住民の生活を直接助けていくような事業に取り組んでいただきたい。例えば水道で有収水率が80%を割って、決算のときの私の試算だと1億5,000万円以上の水が漏れているわけです。今度のこの交付金を使って人を雇って、夜中に漏水検査をして漏水箇所を直していく、こういう事業もできるし、あるいは地籍調査、100年ぐらいかかるのではないかと言われていて、かなりの人たちが早くうちのところもやってくれないかなと待っています。地籍調査事業なども促進できるのではないかとも思いますし、町長も先ほど藤平議員の地デジ関係でおっしゃっていましたけれども、私も6月議会で地デジ対応をやってくれと、お年寄りは何のことだか本当にちんぷんかんぷんなんだと。そういうお年寄り家庭に対して地デジの要望あるいは実情調査、そういうものをして、2月にできたという受信支援センターに来ていただくような手だてだってできると思うんです。

町の職員だと人数が足りないから、かゆいところに手が届かないけれども、この制度を使えば、今、失職している人たちにやっていただけば、一石二鳥ではないか、もしかしたら三鳥にもなるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(野村賢一君) 町長。

○町長(田嶋隆威君) 緊急雇用の問題等が出ておりますが、先ほどの水道の問題等につきましても、水道の場合は、いわゆる水道管の破裂その他、そういう緊急の事態のときに夜仕事をするということでありまして、有収水量は確かによその水道事業と違いまして大多喜町は

非常に長くて、圧を上げたり下げたりする特殊な地域でもございますので、有収水量は非常に悪いわけでありますけれども、なかなか雇用促進事業団、この話ですとハローワークを通してやるとかいろいろ制約がありますし、特殊な仕事等については非常にできにくい状況ではないかと思いますが、できるだけこれからいろいろなものの整備、例えば農林業に関する事業等々につきましてもそういうもので対応できるものが、人的なことでできるとすれば十分これを利活用してやっていきたいなと、こういうふうに考えております。

先ほどの地籍調査事業等につきましても、当然人的なものが必要であるわけでありますけれども、これは逆にそれだけで済むということでもございませんので、国の事業等々で、千葉県でも大多喜町は比較的進んでいるほうでありますけれども、現在、予算の関係等で思うようにいっていないのが現状でありますけれども、そういう問題等につきましても、地域の方々のお手伝いをいただきながらやっております。こういうものが緊急雇用で対応できるかどうか、担当部局と十分協議をして検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長(野村賢一君) 1番野中さん。

○1番(野中眞弓君) 私も、にわか勉強なんですけれども、できるだけいろいろなところから引っぱり出して見てみました。緊急雇用創出事業などというのは、ハローワークを通じなくても直接実施ができるというふうに書いてあります。それから、地デジだとかそういうものについては国が進めている事業です。本当にいろいろな、担当課ではなくすべての課でこの事業が検討できないかどうか真剣に取り組んでいただいて、住民生活も豊かにしていただきたい、そういうふうに思います。

次に、2点目に移りたいと思います。商工業の振興についてです。

本当に底知れぬ不況の中で、町内の商工業に携わる方々の営業も、年明け以降、目に見えて厳しくなっている、お話にならない、こういう声を聞きます。町内では金融機関による貸し渋りとか貸しはがしのようなことは余りないのですが、商工会などのお話ですと、この厳しい経営状況を切り抜けるために利子補給制度をつくっていただきたいという要望を伺いました。

大多喜町の利子補給制度はあるんですけれども、大型店へ出店をする業者と、それから大型店が開業したために影響を受ける周辺の業者ということに限られている。そうではなくて、全町の商業、工業に携わっている人であればだれでもが利用できる、そういう制度をつくっていただきたいということですが、いかがなものでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- **〇町長(田嶋隆威君)** 2点目のご質問でございます。

商工業の振興についてということで、利子補給制度を全商工会会員等に利用させたいということでありますが、答弁の前に、利子補給制度としてオリブの出店者に限られた制度はあるがという表現がありましたけれども、この利子補給制度につきましては、大型店内へ出店する場合と、大型店の進出によります既存の町内の中小商業者への経営支援の一つとして町が実施をした制度でありますので、オリブ出店者だけに限ったものではないということを先に申し添えておきます。

質問の、全町の商工業者の経営を守るために全商工業者を対象に利子補給制度をつくるべきではないかということでございますが、町といたしましては、商工会との連携によりまして商工業の振興を図っているところでありますが、利子補給制度につきましては、以前から要望が出されておりましたが、町財政の状況から制定には至っておりません。商工業者の設備投資額も好景気の場合には莫大となるため、本町のような財政規模の小さな町で、果たして利子補給が安定的に継続をして交付できるかという不安な面もございます。

いずれにいたしましても、これまでに経験したことのない経済状況に直面しておるわけでありますが、早期の改善が見込めないと推測をされておりますので、町商工会と一層の連携を図りまして、商工業者の経営状態を常に観察して、町の対応策を今後検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(野村賢一君) 1番野中さん。
- ○1番(野中眞弓君) 全商工業者を対象にした利子補給制度がないのは、夷隅郡2市2町の中で大多喜町だけなんですね。いすみ市は合併時、それから勝浦市、御宿町は既にその前から利子補給制度があります。上限とか、細部にわたってはいろいろ違いはあるのですけれども、やはり商工業者の営業と生活を守るという点では今こそ必要だと思うんです。

それで、私も間違いだということに出してから気がつきましたので、先ほどの質問の中ではオリブという言葉は使わなかったんですけれども、大方は私の解釈だとオリブ関係、その周辺あたりだと思うのですが、オリブができてからもうかなりの年月がたって、大多喜町の制度の方は、もう大方は期限が来ていらっしゃるのではないかと思うんですね。そういう点では、余り今の制度は機能していないではないのでしょうか。その辺、今の大型店進出対策資金・事業転換資金利子補給交付要綱の利用者数がわかったら教えてください。

もしたくさんいないようであれば、もちろんこの制度を生かしつつこの制度を拡大・発展させていただいて、今の状況を切り抜けていける手だてを早急にとっていただけたらと思いますが、よろしくお願いします。

- ○議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- **○企画商工観光課長(森 俊郎君)** ただいまの野中議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

この大型店対策資金並びに事業転換資金というのは、今言われましたようにショッピングセンターオリブができたとき、たしか平成9年10月ごろだったでしょうか、オープンが。その前後に、いわゆる大型店ができることによって中小の小売業者が影響を受けると。また、オリブに入る人、大多喜町の場合はどんどん入ってくださいという指導をしてきました。これは商工会と一緒にです。したがいまして、よその2市2町から比べると、大多喜町においてはショッピングセンターを実は整備したわけなんですね。そこで皆さんできるだけ商売をしてくださいよという指導をしておりましたもので、中に入る人はほとんど使いましたね、当然。二十二、三社あったでしょうか。ところが、今言われましたように、出なかった人は使ったには使ったんですけれども、さほど使っておりません。

したがいまして、平成9年を境にほとんど、この制度そのものはもう使っておりません。 したがいまして、今言われましたように、もしつくるとすれば新たな制度を、いわゆる設備 資金とか設備投資に係る利子補給、そういったものに対しての制度を今後は整備する必要が あるだろうということで今考えております。

ただ、ご質問の中でいわゆる商工業者ということになりますと、工業が入りますと、これは大多喜の場合、かなり大きな会社、企業がございまして投資額も莫大になるということで、どこまでこの制度を拡充してやったらいいのかという部分、まだこの辺は検討していかなくてはいけないというふうに考えております。

いずれにしましても、当然財源のかかる問題でございますので、制度のものは、商工会等 と相談すれば、それなりの制度はつくり上げることはできると思いますが、財政を見つつそ の辺を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(野村賢一君) 1番野中さん。
- ○1番(野中眞弓君) 蛇足になるかもしれません。設備投資などというのは確かに、かければ幾らでも、何億円でもかけられます。大体上限をそれぞれの市はつけてあります。今の町

長の答弁、それから課長の答弁を伺いまして、近々に取り組んでいただけるものだと思わせ ていただいてよろしいでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- ○企画商工観光課長(森 俊郎君) 国のほうでいろいろな、こういう時期なものですから、 二段、三段構えで多分経済対策をやられてくると思います。それに伴いまして、補正予算も 二段、三段の構えでやっていただけると思いますので、そういったものをできるだけ活用し た中でやれればいいのかなとは思っています。商工業者に対してのいわゆる制度的なものも、 ハローワーク等々からもいっぱい出ておりますが、町としての制度につきましては、ただい ま申し上げましたように検討というか、商工会とこれから相談に入りたいと思います。

いずれにしましても財政的な問題も、かなり逼迫しておりますので、その辺も含めまして 検討させていただきたいと。当然こういう時期ですので、なるべく早く検討しますというこ とでお答えしたいと思います。

以上です。

- ○議長(野村賢一君) 1番野中さん。
- ○1番(野中眞弓君) 地元の商店、地元の事業所が消えるというのは本当に……
- **〇議長(野村賢一君)** 1番野中議員さん、3問終わったので次に行ってください。
- ○1番(野中眞弓君) 大変なので、何としても先にやっていただきたいと思います。

3番目に移りたいと思います。介護認定対策についてです。

来月4月から介護保険の要介護認定の方式が変わります。介護保険は来月4月からいろいろな面で、料金の面でもいろいろなことが変わるのですが、今回は、この介護認定の方式に 絞って質問したいと思います。

この新方式によるモデル事業で、これは昨年10月ぐらいに行われておりますが、厚労省は、要支援2から要介護5までの各介護度で二、三割の認定が現状よりも軽度に変更になったということを発表しています。認定が軽くなりますと、ご承知のことだと思いますが、利用者は介護保険のサービスの利用限度額が減らされます。老人ホームなどの事業者への報酬も減額になります。ですから、利用者の生活、それから事業所の経営に深刻な打撃が及びます。我々住民サイド、利用者にとっては、介護保険導入時に懸念されていました保険あって介護なし、こういう状況が生まれることになります。

この4月から導入される新方式によって利用者に不安と不利益を与えないためには、コン ピューター判定の基礎になる現場の聞き取り調査がかぎを握っております。町の責任で、こ の聞き取り調査では生活実態を正しく反映することを徹底させていただきたい、このことに ついてどのようにお考えになるか、伺いたいと思います。

○議長(野村賢一君) 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

(午後 2時01分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時14分)

○議長(野村賢一君) 一般質問を続けます。答弁願います。

町長。

○町長(田嶋隆威君) それでは、野中議員の3点目の質問、介護認定についてということに答弁をさせていただきます。

4月1日以降受け付け分の要介護・要支援認定調査につきましては、認定調査項目の見直 しが行われまして、現在82ある調査項目から14項目を削除し、新たに6項目が追加され、74 の調査項目で認定調査が行われることになります。

ご質問は、認定調査項目の減少により認定調査の結果がこれまでより軽度に認定をされ、 その結果、認定者の生活に深刻な影響が出るため、認定調査申請者の実態を総合的に把握する対策をとるべきではとの内容でございますが、認定結果は、まず基本調査であります74項目を調査し、その結果をコンピュータに入力して介護度を出す1次判定と、認定審査会で、 1次判定結果、認定調査時に基本調査項目以外の調査事項であります特記事項及び主治医意見書の記載内容から介護度を判定する2次判定を経まして、認定結果が出されます。

このために、74の調査項目だけで判定された1次判定の結果も、認定調査時の特記事項と 主治医意見書に記載された申請者固有の介護の必要性等がある場合は2次判定で考慮され、 介護度が出されることになっておりまして、これまでより軽度に認定結果が出る割合は少な いものと考えております。

ただし、昨年10月に新しい調査項目で実施をしたモデル事業では、ご質問でもご指摘がございましたが、前回の認定結果より軽度に認定された方が約20%あったとの厚生労働省の報告があります。

町といたしましても、この報告を真摯に受けとめるとともに、申請者の実情をできるだけ 認定審査会に正確に報告できるよう努めるとともに、認定審査会に、認定調査時の特記事項 や主治医意見書に記載された申請者固有の介護の必要性をできる限り考慮するよう、要望していきたいと考えております。

以上であります。

- ○議長(野村賢一君) 1番野中さん。
- ○1番(野中眞弓君) できるだけ正確に認定できるようにしていただくのは本当にお願いいたします。

それで、答弁の中にやはり認識がちょっと足りないのではないかなと思われることがありますので、具体的にお話しさせていただきます。

10月にやったモデル事業では、大多喜町は9ケース対象になりました。その結果なんですけれども、9分の5、5ケースが現行よりも認定が軽くなりました。現行と新方式によるものが同じだったのは3つ、重くなったのが1例です。大多喜町の例で言えば56%が軽度の認定をされています。2月から3月にかけて、お医者さんの連合会、全日本民主医療機関連合会というところがやはり国の出した新しい方式で判定したところ、12人のうち9人に軽度の判定が出ています。

答弁の中で、何項目か減らされて6項目か追加されてとおっしゃいましたけれども、その追加された項目はモデルも何も経ないで、どこからも認定されないで国がぽっと入れたもので、例えばこういうふうなことがあります。調査項目の移動・移乗という項目で、利用者の状態は移動・移乗の機会がない重度の寝たきり状態、今までですとこれは全介助ということになっています。ところが、新しい方式では自立です。要するに、手をかける必要がないから自立だというわけです。

あるいは食事の問題で、管でもって食事をとっている、その人の判定がどうなるかというと、現行は全介助、ところが新しいものはやはり自立です。こういうようなテキストでもって4月から認定がされるわけです。やはり実態と乖離しているのではないか。でも、だれがこれをチェックしていくかというと、やはり町の職員の調査員がするわけですから、町の担当では、実態をきちんと反映するような判定結果を出していこうよということを徹底していただきたいと思うんです。

そして、先ほど答弁の中で、気づいたことを書く特記事項もある、2次判定で正確に出る のではないかみたいな答弁がありましたけれども、この特記事項についても減らされている んだそうです。そして、2次判定を行う認定審査員の裁量権も縮小されているんだそうです。 1次判定のコンピューター判定が非常にウエートを占めるんだそうです。ですから、町が調 査を上げる段階で利用者が不利益をこうむらないように極力努めていただきたいと思います。 そして、例えば減らされるとどうなるかというと、要介護1の人が要支援2にされると、 今までヘルパーが週10回来れたものが3回しか来れなくなるというような状況。それと、事 業所はどうか。今度の改定で報酬が3%、いろいろあってこれも単純に3%というわけには いかないようなんですけれども、増ではないかと思われていたのがこの改定でどうなるかと いうと、石川県のあるホーム、72名のホームで試算したところ、年間で現行よりも545万円 減収になると。

大多喜町は町直営の老人ホームを持っています。それから、直営に近いような社会福祉協議会も、ヘルパー派遣の事業所として活動しております。そういう点で、事業体としてもやはり困るわけですから徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いできますでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(田嶋隆威君) 先ほども申し上げましたが、今、軽度に認定された方が20%だったのは違うのではないかと、大多喜町の場合でも9分の5とか56%とか、いろいろお話を受けました。いずれにいたしましても、申請者固有の介護の必要性をできるだけ考慮するよう要望していきたいというふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(野村賢一君) 1番野中さん。
- ○1番(野中眞弓君) よろしくお願いいたします。

4点目に移ります。高齢者の健康増進事業についてお伺いいたします。

後期高齢者医療制度が始まってそろそろ1年になります。この後期高齢者医療制度は、国 は医療制度を改悪して特に高齢者の医療費を削減しようとしていますけれども、一番医療費 の削減に効果的なものは、高齢者の皆さんが健康で毎日を過ごすことではないでしょうか。 そのためには病気の早期発見・早期治療が何よりも必要です。後期高齢者医療制度ではそこ ら辺がすっぽり抜けています。

ですから、町独自でこの早期発見・早期治療に努められるよう、75歳以上の方への人間ドックの受診に対して助成制度をつくる。別の言い方をすると復活させるという考えはないでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- 〇町長(田嶋隆威君) 高齢者健康増進事業ということの、75歳以上の人間ドックの実施とい

うことで、野中議員も後期高齢者広域連合議会の議員の一員ということで、この前、初めて 参加をいただきました。その席上でも多分出ていたと思います。

高齢者健康増進事業についてのご質問でございますが、高齢者の健康増進事業につきましては、後期高齢者広域連合の委託によりまして健康診査を実施しております。また、介護保険制度の一部改正によりまして、今年度より特定高齢者把握事業を実施し、特定高齢者と決定された方につきましては、特定高齢者施策事業「からだいきいき塾」の参加へとつなげております。

さて、75歳以上の人間ドックの実施についてでございますが、人間ドックの補助につきましては、現在、県内で10市町村が実施をしておりますが、後期高齢者広域連合の事業としてではなく市町村が独自に実施をし、これに対して後期高齢者広域連合が予算の状況に応じて補助をするというような状況で、制度化はされておりませんが、今後、後期高齢者広域連合の対応やまた近隣市町村の動向を見まして、制度化につきましては検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長(野村賢一君) 1番野中さん。

○1番(野中眞弓君) 近隣では勝浦市が、予算が通ればこの4月からやるということです。 大多喜町は合併の話の前、人間ドックなどについては近隣よりもすぐれた制度を持っていま した。合併の話がある中で後退して、ずっと最近は後退しっ放しなのですけれども、75歳以 上で人間ドックを受けようという意欲のある方は自己管理能力にたけていて、ますますその 元気さを維持していっていただくために、何人でもないと思うんですね、そういう意欲を後 押しする、そういう意味でできるだけ早く検討していただきたいと思います。

それでは5点目に移ります。遠距離通学費補助の拡大についてです。

本町の遠距離通学費補助金交付要綱によれば、補助金の交付対象は小学生が4キロ以上、中学生が6キロ以上で、もう一つの条件として交通機関を利用することということになっています。

西中学校の場合ですが、統合時の取り決めで、老川中野間はほぼ4キロですが、この交通 費は町が出すということで、ここの部分は無料になっています。そして、通学距離について は老川十字路からの距離になっているわけです。そうすると、6キロを超えて交通機関のあ るという生徒はいないわけです。実際は、要綱では学校からの距離ということですので、学 校からの距離が6キロメートル以上あっても自己負担になっている地域があります。その地 区の生徒は、要綱の観点で考えれば不公平をこうむってきたことになります。

統合時の取り決め、老川までは無料という取り決めは残しつつ、要綱の条件にある6キロ以上の生徒については、要綱にのっとった遠距離通学補助金を交付して不公平を是正すべきだと考えますが、お考えを伺いたいと思います。

また、もう一つあります。通学距離は小学校4キロ、中学校6キロという要綱の条件下でも、交通機関のないところは保護者が送迎しています。こういう地区への対応はどうなっているでしょうか。会所地区については、私、議員になり始めのときに言われまして、解消させていただいているのですけれども、会所以外の地区についてはどうなっているでしょうか。よろしくお願いいたします。

〇議長(野村賢一君) 町長。

〇町長(田嶋隆威君) 遠距離通学費の補助の拡大というような質問でありますけれども、答 弁させていただきます。

統合時の取り決めによりまして要綱の条件下でも対象から外されている地域への適用との お尋ねでございますけれども、現在の補助金交付は、平成11年4月1日から施行されました 交付要綱に基づきまして支出をされております。要綱では、交付対象は、先ほど野中さんが おっしゃったように、小学生にあっては通学距離が4キロメートル以上、また中学生にあっ ては通学距離が6キロメートル以上で、交通機関を利用する場合となっておりまして、補助 額は、交通機関を利用して通学する児童・生徒に係る往復の交通費全額となっております。

現在の交付状況は、昭和36年8月3日付の西老地区中学校統合通学費対策の7項通学費、「老川出張所より新設中学校までの老川地区生徒のバス料金は町に於いて全額支給する。」との条項部分を適用いたしまして、中野から小田代までの往復料金は町が負担をし、小田代から先の部分については保護者負担となっております。国の補助制度もかわってきておりますので、遠距離通学費補助のあり方については今後十分検討してまいりたいと考えております。

また、2つ目の中で、交通機関がなくて保護者の送迎となっている地区への要綱の適用は どうかということでございますが、この問題につきましては、全町的な視野に基づいて今後 検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長(野村賢一君) 1番野中さん。

○1番(野中眞弓君) いつごろまでに検討していただけるのでしょうか。特に、交通機関が

なく保護者が送迎している場合につきましては、ガソリンも大分下がったとはいえ、まだま だ高水準にあると思うんですね。できるだけ早い時期にやっていただきたいと思うのですが、 いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 教育長。
- ○教育長(田中啓治君) それでは、ただいまの野中議員さんの質問でございますが、できるだけ早く、支給できるように整備したいと思っております。
- ○議長(野村賢一君) 1番野中さん。
- ○1番(野中眞弓君) 新学期からと考えてよろしいでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 教育長。
- ○教育長(田中啓治君) それはちょっと……。とにかく前向きに取り組んでまいりたいと思います。
- 〇1番(野中眞弓君) よろしくお願いいたします。 それでは、これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。 ありがとうございました。

◇ 苅 込 孝 次 君

- ○議長(野村賢一君) 次に、5番、苅込孝次議員。
- ○5番(苅込孝次君) 1年生議員で初めての質問でございますので、よろしくお願いいたします。

私の質問といいますか提案といいますか、財政が逼迫している折でありますので、財政と か予算、こういうものに関係のない質問をさせていただきます。

それは町民憲章のことなんですが、大多喜町は、昭和29年10月に1町4村が合併いたしまして、新しい制度の現在の大多喜町が誕生しまして、以来、もう半世紀以上が過ぎました。そして、現在、大多喜町はかなり変わってきております。若い人は、学校を卒業すると多くの子供たちが町を出てしまっております。すなわち、ふるさと意識が薄いまま町を出てしまっておりまして、残っている多くの町民の皆様もいろいろと努力はされておりますが、特にこれという手だてもなく、徐々に衰退に任せているように思います。

このような折、大多喜町を愛する意識と希望を持ってもらうことから、ひとつこの町民憲章なるものを制定したらどうかと考えるわけです。私は民生委員をしておりますが、毎月定例会がありまして、この定例会の前に全員で民生委員信条と児童憲章を唱和して意識の高揚

を図っております。町民憲章を制定するのには予算も必要ありませんし、特にお金のかかる ものではありませんので、全町民から募集するのも、完成された憲章の文章ということでは なくて、大勢の人たちから1行ぐらいずつ文章を募集いたしまして、それを後で組み立てて 憲章的にすればよいのであって、それほど難しいものではないと思います。

この提案は、以前、野口議員さんが質問されたようでありますので、私は二番せんじということになりますが、今までこれが制定されなかったのは何か不都合でもあるのでしょうか。 先ほども、小倉議員さんが提案された合併問題もありますが、今後もこの大多喜町のままでいくのであるならなおこの町民憲章を、町民意識を持ってもらうために、意識、気持ちのよりどころになるのではないかと思います。

ことし、メキシコ船漂着400年記念事業があるようですが、こういう折、この事業の一環としては適期ではないかと思いますが、今からではもうこれは時間的に遅いかと思いますので、これは無理かと思います。あと5年たちますと合併60年目となります。人でいえば還暦を迎えるわけなんですが、そのような折の記念事業としていかがかと思いますが、かといって、あと5年後というのはかなり世の中も変わってくるのではないかと危惧はするわけですが、この町民憲章についてのお考えをお聞きしたいと思います。

〇議長(野村賢一君) 町長。

〇町長(田嶋隆威君) 苅込議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町民憲章の制定についてということでありますが、町民憲章は、まちづくりを進める上での基本的な方針や理念などを目標として示したもので、多くの自治体で制定をされております。条例のように拘束力があるものではございませんが、日常の中でこれを生かして、実践していくことが重要となってまいります。

県内の市町村の制定状況を見ますと、市で75%、町で70%が憲章を制定しており、内容を 見ますと、自然の大切さ、また夢のあるまちづくり、ふるさとの大切さなどを挙げたものが 多いようでございます。

憲章を定めるに当たっては、住民の皆さんから広く意見を求め、寄せられた意見などをもとに選定委員会等で協議をして決定することが一般的と考えられますが、いずれにいたしましても、単に憲章を制定しただけでは意味がなく、これをいかに施策に反映させ、豊かで住みやすいまちづくりを進めていくかが重要となってくると思いますので、これらにつきまして事例等の調査をさせていただき、できるだけ親しみやすい憲章の制定に向け、今後検討していきたいと考えております。

また、より憲章の効果を上げるためには、先ほども苅込議員のご質問の中にもありましたが、何か節目の年とかそういうときだということでありますが、5か年計画の策定等とあわせまして制定することがよいのではないかと考えておりますので、これらの機会をとらえて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(野村賢一君) 5番苅込さん。
- ○5番(苅込孝次君) ただいま町長さんが憲章の意義を申されましたんですが、憲章と言うと何かかた苦しい感じもいたしますけれども、辞書を引きますと、憲章というのは「重大な事柄に関するおきて」とか「根本的な原則に関する決まり」なんていうふうなことが書いてありますが、そんなに難しく考えないでですね、先ほど町長さんがおっしゃった大多喜町を守るとか、大多喜町を愛してとか、大多喜町の環境を守るとか、そういう日常的な言葉でいいわけですから、今後ひとつ検討してもらいたいと思います。

それと同時に、直接政策には結びつかないと思いますが、町民がこの町を愛する気持ちとか、そういう意識の高揚を図るためにはいいのではないかと思います。難しく考えずに、意識の再生・復興、すなわち心や気持ちのルネサンスなんていうぐらいの軽い気持ちでもいいのではないかと思っております。ひとつ今後ともご検討いただければありがたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

◇ 吉 野 僖 一 君

- ○議長(野村賢一君) 次に、7番、吉野僖一議員。
- ○7番(吉野僖一君) 私も1年生議員でいろいろ勉強したんですが、いっぱい書いたらちょっと多過ぎるということで大分縮小しまして、2点だけ町長さんにお伺いします。お金のかからないことでお願いということで、できるだけ実施してもらいたいと思います。

町民の生命・財産を守るために、交通安全対策の充実により、安全でかつ快適な生活実現のために次の事項について質問いたします。

道路上に覆いかぶさる樹木等の伐採に関する条例の制定について。

道路交通安全対策上の観点から、道路上に覆いかぶさる樹木等の伐採に関し、過去に交通 指導員や県の交通モニター員の経験上、国道や県道については、関係機関に話すと県土木部 維持管理課が素早く対応してくれましたが、町道に関しては町建設課で対応していただいて おります。 町道については、山間地のためその範囲も広い上、伐採には地主さんの許可をとってからでないと伐採ができないのが現状と思われます。しかし、いざ事故等が発生した場合は、道路管理者の責任問題に発展するものと危惧されます。ある地主さんに伐採のことについて相談すると、とても危なくて個人では伐採ができないので、町で対応してほしいとのことでありました。

このようなことから、道路上に覆いかぶさる樹木等の伐採に関する条例の制定により、町が伐採の必要性を認めたとき、地主に断りなく伐採できるようにして、道路交通安全対策を 図る考えはないかお伺いします。

○議長(野村賢一君) 答弁願います。

町長。

○町長(田嶋隆威君) それでは、吉野僖一議員のご質問に答弁をさせていただきます。

1点目、道路上に覆いかぶさる樹木等の伐採に関する条例の制定についてどうかということでございますが、道路上に覆いかぶさる樹木等の伐採を強行できる法令や条例は制定をされておらず、通行に支障がある場合は、県や市町村は所有者に断った上で伐採を行っております。これは、風雨・雪などにより倒れて道路上をふさいでいる場合などを除きまして、個人の財産として権利があるものを断りもなしに切ることはできないからでございます。

道路法により、国・県道及び市町村道は、第42条におきまして道路の維持または修繕を、第43条においては道路に関する禁止行為を定め、道路の保全を図っておりますが、この条項にも強制伐採の記述はございません。民法第233条には、越境してきた樹木の幹や枝は所有者に切るように頼み、切らない場合は所有者に了解を得て切ることができることになっておりますが、この場合と同じ手はずを踏んでいるものでございます。

基本的に町では、幹線道路においての越境樹木は所有者が伐採すべきであるが、金銭的、また労力的にできない場合においては、町道の維持管理上、町が伐採をしております。なお、 集落内の生活道路におきましては地元に管理をお願いしてございますが、地元での伐採が困難なときは町で実施をしております。

条例化をした場合には、メリットとして作業に至る交渉がなくなり非常にスピーディーに 行えますが、デメリットとして、民法などの法律により所有権が保護されているものを条例 での運用ができるか。また、条例化された場合には伐採の判断は担当者の主観によることと なるため、所有者とのトラブルが多発する可能性がありまして、今までの伐採実施件数がそ れほど多くないため、地元の生活道路の管理意識が薄れることも予想されまして、町の道路 保全体制が危ぶまれることから、法的に条例化できるかをも含めて今後検討してまいりたい というふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(野村賢一君) 7番吉野さん。
- ○7番(吉野僖一君) ありがとうございます。

実は、中野から紙敷、西部田、湯倉から紙敷、西部田ですか、これは今、町道になっておりますが、通行量も大分多いし、観光宣伝、PRが大分浸透して観光客もふえて、ハイデッカー、背の高いバスですね、それとかアルミバンの背の高いトラック等が通行して、枝に当たって、見れば当たった場所はわかるので、そういうところはこさ切りというか、うちのおやじも昔はやはり、親子で交通指導員とかなんとかって、昔は毎年、こさ切りということで、道路標識の前後とか、昔は交通指導員とかが出て警察の立ち会いのもとで対応しておったんですが、時代の流れで観光バスが大分通るようになりましたので、そこら辺を心配しての質問でございます。

行く行くは町民に告示して、区長さんを通じて各地区の地主さんにこういうことを話して、 町ではこういう考えでおるんですが皆さんはどうお考えですかということで問いかけて、ま た町民の、地主さんたちの声も聞いてくだされば、これは野球で言うとグラウンドルールみ たいなもので、法は確かにあるんですが、町条例で制定してはいかがか、そういうことでよ くご検討を願いたいと思います。

2点目、ごみのポイ捨て禁止条例の制定について。

城と渓谷の町大多喜として観光客もふえつつあります。観光の町として、クリーンなまちづくりは今後重要な施策と考えます。たばこの吸い殻も含め、空き缶や紙くずなどのポイ捨て禁止を想定したごみのポイ捨て禁止条例を制定し、クリーンなまちづくりをしていく考えはないかお伺いします。隣のいすみ市では、これらのことを条例で定めていると聞きます。町長、お願いします。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- **〇町長(田嶋隆威君)** ごみのポイ捨て条例の制定ということでご質問をいただきましたので、 答弁をさせていただきます。

人々の暮らしが豊かになるにつれまして、ごみの種類も多様化する中で、不法に投棄されるごみについては依然として後を絶たないわけであります。本町におけるごみの不法投棄処理状況は、道路端や山間部等を中心に多く見られまして、町の美観を損ねるばかりでなく環

境破壊にもつながってまいります。

こういうような中で、町では定期的に巡回パトロールを実施するなど、不法投棄の未然防止を目的に監視体制を強化する一方で、職員のほか臨時職員によります不法投棄物の回収清掃、あるいはごみゼロ運動などのボランティア団体を中心といたしました清掃活動などを実施し、さらに、ごみの多い箇所や繰り返して投棄される箇所につきましては看板やさく等を設置するなど、再発防止に努めております。

また、不法に投棄されましたごみから投棄者が特定できた場合は、警察と連携をし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、撤去命令や、また反則金が科されておりますが、原因者が特定できるものはごくまれであり、結果的には町で撤去しておるのが現状でございます。

ご質問のありましたごみのポイ捨て禁止条例の制定につきましては、今後の監視活動やまた清掃活動を通じまして、住民のモラルの向上を図る上で重要と考えられることから、今後 策定について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

- 〇議長(野村賢一君) 7番吉野さん。
- ○7番(吉野僖一君) 大変いいお答えをいただきました。

これも地元、養老渓谷をよく宣伝されて、栗又の滝など、やはり観光のメーンということで観光客がいっぱい来てくれるのはありがたいんですが、地元の人たちの話を聞きますと後始末が大変ということで、ぜひ看板の作成ぐらい、条例の作成と看板というか、そういう大多喜町は対応をしているということでPRするのも一つの考えだと思いますので、よろしくご検討をお願いします。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長(野村賢一君) 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午後 2時52分)

大多喜町第1回定例会

(第3号)

平成21年第1回大多喜町議会定例会会議録

平成 2 1 年 3 月 1 3 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分 開議

出席議員(12名)

1番	野	中	眞	弓	君	2	2番	小	倉	明	徳	君
3番	江	澤	勝	美	君	4	4番	小	髙	芳	_	君
5番	苅	込	孝	次	君	6	5番	君	塚	義	榮	君
7番	吉	野	僖	_	君	8	8番	志	関	武臣	夫	君
9番	野		晴	男	君	1 () 番	藤	平	美智	冒子	君
1番	正	木		武	君	1 2	2番	野	村	賢	_	君

欠席議員(なし)

1

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	田嶋隆	威 君	副町長	酒	‡ 太 門	君
教 育 長	田中啓	治君	代表監査委員	秋 L	山嘉道	君
総務課長	君塚良	信君	企画商工観光 課 長	森	俊 郎	君
税務住民課長	岩瀬	進 君	農林課長	角日	田 健 一	君
建設課長水道室長	浅 野 芳	丈 君	健康福祉課長	苅 >	ド 與ヱ門	君
環境生活課長	塩 田 常	夫 君	子 育 て 支 援 課 長	磯里	昂 勝 廣	君
自動車学校長	中村	勇君	特別養護老人 ホ ー ム 所 長	岩	類 鋭 夫	君
教育課長	渡辺嘉	昭君	会 計 室 長	岩位	左 秀 樹	君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鈴木朋美 副主査 小倉光太郎

議事日程(第3号)

- 日程第 1 議案第19号 平成21年度大多喜町一般会計予算(質疑~採決)
- 日程第 2 議案第20号 平成21年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算(質疑・採決)
- 日程第 3 議案第21号 平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計予算(質疑~採 決)
- 日程第 4 議案第22号 平成21年度大多喜町老人保健特別会計予算(質疑~採決)
- 日程第 5 議案第23号 平成21年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算(質疑~採 決)
- 日程第 6 議案第24号 平成21年度大多喜町介護保険特別会計予算(質疑~採決)
- 日程第 7 議案第25号 平成21年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計予算 (質疑~採決)
- 日程第 8 議案第26号 平成21年度大多喜町水道事業会計予算(質疑~採決)
- 日程第 9 議案第27号 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計予算(質疑~採決)
- 日程第10 発議第 1号 大多喜町農業委員会の委員の推薦について
- 追加日程第1 議案第29号 平成20年度大多喜町一般会計補正予算(第5号)
- 追加日程第2 発議第 2号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につい

て

◎開議の宣告

○議長(野村賢一君) ただいまの出席議員は11名です。したがって、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

これより、会議を開きます。

なお、2番、小倉明徳議員は所用により遅参する旨の届出がありました。 日程に入ります。

(午前10時00分)

◎議案第19号から議案第27号までの質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第1、議案第19号から、日程第9、議案第27号までの平成21年度 大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算については、既に一括議題とし て提案説明が終わっておりますので、3月6日の議事に引き続き、各会計ごとに質疑、討論、 採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり事前に配付されております、予算に係る細部説明書などは予算審議を円滑に進めるための参考資料でありますので、質疑に当たっては、平成21年度の各歳入歳出予算書により質疑されるようお願いします。なお、質疑の際は、予算書のページをお示ししていただくとともに、質疑に当たっては議題外にわたり、またその範囲を超えることのないようご留意願います。

日程第1、議案第19号 平成21年度大多喜町一般会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、正木武君。

- ○11番(正木 武君) 教育課にお伺いしたいのですが、昨年までありました海外派遣の事業はなくなっているんですが、これはどのような理由でなくしたのかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(野村賢一君) 教育長。
- ○教育長(田中啓治君) それでは、今まで長年にわたって海外派遣行ってまいりました。しかし、平成20年ですか、2008年9月25日、アメリカのリーマン・ブラザーズ証券会社の経営破綻に端を発しまして、世界的な経済情勢の悪化及びその後の雇用不安は深刻なものとなっ

ております。本町の財政面にもどのような影響が出てくるか心配されるところでございました。さらに、各家庭におかれましても、どのような状況が出てくるか予想しがたい状況でございます。青少年の海外派遣につきましては、町合併40周年記念事業として、平成6年に実施いたしましたが、好評につき現在まで継続実施いたしておりました。10年目の平成16年以降、5年ごとに見直しということとしておりましたので、急激に低迷してきた経済情勢を踏まえ、21年度はやむなく中止することといたしました。現在のところ、平成22年度以降も中止を予定しております。

以上でございます。

- ○議長(野村賢一君) 11番、正木武さん。
- **〇11番(正木 武君)** 確かに、景気も低迷してきている中でですけれども、保護者と十分 話し合った上で、保護者ができない、もう出してあげられないということで、そういう話し 合いをしたのかどうか。

それと昨年、有家さんの質問に対して、有家さんの言葉ですが、参加できる生徒と参加できない生徒に、本当に教育の差が生じていないかという質問に対して、教育長はこのように答えております。個人差はございますが、成果としては国際的シェアの拡大、生活体験による異文化の理解と需要、英会話能力の向上、コミュニケーション能力の向上、自国やふるさとのよさの自覚、判断力、自己管理力、計画的実践力の向上が認められるところでございます。今後も可能な限り、継続してまいりたいという答えがあります。これは、議会でこういう答弁をしているにもかかわらず、一方的に中止をするということは、議会を軽視していると言わざるを得ないと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(野村賢一君) 教育長。
- ○教育長(田中啓治君) 昨年の9月の答弁に、私どものほう、そのように答えた記憶はございます。しかし、昨年の9月の段階では、まだこんなに経済的な大変動が起ころうとは思っておりませんでしたし、予想もできませんでした。しかし、その後の経済状況は、先生方がご存じのように現在の様相を呈してまいりまして、したがいまして、それを踏まえて涙をのんで、私どもとしては一応中止の線を出したわけでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村賢一君) 11番、正木武さん。
- ○11番(正木 武君) 保護者が涙をのんで、今回はできませんという答えなら、教育長の答えなもっともだと思います。しかしながら、何も話し合わないで、一方的にやめるという

ことは、おかしいんではないかと思います。今後、もう1回、保護者と学校側と話し合って、 検討する余地はありませんか、町長。

- 〇議長(野村賢一君) 町長。
- ○町長(田嶋隆威君) ただいまの青少年の海外研修の件でございますけれども、いわゆる 100年に一度という大恐慌ということで、こういう措置をしたわけでございますが、いずれ にいたしましても、景気が回復すれば、改めてまた検討してもよいのかなという考えでござ います。

以上であります。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) すみません、引き続き座ったままで応対させていただきます。

39ページ、社会福祉協議会補助金、985万4,000円。それから、55ページ、今度は町社会福祉協議会補助金というのが、1,652万2,000円ありますけれども、社会福祉協議会に対する、この中身についてはどういう違いがあるのでしょうか。何かことし特別多いような気がするんですけれど。

それともう1つ、社会福祉協議会は、今までからの流れによれば、ことしの10月ぐらいに、シルバー人材派遣センターを発足させる方向で今動いている。私のところにも、先日アンケートなどが届いておりました。社会福祉協議会内で発足されると予想されるシルバー人材センターに対して、どのような支援、手立てをしていく計画があるのか伺いたいと思います。2点目の質問なんですが、数箇所に分かれて賃金の項目があります。

例えば、住民関係48ページ、あるいは60ページの児童福祉施設など、ほかにもありますけれども、常任委員会協議会の中で、この改善どうなってるのかと申しましたら、町全体として取り組むということになっていると。総務ではないかと思いますが、どのように今年度は改善がされているのか伺いたいと思います。

まず、この2点でとりあえずお願いします。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(君塚良信君) それでは、最初の社会福祉協議会のご質問からお答えしたいと思います。

社会福祉協議会の補助金は、先ほど野中さんからご指摘ありましたように、2つのところから補助金が出ておりまして、39ページのほうにつきましては、人件費分というふうにお考

えをいただければと思っております。

そのほかのもう1つのほうのページ数が55ページですか。こちらのほうは社会福祉協議会の運営とか事業の執行について補助しておるものでございます。これは、多額にもなっておりますけれども、高齢化社会の時代におきまして、果たす役割は非常に大きいということで、それなりの措置をしておるものでございます。社会福祉協議会は、いろいろな事業をしておりますけれども、幾つか申し上げてみれば、法人運営ですね。それと、広報企画調査研究事業、地域福祉の推進の活動事業といたしまして、心配ごと相談、あるいは結婚相談所の関係、ネットワーク事業、地域ぐるみ福祉ですね。そのほかにボランティア、在宅福祉といたしまして、ぬくもり給食会、おもいやり給食会、リハビリの会、友愛訪問ですか。福祉用具の貸し出し、商品券の発行、福祉バザー、協同募金の事業ですね、これは歳末助け合いとか、そういうものがあります。

それと、受託事業といたしまして、ホームヘルプサービス事業、そのほかに、いろんな用 具の貸付事業、介護保険事業ですね。そのほかには福祉センターの運営も一緒にお願いして ありまして、そのほかに団体の事務局といたしまして、町の老人クラブの連合会の事務局と か、赤十字団等々、いろいろな事業をこなしておるところでございます。

そのほかに、シルバー人材育成の関係のセンターが10月からできるということは伺っております。この運営につきましては、先ほども申し上げましたけれど、高齢化が進展する中で、高齢者の活動としては、これは非常に有効であるというふうに考えておりまして、町としても支援していきたいというふうに考えております。10月からの開始ということでありますけれども、具体的にはどう進んでいくのか、ちょっとはっきり、まだ我々にもわからない点がございます。そういうのがはっきりして、町のほうから、トイレの掃除等、そういうようなものが委託できるのかどうか、町の施設のですね。そういうものの、ほかにもいろいろあると思いますけれども、そのセンター自体がどういうふうなもので、どういうことができて、どのくらいの人材がいるのかというのが、ちょっと今の時点ではっきりしませんので、そういうものがはっきりした時点で、また対応させていただければというふうに考えております。これは、ボランティアの団体もあります。また、地域の民間業者ですか、こういうものと

それと、賃金のほうの改善はどうかということでありますけれども、これは臨時賃金でございますが、これは規則の中で検討しておりまして、若干の賃金の値上げは当然考えており

の関連もございますので、これらの育成ということもありますので、そういう連携をした中

で、調整をしながら進めていければというふうに思っております。

ます。今、これから規則の中で定めていきたいと思っておりますので、かねてから質問もいただきましたので、最低賃金等も踏まえ、地域の実情も踏まえて、改善していくことは間違いありません。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかに。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) シルバー人材センター関連ですけれども、10月から開設したけれど仕事がないというのは、大変期待している、働きたい高齢者にとっては困るわけです。今、答弁の中で、課長はトイレ掃除などという話もちらりと言及されましたけれども、私もトイレ掃除などをシルバー人材センターに町が発注するということは、いいなと思っているんですが、ただ今までトイレ掃除は勝浦の業者さんに1年間契約でやられてたと思うんですが、当初にそういう、これから先のことを押さえて業者さんとの契約を半年にするとか、やっぱり準備があると思うんですね、もし本当にやる気があれば。ですから、4月入る前にそういうことについては、社協ときちんと相談して、ばたばたしないというか、契約違反など起きない。しかも、町の高齢者にきちんと仕事が確保される。そういう手はずを、手立てをとっていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、賃金についても、きょうは13日です。4月1日まで、あとほぼ2週間、半月ですけれども、それで検討中というのは、後手後手ではないだろうかと。もしも、素案ができているようであれば、どのくらいの改善が行われるのか教えていただきたいと思います。

〇議長(野村賢一君) 総務課長。

○総務課長(君塚良信君) まず、シルバー人材育成センターの問題でありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、どのくらいの規模で受けられるのか、はっきりしないと我々もなかなか不安なところもあるわけですね。現時点で、どの程度進んでいるのかというのをはっきりちょっと、我々も承知しておりませんので、ご指摘のありました社会福祉協議会とさらにもう少し詰めてみて、どういうものができるのか。それが、そういうものがわかっていれば、最初からそういう対応はしていきたいというふうに、これは真剣に考えているかどうかということでありますけれど、これは当然そういう時代でありますから、真剣に考えております。

それとあと、賃金のほうですけれども、一応臨時の賃金、5,800円のところは6,000円程度 というふうに、今案でありますけれども、ある程度具体的な詰めは終わっておりますので、 ご了解いただければと思います。

以上でございます。

- ○議長(野村賢一君) 1番、野中眞弓さん。
- **○1番(野中眞弓君)** 賃金の件なんですけれども、交通費などはどうでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(君塚良信君) 交通費の関係も近隣の市町村では出しているところも確かにありまして、いろいろ検討はした中ではありますけれども、とりあえず賃金アップさせていただくということで、とりあえず今回の場合につきましては、そのような処置でご了承いただければと思っております。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 50ページ、選挙管理委員会の委託料、電算機ソフト変更で、300万円が計上されています。協議会の中では国民投票用という説明があっただけで詰め忘れました。この国民投票用のソフト変更にかかわって、システムの内容、それから、これからのこの流れ、あるいは住民への周知など、どのように取り組むのか、今わかっているすべてを教えていただきたいと思います。

57ページ、健康福祉課のところですけれど、老人福祉で、委託料、外出支援サービス970万2,000円計上されております。うろ覚えですけれど、昨年度は800万だったと思います。前年度比で170万、2年連続で200万近いお金が増額されているわけですけれども、利用者も急増しております。それもわかりますが、このまま来年度はさらに利用者はふえると思います。このまま単純にこの事業を継続していくのか、あるいは、これは私ども、ずっと要求している巡回バス、巡回バスというのは、バスを使うという意味ではありません。準公共交通的な住民の足を確保する、巡回バス的な要素を持っている制度などで、これを改善、新方式に転換して、住民の利便を図りつつ、経費の増加を抑える。そういうものを考えているのか、そのことについて伺います。

もう1点、63ページの予防費で、がん検診委託料があります。資料としていただいたもの もありますけれども、精検までは資料が出ているのですけれど、実際この中で、がんの発見 率というのはどの程度になっているのか教えていただきたいと思います。

以上3点お願いします。

- 〇議長(野村賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(君塚良信君) 最初の電算機のソフトの変更ということで、これはどういうこと かということと、国民投票とはどういうことかというご質問だと思っておりますけれども、 ご説明をさせていただきたいと思います。

これは、国民投票というのは、ご存じのように日本国憲法の改正手続に規定されておるとおり、衆参各議員の総数議員の3分の2以上の賛成を経た上で、国民投票により過半数の必要があると、これは定められておるわけであります。この国民投票に関する手続を、日本国憲法改正手続に関する法律というんですけれども、これがいわゆる国民投票法というわけでありますけれども、これは平成19年5月14日の日に成立をしておりまして、平成22年5月18日から、これは施行されることになるというふうになっております。その施行に伴いまして、大多喜町選挙管理委員会では、21年度中にその準備をしなければならないことになっております。

現在調整している選挙人名簿とは異なりまして、18歳以上が投票権を有するということでありますので、現在のシステムは使えないために、その名簿を作成するためにシステムを構築することになっておりまして、これは、国・県からの指示でもありまして、全額補助金ということになっております。

知っていることを全部言えということでありますので、この憲法改正の予定といいますか、フローといいますか、そういうものがどういうふうになるかということになりますけれども、先ほど申し上げましたように、22年の5月18日にこれが施行されるわけでありますけれども、施行されますと、憲法の改正が必要となれば、憲法の改正原案を国会議員の発議により行われまして、その発議によって行われるわけですけれども、憲法改正案を両院3分の2以上で可決することになっております。それが可決すれば、憲法改正の発議を、国から皆さんに、国民に示すことになっております。それが示されますと、発議した日から60日以降、180日以内に国会の議決した期日において、国民投票が執行されるところとなるわけですね。その投票の結果、賛成の投票総数が2分の1、いわゆる半分を超えた場合には、内閣総理大臣が直ちに憲法の改正を公布できるという制度になっております。周知はどのようにするかということになりますと、この手続法は、5月18日施行後、憲法改正の発議があったときは、国会内の各議員において、その議員の中から選任された委員で組織する国民投票候補協議会というものが設置されまして、そこで改正内容について作成された上、テレビ、新聞等で国民に周知されることになります。

そうしますと、大多喜町でも、そういう指導を受けながら、町の広報等を通じて、できる だけ皆さんにわかるような広報をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- **〇議長(野村賢一君**) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 57ページの外出支援のご質問でございますけれど、この外出支援につきましては利用範囲の見直し、拡大をしまして、登録者数については250名前後でさほど変わっておりませんけれども、利用者の数が確かにふえております。また、利用回数についてもふえております。確かに、200万くらい前年から比べればふえておりますけれども、この方式、方法ですか。方法につきましては、もう少しこの推移を見、その後を検討をしていきたいというふうに考えております。

それと、63ページの予防費のがん検診の関係でございますけれど、がん検診、検診幾つかございます。まずこの発見率でございますけれど、肺がんにつきましては、受診者が1,738人おりまして、2人、0.1%です。胃がん検診につきましては、受診者が919人、発見者がやはり2人で0.3%、大腸がん検診、受診者が1,100人おりまして発見数が1名、0.09%です。それと、乳がん検診、526人の受診者がおりまして、発見はゼロでございます。子宮がん検診につきましては、521人受診しまして、やはり発見率はゼロでございました。あと、前立線がん検診を行っておりますけれども、受診者が504人おりまして、11人の発見、2.3%です。以上です。

O議長(野村賢一君)ほかにございませんか。4番、小髙芳一さん。

○4番(小高芳一君) 私のほうから、4点ほどお願いをしたいんですが、わかりにくくなりますので、1点ずつお願いをしたいと思います。

まず、ページで68ページ、目の2の塵芥処理費、節11で印刷製本費の29万についてお尋ねをします。

これは、ごみ収集のカレンダーの印刷製本費が含まれておると思うんですけれども、過去にもカレンダーが見にくいということで質問等があったと思うんですが、私どもの地元の区長さんの中からも、非常に今のカレンダーが見にくいということで、ぜひ改善をしていただきたいというような話があります。これも、私のほうも要望しておりましたけれども、今回のこの予算でその辺はまず改善されておるんでしょうか、お願いをします。

〇議長(野村賢一君) 環境生活課長。

○環境生活課長(塩田常夫君) ごみの収集カレンダーのことでございますけれども、わかりづらい、あるいは見にくいということで、町民に大変ご迷惑をおかけしており、大変申しわけないと思っております。

現在、各家庭にお配りしております収集カレンダーは、本年の9月末、10月1日から新たなカレンダーを作成する予定でございます。それにつきまして、今まで多くの町民から、こういう見にくい、わかりづらいということで、わかりやすく、見やすいよう作成を検討するつもりでございます。よろしくお願いします。

- ○議長(野村賢一君) 4番、小髙芳一さん。
- ○4番(小高芳一君) ありがとうございます。ぜひ、経費のこともあると思いますけれども、毎日、毎日出すごみのことですので、老人の方も多くおられるし、予算もあるんでしょうけれども、その辺をぜひ改善をしていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

ページで34ページ、都市農村交流施設事業収入ということで、297万9,000円計上されています。あわせてページの78ページで都市農村交流施設運営費ということで269万9,000円の計上がありますけれども、これはイノシシの解体事業ということであろうかと思いますけれども、毎年このような形で予算のほうにのってきておりますが、現在の購入先といいますか、イノシシの購入先の地域別がわかりましたら教えていただきたいと思います。

それと、それにかかわります職員の従事日数につきまして、まずお尋ねをしたいと思います。

- ○議長(野村賢一君) どの課ですか。農林課ですか。 農林課長。
- ○農林課長(角田健一君) それでは、買い入れ先、そして職員の従事日数についてお答えいたします。

まず、イノシシの買い入れ先でございますが、君津市が現在71頭、南房総市が51頭、富津市が12頭、御宿町が2頭、鴨川市が1頭、大多喜町では14頭でございます。そして、職員の年間従事日数でございますが、これはことしの場合、今お話いたしましたけれど、151頭でございますが、これに対しまして、2人1組で引き取り、解体、残さの処理ということで、2人1組で年間延べ日数でございますが、95日従事してございます。

以上でございます。

〇議長(野村賢一君) 4番、小髙君。

○4番(小高芳一君) 収入が290万の予定で、支出が260万ということで、ほぼとんとんということなんですけれども、今、お話にあったとおり、人件費といいますか、職員が2人で95日ということですと、180日、1人つきっきりというようなことがあるわけで、経営的にはちょっと厳しいのかなというような気もいたします。しかし、本来の目的であります有害駆除、こういう面からは貢献をしておるし、またそれを有効に活用しようということでは、実績等も年々上がっているようであります。ですから、そういう意味では、今後も有害駆除という部分では続けてほしいというような気持ちもありますが、一方では大多喜の中では非常に少ないというようなことがありまして、町外からのほとんど搬入というような形になっておりますけれども、この辺はやっぱり地元の有害駆除ということが最優先をというような考えを持って運営をしていかなければいけないのではないかというような思いと、あと、この辺の問題について、これから行政でずっと対応していくのか、非常に難しい問題ではあろうかと思いますけれども、このままの形でいつまでもというようなことは非常に問題があるんではなかろうかと思います。そういう意味からいって、これからの方針、これからどうするんだという方針があれば、お聞かせを願いたいと思います。

〇議長(野村賢一君) 農林課長。

○農林課長(角田健一君) 先ほど申しましたように、地元大多喜でのまず搬入が少ないというものが課題でございまして、イノシシの捕獲の報奨金、現在これ1頭当たり8,000円を出してございますけれども、これに絡めましては、言うなれば搬入されたイノシシについての報奨金について、やはり野生獣の被害防止対策、この観点からも町内の捕獲のイノシシが1頭でも多く搬入されるようなこれからの措置、そういうものも、考えていきたいというふうに思っております。

それともう1つ、やはり搬入、いわば売り上げを上げるために、平成21年度から試験的ではございますけれども、今回予算の中に計上させていただいておりますけれども、シカ肉の販売、こういうものも手がけていきたいというふうに、今後検討していきたい、手がけていただきと。また、価格につきましては、今後また協議をしていきたいというふうに考えております。

そして、施設の運営面につきましては、現状、町直営で運営をしておりますけれども、捕獲頭数が急増しておりまして、1人解体業務、これが非常に増加しているためで、これからも、これまでも検討はしてまいりましたけれども、現状の単独での運営、これ大変厳しいものがございまして、現在会員の中で調整をしながら対処しているという状況でございます。

そしてまた、解体する臨時の職員でございますが、この方の都合もございまして、非常に 解体に制約されながら厳しい中での運営となっておりますので、将来的には野生獣被害防止 対策、この面からも、町内での搬入頭数をふやすような制度的な対策も含めまして、また、 経費の節減も図りながら、指定管理者への移行、こういうものも視野に入れながら検討して まいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(野村賢一君) 4番、小髙芳一さん。
- ○4番(小高芳一君) はい、わかりました。収入が300万弱で支出が人件費を入れれば1,000万ということで、いつまでも行政でやるには非常に難しいというふうに思います。そういうことから次に移行できるように、目標を持って今から対応をしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、3番目に、ページで88ページ、目の2宅地造成費ということで、節の19で負担金補助及び交付金ということで、城見ヶ丘団地の定住化の補助金ということで、1,000万載っております。収入のほうで、たしか2,500万ということで、今年度におきましても、城見ヶ丘団地の売り払いの収入ということで載っておりますけれども、今までは補助金がたしか300万で600万のって、予算ですと、収入ですと2,500万ということでありました。今回補助金を200万アップしたその理由、それから、予算にこうやって載っているということは、1,000万補助金を出しても2区画しか売れないという見込みなのか。そして、本来、当初この城見ヶ丘団地の造成に当たっての、本来の目的はどこにあったのかお聞かせをいただきたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(浅野芳丈君) 小髙議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、300万円から500万円にアップした理由でございますけれども、現状におきまして、 当初1戸売れたということでございますが、2年間たって売れたのは1件ということでござ います。

それと、理由としてもう1点ございまして、現状において、いまだに地域の販売価格と、 私どものほうの販売価格が相当に差がございます。そういったことで、上げさせていただか ざるを得ないという見解でございます。

内容につきましては、現状においてはあの近くの販売関係をつぶさに調べることが、なかなか難しいということでございますけれども、おおよその目安として8万円から12万円とい

うことでございます。その平均が大体都合10万円ということでございまして、それらの関係にしますと、私どものほうの関係が大体75坪ございまして、1,200万円から1,400万円の間ということで、平均1,300万円という状況でございます。

大体10万円を、民間の環境を10万円として75坪としますと750万円、そうしますと、その 差額が550万程度という状況でございます。そういったことから、私どものほうなるべく下 げさせていただいて、民間に近い形で提供する必要があるんじゃないかなということで、あ げさせていただいたということでございます。

それと、もう1点の見込みが2区画なのかということでございますけれども、これは今までの例からしますと、大体2区画程度を目安に売っていこうというような内容で考えておるわけでございます。現に昨年度、私どものほうにお話がございました関係は、2件ございまして、とりあえずもう少し時期を見てお話をさせていただくということで、その話の中途であるというような状況になっております。そういったものもかなり合わせますと、2区画を目標にということで、考えておるところでございます。

それと、当初の目的ということでございますが、私どものほうの目的につきましては、まずは地域に根差していただくこどが必要だろうかということでございます。人がふえなければ、地域の繁栄もないと。要するに、購買力もやはり地域に人がいてのことでございます。そういったことで、まずは人を地元に定住化させていくと。これが、一番大きな目標であったということで、考えてございます。

そういったことで、現時点で66区画、プラス大きなところが2区画ございますんですけれども、19区画、それプラス2区画がまだ売れておらないということでございます。そういったことでございますので、今後私どもとしては、インターネットであるとか、あるいは住宅展示場ですね、そちらのほうに赴きまして、こういったことでやっていくんで、なるべく紹介をしていただくということで、PRに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。4番、小髙芳一さん。
- ○4番(小高芳一君) 前にも質問をさせていただいたんですけれども、当初、300万の補助金をつけるについても、思い切った政策であって、なかなかそれすら難しい。というのは、今まで売った人と差ができてしまって、この説明がつかないという話をずっとされてきて、なかなか対応ができておらなかったということがありました。今回、前回300万のときも、

これ1回やって、また次にもし売れなかったら、また下げるのというと、また今回500万ですけれども、300万で売った人は、買った人はどうなんだという話になるわけだと思うんですね。だから、そういう意味でしっかりとした政策をきちんと確実に実行するような方向で行かないと、後手後手に常に回っているんではないかというふうに思うんですけれども、販売努力も今お話ありましたけれども、確実に2区画と言わず、常に販売努力をされるような形でやっていただきたいというのと、本来目的はそういう面にあるんで、余り価格のことを言わずに、もっとほかの面からもあそこに定住してもらうようなことを施策として考えていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(浅野芳丈君) 私どものほうも、その辺についての関係については熟慮した上で実施しておるわけでございますけれども、今後定住化等に向けていかなくちゃいけないということを、それと19区画残っておるということでございます。それをやはり解消して、私どものほうの一般会計等に返していかなくちゃいけないということがございます。やはり、それを優先していく、定住化等、それと返していかなくちゃいけないということを、やはり大きな目標に掲げていかざるを得ないということがございます。そういったことでございますので、ご理解をいただきたい。それで、私どものほうの販売関係ですね、それについて努力をしていくということで、その辺についてご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

O議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) まず、小高議員の質問に対しての関連なんですけれども、ごみ収集カレンダーの改善ということが出されました。それからもう1つ、防災無線であしたは何の日ですという放送があります。そのことはいいことなんですけれども、その次、ごみの出し方の正しい出し方に従って出してくださいというだけで、正しい出し方がどういうものなのか、具体的に言ってくれると、高齢者にとっては大変役に立つんじゃないかと思うんです。張り出している方もいらっしゃるかもしれませんけれども、その張り出しに対して見づらいというものがあって、それから、出し方が徹底していないために、特に資源ごみの関係で言えば、環境センターでの手間が余計にかかっているわけなので、その防災無線での連絡の内容を、もっとわかりやすい具体的なものに変えていく努力をしていただけないだろうかというのが

1点目。

それから、2つ目は、イノシシの解体の問題なんですが、本町からの持ち込みが非常に少ないと、じゃ実際どのくらいとれているのか、イノシシ捕獲の報奨金、どのくらい町のほうから出ているのかお伺いしたいと思います。それが、関連の質問が2点です。

それから、私の、また別の質問させていただきます。

43ページ、企画課のところです。

工事請負費で、歩道整備533万1,000円、これについて説明願います。

それから、同じページで、手数料の欄で手数料155万8,000円、これについても説明をお願いしたいと思います。

それから、建設課への質問なんですが、ここには予算化されておりませんが、私にとっては、継続の課題で町営住宅、テラスハウス型の一番古い形の2階建ての町営住宅、2階窓の改修というのをずっとお願いしております。おふろの修繕が終わったら取り組むという答弁もいただいております。いつ取り組まれるのか伺いたいと思います。

それから、学校給食で食材費が出ていると思いますが、賄い費でしょうか。学校給食にかかわらず、今食の安全ということが、大変国民の大きな課題になっております。特に、外国産食材が、町が食を供している施設でどのくらい使われているのか、教えていただきたいと思います。住民の健康を守るのも町の大きな仕事なわけですから、よろしくお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(塩田常夫君) ごみの出し方、ごみの正しい出し方で出してくださいと、防災無線を使って、たしか毎回、毎週放送しております。これをもっとわかりやすくということですけれども、ごみの正しい出し方で出してくださいというのは、カレンダーのほかに、もう1つごみの正しい出し方というのがあるんですけれども、カレンダーとこの色が一致しているようになっているわけなんですけれども、これによって、通常生ごみについては、そんなに問題ないと思うんですけれども、正しい出し方というのが、瓶類、あるいはペット、プラの関係で、正しい出し方というのは、中身が見えるように見える袋ということなんですけれども、つい最近なんですけれど、火曜日ですか、ペット、プラの収集があったんですけれども、いわゆる二重包装といいまして、レジ袋に入れたものを透明の袋に入れちゃってあるものですから、全く中身が見えなくて、その関係で収集がされずに残ったのがございまし

た。細かく放送できればいいんですけれども、一応カレンダーのわきにこれも一緒に張って あるものと思い、このごみの正しい出し方でお願いしているというのが現状でございます。 よろしくお願いします。

○議長(野村賢一君) 1番野中さん、これは予算関係とちょっと質問がずれているような気がしますので、よろしくお願いしたいと思います。

(「ずれてないと思うんだけれども」の声あり)

- 〇議長(野村賢一君) 次、農林課長。
- ○農林課長(角田健一君) イノシシへの報奨金の関係なんですが、現在、町内では250頭とれてございます。したがいまして、8,000円でございますので、200万計上しております。以上でございます。
- 〇議長(野村賢一君) 企画商工環境課長。
- ○企画商工環境課長(森 俊郎君) 私のほうに説明依頼がありましたのは、43ページの目の 企画費の中の15節工事請負費533万1,000円、説明欄には歩道整備工事ということで記載して ございますが、これにつきましては、ご承知のとおり、本年度ですね、21年度は日墨友好 400周年という記念事業が行われる年であるということでございます。それに基づきまして、 この工事費は、ご承知かと思いますが、大多喜城の敷地から大多喜高校におりる、昔は大多 喜高校側から見ると上段ということで、それに行く通路ということで、今、その道路は大多 喜高校側は桜の木が植えてありまして、上は大多喜城の敷地ということで、同じように桜の 木がたくさん植えられております。

そういった中で、今どういう状態であるかというと、斜面ということもございまして、桜の木も大分育って、根っこが道路の表面に出ているという状況でございます。そこで、そういったところを、現在、城下町散策ということで、これから春、毎週多くのお客さんが、今そこを通っております。そんなことで、今後は今以上に大多喜駅から、また城下町の散策、大多喜城周辺の散策、こういったことを1つのメーンのルートにつくり上げるということでございまして、いわゆるその道路の歩道の整備工事を本年お願いをしたいということで、533万1,000円の計上をさせていただきました。工事の手法等につきましては、余り、そんなに大げさにやりたくないということで今考えております。

次に、その上の12節の役務費の中の手数料155万8,000円という予算を計上させていただきましたが、これにつきましては、同様の日墨の友好400周年記念事業の一環といたしまして、現在、大多喜高校の下、またお城の下に、メキシコ通りということで、入り口にはメキシコ

のシンボル塔がございまして、そこから約200メートルぐらいあるんでしょうか、歩道を設けてございます。なお、歩道の下は斜面になっていまして、その下が夷隅川ということでございまして、通常ですと、かなりいい景観が見られるわけなんですが、どうも大多喜は竹が繁茂し過ぎまして、景観も非常に悪くなっているということで、やはり1つの御禁止川という、やはり大多喜城を際立たせる場面ということで、このあたりの整備ということで、雑木の除去、それをやる手数料でございます。

もう1つは、日墨交流の400周年ということで、街中とかお城まつりの会場等々に、横断幕をつくって、記念のムードを盛り上げようということで考えております。

さらには、先ほど申しました歩道の由来、あそこを多分通って、多分というか、あれが城 に上がる道だったということで、いわゆるその由来等々を書いた看板もつくろうと。あわせ て、大井戸の看板も大分古くなりまして、字も見えなくなってきたんで、それも今回、一緒 に整備をさせていただきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、400周年記念事業、ただ単に記念事業をやるということじゃなくて、 我々とすれば、城下町といすみ鉄道と大多喜城の歴史的なこういう文化遺産をさらに活用さ せていただきまして、観光客をもっとふやしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

〇議長(野村賢一君) 建設課長。

○建設課長(浅野芳丈君) 町営住宅のあのテラスハウス、それの2階部分、その関係のベランダということでしょうか、その関係をいつから始めるんだというご質問でございますけれども、私どものほうも、そのご質問等を踏まえて、いろいろな形で計画等を立てなければいけないということで、平成20年度でございますけれども、今年度、町営住宅補修計画というものを立てております。その中で、各住宅団地の要望であるとか、そういったものもすべていただきまして、その内容を補修の中に入れているという内容でございます。

その中で、11団地ある中で、ベランダ等が欲しいという内容が出てきたのが、新丁住宅、7軒のうち5戸が、その関係が欲しいと要望が出てまいっておる状況でございます。この関係の同じような形の住宅につきましては、4団地ございまして、26戸ございます。これもやるんであれば、すべてやっていかなくてはいけないんじゃないかということでございます。

議員さんのほうにも、私どものほうから、おふろが終わった時点でやっていくようなことでお答えをしてあるということで伺っております。今後、それらの要望等も踏まえまして、 今後、国のほうでお考えがある内容があるということでございます。現状で、橋の長寿命化 というものが、国のほうでやりなさいということで、出てきておりまして、それに対応していく必要があるということでやっておるわけでございますが、それと同じように、町営住宅の長寿命化の考えをもっていきなさいというものが出てきております。そういった中で、長寿命化の関係も含めて、このベランダ、それとも含めてやっていく必要が出てくるというふうに理解をしておりますので、その長寿命化の関係、それと一緒にやっていくような形でやっていくということでご理解をいただきたいと思います。

いつからということで、明言はできないんですけれども、近々行っていくということでご ざいます。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 〇議長(野村賢一君) 教育課長。
- ○教育課長(渡辺嘉昭君) 給食食材について、外国産食材の使用状況についてということで、 まず具体的な品名でお答え申し上げます。

まず、冷凍ブロッコリー、むきエビ、むきエダマメ、グリンピース、うずらたまご、サケ、 サバ、サワラ、ゴマ、小麦粉、アーモンド、国では10か国でございます。学校給食センター における外国産使用食材でございます。

使用状況でございますが、生野菜につきましては町内業者から買い入れまして、その際、 国産品を指定いたします。指定納入書により産地を確認し、さらにセンターで湯通しをして おります。

海外からの食材につきましては、納入業者へ農薬の残留基準について、法律に基づく検査 を厳しく行うよう指導しております。

細菌検査につきましては、年1回ではありますが、センターの経費において、抜き打ちで 実施しております。

食材については、極力、国産品の使用を考えておりますが、安定供給及び価格において、 外国産を使用せざるを得ない状況でございます。

外国産の食材については、先ほど申し上げました検査等に加え、センターにおいて加熱処理をしており、食材の安全性につきまして、細心の注意を払っております。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。

子育て支援課長。

〇子育て支援課長(磯野勝廣君) それでは、保育園のほうの外国産食材の使用についてご報

告申し上げます。

保育園については、具体的に申し上げますと魚でございますが、一部外国産とされているものがございます。先ほど、給食センターのほうと同じようですが、サバがノルウェー産。ノルウェー産と国産品のものを業者が切り身にしたものでございます。また、塩サケ、これもチリ産、あるいはまた北海道産と国内業者が切り身にしたものを納品しております。また、保育園ですから、おやつに出す果物のうち、バナナがフィリピン産でございます。ほかは、加工食品については多くの原産国が含まれておりますし、また給食センターと同じように、食の安全については、なるべく国産品を利用するようにしております。それから、商品規格書でどこの産地かは確認しておる次第でございます。

以上でございます。

- ○議長(野村賢一君) 特別養護老人ホーム所長。
- ○特別養護老人ホーム所長(岩瀬鋭夫君) それでは、特別養護老人ホームの外国産食材についてお答えをしたいと思います。

野菜については、里芋、これ冷凍ものでございますけれども、里芋でございます。それからカボチャ。魚類についてはギンムツ、ギンダラ、エビ。果物についてはバナナ。肉については、すべて千葉県産を使用しております。

以上でございますけれども、ホームについては、基本的にはほとんど千葉県産を使用しているということでございます。特に、野菜、葉物については千葉県産が多いということでございます。食の安全については、十分、納入について検証をしながら使用しておりますので、問題ないものというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(野村賢一君) 農林課長。
- ○農林課長(角田健一君) たけゆらのほうでも、外国産の食材を使用してございます。現在、郷土料理コーナーにおける、タケノコの年間使用量でございますが、約900から1,200キログラム、これの水煮缶、タケノコの水煮缶、これをタケノコカレー、タケノコラーメンというような形で、メンマ状の形で使用してございます。現在全量が中国産と聞いていますけれども、国産の水煮が非常に高いと。キロ当たり490円ぐらい。外国産が、中国産で100円くらいということで、今全量、中国産のほうでなっているというのが現状でございます。

先般、この件につきまして、タケノコをたけゆらの里大多喜のタケノコ部会が会合を開きまして、そういう中では4月から地元産のタケノコを加工していくということでお話を聞い

てございますので、ご理解いただきたいと思います。 以上でございます。

○議長(野村賢一君) 会議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午前11時10分)

〇議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

○議長(野村賢一君) 質疑ございますか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 先ほど、ごみ関係のことで、議案には関係ないと言いましたけれども、 ごみの収集がきちんとできるかどうかは、職員の配置の問題、臨時職員の賃金の問題等関連 がありますので、やはりここできちんと、経費削減のためにも住民ができるだけ効率的に出 せるような手立てをとるということは大事なことですので、議長がそういう形で発言を封じ るのは、私は問題があると思います。いかがでしょうか。

引き続き、私はその問題で意見を言いたいと思っております。言わせていただきますが、 よろしゅうございますでしょうか。

- 〇議長(野村賢一君) はい。
- ○1番(野中眞弓君) ごみの問題で、課長は出し方の一覧を出してあるから、それがなかなか見えない。現場で正しい出し方というのは、ごみの現場で困っていることを、ここをこういうふうに直してくれというふうに伝わることが正しいやり方だと思うんですね。ですから、今回……

(「議長」の声あり)

- ○議長(野村賢一君) 8番志関さん。
- **〇8番(志関武良夫君)** これは、直接予算のあれには関係ないことだから、そういう出し方とか何かの問題は、後で聞いてやってくださいよ。どうぞ。
- ○1番(野中眞弓君) はい。人の発言中、議長、指すのはどんなもんでしょうか。

できるだけ住民が暮らしやすい、それを追求するのは、やっぱり担当課の仕事ではないで しょうか。そういうふうに、現場の意見を聞いて、やはり今あるシステムを100%利用して いく。そういう姿勢をごみ担当ではなくて、ほかのことでも起きるかもしれませんけれども、 やっていく必要があるんではないでしょうか。今それが、ごみのところで出たわけですから、 担当課の答弁をお願いしたいと思います。

○議長(野村賢一君) 1番、野中さんに申し上げます。

先ほども言ったとおり、予算書のページ数と、その予算に関しての質問で、今、ごみの出し方とか、そういうのはまた後の何かの形で質問していただければ、よろしいんじゃないでしょうか。

- **〇1番(野中眞弓君)** じゃあ、予算書で言えば……
- ○議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。
- ○1番(野中眞弓君) あります。まだ終わっていません。
- ○議長(野村賢一君) 1番、野中眞弓さん。
- ○1番(野中眞弓君) それから、43ページの工事請負費533万1,000円の件で、メキシコとの交流400年記念としてということで、工事費だけではなく、あと看板とかそういうものに使うということなのですが、工事請負費の533万そのものも大変なお金です。今、こういう時世で、観光も、町の目玉にしようとしていることは、わからないわけではないのですけれども、400年記念と銘打って、何か記念的な事業をやるものであれば、もっと住民の生活を支援するようなもの、住民の生活が、住民のここでの暮らしがいいもの、住民をもっと励ますようなもの、そういうものに使うべきではないかと思います。

そして、大多喜城周辺については、ある意味では大多喜町の歴史的な遺産だと思うんですね。歴史的な遺産に、手をつけていくというのは、大変慎重にやらなければならないことだと思うんです。学問的なものも含まれている可能性もあるわけです。それを後世が手を入れるということについては、慎重にしなければならないと思います。歴史のものというのは、表面をきらびやかにして浮き上がらせることでは決してないと思うんです。大多喜町の今の施策って、どうも表面的なものを飾り立てて、厚化粧させてという面も、ほかから来た人には目立つというような話も聞いています。本当に地道なものを残していく、新しく厚化粧させる必要はちっともない。厚化粧させる分の費用で、住民生活を豊かにしていく必要があるのではないかと、今回この……

- ○議長(野村賢一君) 1番野中さん。
- ○1番(野中眞弓君) まだあります。今回、この工事については、雇用何とかという国 100%の事業、それがとれるのであれば、慎重に、歴史的なものに手をつけるという、慎重 にやっていたことと、もしとれないんであれば、この件については引っ込める、一般財源を

使ってやるのであれば、引っ込めるという考えはないかどうか伺いたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- **〇企画商工観光課長(森 俊郎君)** それでは、長々と言われたんですけれど、予算を引っ込めるつもりは全くございません。

今、企画課としては、間もなく圏央道の開通等々がございまして、城もできたんですが、 どうもまだ、その後フォローがなかったということで、逆に大変荒れてきております、竹生 えたり。また今、この道路にしても、林道のような格好で、水道ができちゃって、そこを今 観光客を実は歩かせているということで、城は立派なんだけど道路はこんな状態ということ で、あわせて、そういう歴史的なものもある程度手を加えていかないと、これは保存できな いという状況に来ておりますので、今後は本当にいいものであれば、町としては、極力予算 の範囲内において、整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかに。

(「関連」の声あり)

- ○議長(野村賢一君) 1番、野中眞弓さん。
- ○1番(野中眞弓君) 歴史的なものに対しては、やはり学者とか、そういうもののアドバイスを受けてやる必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- ○企画商工観光課長(森 俊郎君) やはりそのとおりなんですけれども、もう既に、擁壁を積んだり、いろんな形で整備はもうできちゃっているんですね。表面だけが、荒れてきちゃっていますので、当然桜の保存というか、保護も必要だし、また歩くに当たっても、木の根っこに人の足が当たってけがをしたりするという状態も当然ありますので、だから先ほども言いましたように、我々とすれば、そんなに大がかりなことはやりたくないと。また、お年寄りが非常に多いわけですから、手すりとかそういったことも考えていかなくちゃいけないということで、今考えております。

そういうことで、今後、そういうことが必要ということであれば、学者の意見も、文化財 審議会とか、そういったところございますので、そういった意見も取り入れて、整備に当た りたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。

10番、藤平美智子さん。

〇10番(藤平美智子君) ちょっと、ページ数のどこに入っているか、ちょっと見当たらないんですけれども、妊婦健診についてお伺いいたします。

現在町で、妊婦健診が5回まで公費負担となっているんですけれども、第2次補正予算に 盛り込まれた主な対策費の中に、妊婦健診が14回まで公費で助成というふうになっておりま すけれども、本町での取り組みについて、課長、お伺いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 予算書66ページの多分委託料の関係だと思いますけれど、確かに今ご質問のとおり、町では5回行っております。ただ、国からの通知の時期が遅かったの関係等もございまして、今年度、21年度につきましては14回やる予定、計画でおります。ただ、この予算には、この14回分まだ盛り込まれておりませんので、また補正等で対応させていただきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。4番、小髙芳一さん。
- ○4番(小高芳一君) ページで62ページ、保健衛生費の19の節で国保国吉病院の負担金についてお伺いをします。この4,952万6,000円の内訳をお願いします。

次に、いすみ医療センター、今年になりまして開業しましたが、全国で市立病院の経営が 非常に難しくなっている現状で、今後の経営の見通しといいますか、見込みはどうなのか。 そして、将来的に今回はかなり診療科目もふえるし、医師も多くなるということで、赤字も 大変心配されるところでありますが、今後の赤字の補てんが予想されておるのか、将来の負 担はどうなるのか、その辺につきましてお伺いをしたいと思います。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(苅米與ヱ門君) 小髙議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、組合関係ということでございましたので、うちのほうでわからない部分等ございましたので、事前に事務局のほうに聞いた部分もございますので、そこら辺を含めまして、ご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の国保国吉病院のこの負担金、4,952万6,000円の内容でございますけれども、通常分としまして13%、建設分として15%、通常分につきましては3,868万9,000円、建設分につきましては、新しい病院関係でございますけれども、1,083万7,000円でございます。通常分の3,868万9,000円の内訳は、病院に対する負担、これが2,373万5,000円、それと隣接し

ております介護老人保健施設、シルバーハピネスでございますが、それに対する負担が、1,495万4,000円でございます。これにつきましては、運営費となると思うんですが、そこら辺の関係が負担金として病院関係、また老人保健施設のほうの負担につきましては、当時建設しましたけれども、その建設の償還とか、借入金の利息というものでございます。

2点目の、いすみ医療センターの今後の運営見込みということでございますけれども、新病院の運営見込みにつきましては、医師の確保、また医療制度の改革等によりまして、大変、現在厳しい状況にありますけれども、医師につきましては、この4月から3名の内科常勤医師の勤務が決まったということでございます。だから現在3名ですが、これが3名ふえまして6名、6名体制ということでございますけれど、そういうことが決まっておりまして、今後療養病床について、医師以外のスタッフの確保を行い、療養病床についてはオープンさせ、収入確保を図ってまいりたいというふうに考えておるとのことでございました。

ただ、医療器械等の購入にかかる借入金の償還が5年以内と短い期間に返済することになり、これから、この減価償却費も大きくなりますことから、平成25年度ごろまでの負担が大きく見込まれており、その後、減価償却費等の減少により、運営も安定に向かうものと見込んでいるということでございました。

それと、3点目の病院運営が厳しくなって、赤字補てんが必要になってくることが予測、 予想ですか、されるのではないかということでございますけれど、現在新しい病院がオープ ンしたばかりであります。療養病棟のオープン等のときに収入の確保は図り、現在予定して いる大多喜町の負担以外の負担についてはないように、今後努力してまいりたいというふう に考えているということでございました。

以上でございます。

- ○議長(野村賢一君) ほかに質疑ありませんか。4番、小髙芳一さん。
- ○4番(小高芳一君) 今現在の大多喜町の負担の見込みというのはわからないんでしょうか。 前に資料はいただいたんですけれども、大分古い資料で、その後多分変わってはきていると 思うんですけれども、最終的な償還金の返済等については、ちょっと承知していないんです が、大まかにどのくらい今後なるというような負担の予想はないんでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君)** 確かに、建設分につきましては、5年据え置きの25年の年 賦償還、合計30年でございます。現在はこの利息部分の関係の償還でございますけれど、元

金につきましては、まだ手元のほうに詳しい資料等ございませんので、後ほどまた、お示し をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず本案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 私は反対の立場から討論をさせていただきます。

今、この厳しい経済状況の中で、町のやらなければならないことというのは、やはり住民 の生活を支えていく、こういうことが、町政の基本になければならないのではないか、こう いうふうに考え、この観点で21年度予算を見てみました。

今年度の予算総額は、前年度比で3億5,500万円ほど減額しております。理由の中で、最も大きいものは、西中の改築が終了したというということによるものです。町税や経済活動に伴う交付金は、軒並み減額になっています。これは、住民、国民生活が厳しくなっているということを証明しているものです。

ところが、だから21年度の財政は厳しいのかといいますと、これらの減額を補っても、十分足りるほどの交付税が、今年度は手当されています。決して、財政状況が厳しいわけではないと思います。その証拠は、赤字対策積み立てとも考えられる財政調整基金からの繰り入れは、前年度に比べ2億円以上少なくなっていて、昨年度の5分の1程度の5,700万にすぎません。こういうことを考えますと、今年度の町の財政は、締めて締めて、住民に負担増をしてもらわなければというものではないということが言えると私は考えます。

歳出のほうを見ますと、住民の求めているものは、無駄、不合理を省いてほしい。まず一番、議員の仕事に何を住民が求めているかというと、町政の無駄をチェックしてほしいということです。そして、この無駄、不合理なものを省いて、そして住民生活を支える事業を進めてほしい、こういう住民の願いに沿うものになっているかどうかということを、私は観点にいたしました。無駄や不合理なものを省くという点では、無駄ではありませんが不合理という点で、海外派遣が今回取りやめになったことは評価できますけれども、そのことによっ

て浮いた予算が、教育分野で有効に生かされているかというとそうではありません。

また、2点目として行革の一環ですが、集中改善プランというような、あそこに筆頭に上げられている、お城まつりやレンゲ祭り、余り住民が、準備はほとんど役場でやっているという、そういうイベントに対して、住民の気持ちは随分かけ離れているのですが、見直しに余り手がかけられていません。それどころか、今、景気の底が抜けようとしている、底なしの不況に陥ろうとしている時点で、観光という名のもとに住民の納得が得られないのではないかという、メキシコ400年関係の事業など組まれていることについては、非常に残念に思われます。

今度の予算が、では住民の生活を支えるものになっているかという点で、住民負担が軽減されたものとして、妊婦の健診が14回、公費負担になりましたけれども、これは国の事業であります。臨時職員の賃金が改善されたことも評価したいと思います。しかし、職員と比べ、今、世界の流れは臨時であろうとも、正規雇用であろうとも、同一待遇というのが、世界の先進国の流れであります。その差は、余りにもまだ大き過ぎます。行政にとって人件費は経費ではありません。特に、地方においては、地域活性化事業そのものであります。住民のふところが潤ってこそ、働く人のふところが潤ってこそ、地域が活性化されます。ですから、この臨時職員の賃金の改善、これもまだまだ及ばないものであります。まして、住民の負担増になる、使用料の引き上げについては、全く許しがたいものであります。

さらに、子供の医療費についても、若い世代に貧困が広がっていく中、負担軽減が求められていますが、一向に進んでおりません。介護保険についても、保険料31%引き上げに対して、一般財源から何の手立ても打たず、ただ、高齢者の負担増を傍観しているだけです。全体を通じて言えることは、右手で行革の名で住民負担をふやし続ける一方、左手で住民サービスを削るという、住民の暮らしを破壊する延長にある予算と言えます。これは、地方自治体の本旨、住民の福祉を増進させるということに、真っ向から背くものであります。

私は、今申し上げた点、至らないと申し上げた点の改善も求めて、21年度一般会計予算の 反対討論といたします。

以上です。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

4番、小髙芳一さん。

○4番(小高芳一君) 私は、賛成の立場から意見を言わせていただきたいと思います。

平成21年度の一般会計の予算は、39億5,000万であります。前年度と比べまして、3億5,500万の減ということで、率は8.2%の減で、大変厳しい予算であると思います。

収入の部を見てみますと、財源の根幹であります町税につきましては、本年度の予算は11億2,643万7,000円、前年度に比べまして5,291万の減ということで、率として4.5%。この中には個人、法人、ともに合わせて相当な減額になっておりますし、固定資産税の評価額等改定ということで、そちらのほうも合わせて、相当な減額というようなことで、町の財政はもちろんでありますけれども、住民の生活も大変苦しくなっているというような状況であろうかと思います。そういう大部分が減額の歳入の中で、地方交付税は13.9%の増ということで、12億3,000万を計上されております。

また、歳出におきましては、福祉あるいは医療関係の経費、それから地方債の償還ということで、増加になっておりますけれども、子育て支援の充実とか、あるいは高齢者、障害者福祉、健康増進などの健康保険の福祉事業、あるいはいすみ鉄道の対策、バス路線の対策等の事業を継続しております。また、大中の屋内運動場、さらには西中の屋内運動場、そして、庁舎建設等、今後を見据えた予算も計上されておりまして、きめ細かな対応をし、効率的な財政運営ではないかというふうに考え、町民の理解は得られるものと思うわけであります。

しかしながら、今後の大多喜町を考えますと、農業分野であり、あるいは商業、工業、そして観光の分野にもさらに力を入れていかないと、大多喜町の将来はないと私は思うのであります。そういう部分についても、さらに予算措置を含めて、強化な事業を展開していただきたい。あわせて、地方分権の時代を迎える中にあって、自立できる市町村を目指すという意味においては、さらなる新しい財源を構築する必要もあろうかと思います。例えば、ふるさと納税であったりとか、先ほど申し上げましたけれども、城見ヶ丘団地の、これは歳入という部分ではないのかもしれませんけれども、財産の処分も含め、さらには町には遊休地あります。こういうものを活用しながら、ただ国から来る予算だけでやって、それを配分するのではなく、職員の皆様のそういう工夫によって、新たな収入源を構築するようなことで、これから臨んでいってほしいというようなことを要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長(野村賢一君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号 平成21年度大多喜町一般会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第19号 平成21年度大多喜町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いします。午後は1時から会議を開きます。

(午前11時51分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、2番、小倉議員さんが議席につきました。

(午後 1時00分)

○議長(野村賢一君) 日程第2、議案第20号 平成21年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 今年度、いすみ鉄道は上下分離方式で、上の分の赤字に対して基金から繰り入れるということだと思いますけれども、前年度の上部分の赤字わかりますでしょうか。それが1点。

もう1つ、去年の7月に大多喜高校の同窓会の名簿で、中は、いすみ鉄道社長の吉田平さんのお手紙で、いすみ鉄道のサポート資金を送ってくださいというのに、いすみ鉄道の1,000円の、うちは2人おりますので2枚ありますが、このフリー乗車券が1枚ずつ送られてきました。この件について、お伺いいたします。

何枚配って、サポートを1口1万円が来たのか。それから、これの経費及び今回の赤字というか3,700万とのかかわり合いについて伺いたいたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(野村賢一君) 企画商工環境課長。
- ○企画商工観光課長(森 俊郎君) 送られてきたその中身について、私ども確認はしてなかったんですけれど、話は聞いています。中身は見たことないんですけれども、当然、私のうちではそういうのはなかったものですから、中身は見ていないんですが、フリー切符を送ったというのは聞きました。実は、それを送らせていただくに当たっては、同窓会の役員会に千葉県といすみ鉄道が行きまして、まず役員会の席でお願いに行きました。そこの席で多分検討していただいたと思いまして、それで、それなら応援します、支援をしたいということでありますけれど、実は大多喜町の大多喜の高校の同窓会のほうも、たしか同窓生が何万人といるということで、実は発送業務等については、どこかに委託をしているということは聞きました、その時点で。当然委託していますから、発送にかかわる費用については、細かくは知っていないんですけれど、多分負担はされたんじゃないかなということでございます。

現時点、ここでわかる範囲はそのくらいなんですけれども。したがいまして、それにかかる費用の額については、ここではわかりません。

以上です。

- ○議長(野村賢一君) 前年度の赤字は。
- **○企画商工観光課長(森 俊郎君)** それと、上下分離方式、昨年は上下分離方式になっておりませんので、実はその額をはじいてありません。そこで、額についてわからないんですが、大体5,000万とかそういう範囲だろうと思います、上の部分はね。そういうことで推移していると思います。

以上です。

- ○議長(野村賢一君) 1番野中眞弓さん。
- ○1番(野中眞弓君) これを発送するに当たっても、今、委託料がかかっているし、それから、これは全く期限なしの金券が配られているわけですから、この赤字の中、要するに経営の中では、きちんとしたこの使った分も、経費として計上されなければならないと思うんですね。その辺のいきさつについて、きちんと町として調べて、明らかにさせたほうがいいのではないか、すごく放漫会計というかね。これでもって、結果論で話をしてしまうことになるんですけれども、どのくらい戻ってきたのか。1口1,000円で回収できたのかわかりませんけれども、経費的にはやはり、かなりの赤字が見込まれるのではないかと、推測で物を言っています。厳しいさなかに、やはりこういうどんぶり勘定みたいな仕事をするというのは、許されないことではないかと思います。これが民間の会社であって、自分たちで責任をとる

んだったらいいのですけれども、こういう第3セクターで、しかもかなりの税金を入れて、何とかしようというときの意図はともかくとして、やり方としては問題があるのではないかと思いますので、町としてきちんと調査をしていただきたいと思うのですが。

- ○議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- ○企画商工観光課長(森 俊郎君) その件につきましては、赤字には多分なっていないと思います。相当額やっていただいたというのも伺っております。今後そういった額等につきましては、明らかになってくると思いますので、あわせてそのときにまた皆さん方にご報告を申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(野村賢一君) 1番野中眞弓さん。
- ○1番(野中眞弓君) 赤字になっていないということは、同窓生に送った数掛ける1,000以上のもの、プラスの経費以上のものが戻ってきているということですね。
- 〇議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。
- **〇企画商工観光課長(森 俊郎君)** 1人1,000円を送ったということの話ですか。
- ○1番(野中眞弓君) そうです。
- ○企画商工観光課長(森 俊郎君) それからいけば、ちょっとあれなんですけれども、そういうことで計算すれば、当然赤字になっちゃうと思いますね。したがいまして、いすみ鉄道そのものというのは、通常、乗っていても乗らなくても走っていますので、そこにおいては、現実的には乗ろうが乗るまいが経費はほぼ同じだということですので、そういう面でのカウントはしております。したがいまして、それを1枚1,000円で計算して、それを発行したから幾らということになれば、1万人も送れば大変な額になっちゃいますので、何億となっちゃいますので、それだけの寄附金はいただいていないということになるかと思います。以上です。
- ○議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず本案に反対者の発言を許します。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) いすみ鉄道及び支援している大多喜町が、いろいろなイベントを組んだりして頑張っているのはわかるのですけれども、例えば、今の問題のような、大ざっぱなこういうような事業をこれからも組まれる心配は、私は持っているわけです。そういう点で不安があります。

それと、分離方式で赤字が上のほうについても補てんされるということなのですが、やっぱり、かなりこの赤字幅って大きいので、もっともっと経営努力、必要ではないかと。民間だったら、本当にこの赤字だって爆発してしまうような額だと思うんです。そういう点で、一層の経営努力を願いたいという点で反対いたします。

- ○議長(野村賢一君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。 4番、小髙芳一君。
- ○4番(小高芳一君) 私は本案につきまして、賛成の立場から意見を言わせていただきたい と思います。

今、話がありましたけれども、いすみ鉄道の経営が非常にまだまだ厳しいものがあります。 そういう中で、民間のノウハウを取り入れてという意味合いにおいては、当然のことながら、 あらゆる事業、可能性を秘めた中で積極的に投資をしていくというのは、当たり前の話であ りまして、今回の大高の同窓生に送るというのは、最も最初にやるべき事業ではないかとい うふうに考えます。むしろ、そういうことをやらないことのほうが、もっと問題であろうと いうふうに考えますので、したがいまして、本案につきましては賛成をするものであります。 以上です。

○議長(野村賢一君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号 平成21年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第20号 平成21年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算は原案

のとおり可決されました。

日程第3、議案第21号 平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の議事を続けます。 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず本案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

1番、野中眞弓さん。

- ○1番(野中眞弓君) 国民健康保険は、去年25%近い保険料を値上げしました。今年度は去年に比べて、若干保険料の収集は下がっておりますけれども、依然として、国民健康保険加入者の収入に対する割合からいったら高いものであります。今こういう中にあって、保険料引き下げに対して、全く援助の手が町から入っていないこと、加入者にそのまま高い保険料を負担させていることに対して、制度は存続するけれども、そこで生活する人が、保険制度はあるけれども、医者にかかれなくなる。そういう状況すら生まれているわけで、町が本気になって保険料の引き下げしなければならないのに対して、これはやって、手をこまねいている。このまま高い保険料を続けていくということに対して、私の反対の討論といたします。
- ○議長(野村賢一君) 次に、賛成者の発言を許します。

8番、志関武良夫さん。

○8番(志関武良夫君) 今、野中議員のほうから言われましたけれども、人口の減少、そういうものの中で、収入もかなり減ってきているというような、そういう状況が出ていると思われます。したがって、やむを得ない状況が出ているんじゃないかというようなことで、私は賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号 平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計予算を採決します。 この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第21号 平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり 可決されました。

日程第4、議案第22号 平成21年度大多喜町老人保健特別会計予算の議事を続けます。 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず本案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号 平成21年度大多喜町老人保健特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第22号 平成21年度大多喜町老人保健特別会計予算は原案のとおり可決 されました。

日程第5、議案第23号 平成21年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 後期高齢者医療制度が入って1年になります。大多喜町における、1年間、普通徴収の方の滞納者数、どのくらいあるのでしょうか。

この1年になると、資格証を発行するということになっておりますけれども、その資格証に対して、悪質な、払えるのに払えない、特別な、そういう人には発行するけれども、払えない方についてはよく調査した上で保険証を発行するというふうに、後期高齢者連合の事務局のほうは言っておりますけれども、実際の仕事をするのは大多喜町の担当の方がなさるわけですが、そこの辺の資格証発効に対しての手続とか、町の基本的な姿勢とか伺いたいと思います。悪質だと思われる方は何名くらいいらっしゃるんでしょうか。

- ○議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君)** 現在、滞納の数字までは、はっきり手元に数字がございませんけれども、特徴、普徴の人数につきましては、特徴につきましては1,850人、普徴につきましては236人でございます。

そして、手数料につきましては200件、とりあえずやっております。

そして、滞納の数字等ここでつかんでおりませんので、滞納の数字につきましては、後ほどお示しをしたいと思います。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 違う違う、答弁もう一つない。

1年になるけれども、滞納者に対して資格証を発行することになるけれども、それに対する町としての基本的な考え方や対応をどう考えているかと。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君)** ただいまの質問ですけれども、規定に沿ってやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 後期高齢者医療制度にかかわらず、国保も介護保険もそうですけれども、これは社会保障であります。自助努力とか自己責任とかの問題ではなくて、行政があまねくだれにでも保障しなきゃならない問題です。そして年齢によって、差別をする問題でもありません。にもかかわらず、後期高齢者医療制度は医療費の削減ということを最大の目的で、高齢者に差別医療を押しつけるものですし、それから、負担能力のない方からも引っぱがそうとする、残酷な制度であります。今回、保険料の軽減という点では、多少の進展はありますけれども、根本的な解決ではちっともありません。

そして、社会保障として、町が住民にきちんと医療を保障する、今の答弁聞いていますと、 必ず保障するという態度に立ち切っているわけでもありません。高齢者としては大変不安で す。この制度がこのまま当町で進められていくことに対して不安を感じます。

反対討論といたします。

- O議長(野村賢一君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。
 - 8番、志関武良夫さん。
- ○8番(志関武良夫君) 賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成18年6月に、高齢者の医療の確保に関する法律が公布され、平成20年4月から75歳以上のすべての方が加入する新しい医療制度、後期高齢者医療制度が施行されることになりました。この医療保険制度は、賦課決定業務は保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合が行い、徴収業務については、広域連合に加入する各市町村が行うことと法律で定められていると認識をしております。

制度についての考えはいろいろあろうかと思われますが、今回、本議会に上程されました 平成21年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、賦課された保険料の徴収、 それに伴う必要最小限の事務経費につき計上したものであり、本予算内容につきましては、 適切であると考えます。

よって、本予算につきましては賛成の立場から討論とさせていただきます。

以上。

○議長(野村賢一君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号 平成21年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。 この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第23号 平成21年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第24号 平成21年度大多喜町介護保険特別会計予算の議事を続けます。 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、野中眞弓さん。

〇1番(野中眞弓君) 介護保険準備基金からの繰り入れのことについてお伺いします。

国からの通達ですと、介護保険準備基金は、前期までの保険料の余分にとり過ぎた分をため込んでおいたので、今回、保険料を上げないためにお使いなさいという、本来、ごくごくこれは当たり前のことだと思うのですが、そういうふうに言われました。五千何万準備基金がある中で、今回は千何百万かの繰り入れになっておりますけれども、それでもなおかつ今回の値上げは、軽減されなければ32%、段階的に多少の繰り入れなどで、来年度の値上げは31%になっていますが、31%、物すごい値上げなわけです。高齢者のこんな連続的な仕打ちというのは、年寄りはそれこそ早くおしまいなさいというのに等しいのではないでしょうか。これを、町が足りなくなったらちゃんと繰り入れるよということで、今ある基金を、それこそすべて1回ではありませんけれども、3年間にわたってになりますが、繰り入れていけばもっと低く抑えられるわけです。その町から、高齢者への、介護保険への繰り入れをするつもりはあるのかないのか、お伺いいたします。

- 〇議長(野村賢一君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(苅米與ヱ門君)** 準備基金の額につきましては、5,300万弱現在ございます。 ただ、20年度の特別会計の不足分の繰り入れ等、これから今後ございますので、そこら辺も 含めまして、第4期保険事業計画につきましては計画をさせていただきました。

そして、初日の日に条例の一部改正の中で、その金額につきましてはご説明をしてございますし、ご承認をいただいておりますので、その件につきましては、省略をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

1番、野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 反対の立場から討論いたします。

2点あります。

1点は、余りにも介護保険料の値上げが大きいことです。

この値上げの原因は2つあります。1つは、今まで保険料、財政全体の中で、1号保険者の負担率は19%だったところ、今度、お年寄りがふえてきたということだろうと思いますけれども、20%になって負担率全体が上がったこと、これ国の施策なんですが、あります。せめてそのくらいの町が出しても、私はいいのではないかという気持ちが大いにあります。

もう1点は、町の利用者がふえたことです。

年寄りがふえるから、利用者がふえるのは当たり前なのですけれども、その当たり前なことに対して、全部負担を住民にかぶせてしまう、この姿勢が私は間違いではないかと思います。

2つ目は、介護保険、きのう一般質問でやったのですけれども、介護認定が軽くなるというおそれがあります。負担はふやされ、サービスは削られる。こういう保険制度、本当、制度はあるけれども、利用者が大切にされていない。一番初めの介護保険が導入されるとき、保険があって介護なし、これがこの制度の本質だ。それが本当に現実味を帯びてきたのが、この4期のこの予算ではないかと思われます。そういう点で、このまま介護保険の予算が認定され、この線でいくことに対して住民として反対せざるを得ません。

以上です。

○議長(野村賢一君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

10番、藤平美智子さん。

○10番(藤平美智子君) 平成21年度大多喜町介護保険特別会計予算につきまして、賛成を する立場から討論をさせていただきます。

少子高齢化が急速に進む中、平成12年に介護を社会全体で支え合おうとしてスタートした 介護保険制度も、制度の普及により、多くの高齢者が介護サービスを利用されるようになっ てきております。

大多喜町におきましても、高齢化率が31%を超えている中、今後もさらに利用者がふえることが予想されます。これらの状況を踏まえるとともに、介護保険事業の指標である第4期介護保険事業計画の初年度に当たり、予算の推計、また実態等を考慮し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指し、予算を計上した予算編成をされたものであります。

以上を踏まえて、今年度介護保険特別会計予算については賛成をいたすものであり、賛成 討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号 平成21年度大多喜町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第24号 平成21年度大多喜町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決 されました。

日程第7、議案第25号 平成21年年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計予算の議事を 続けます。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、野中眞弓さん。

- ○1番(野中眞弓君) きのう一般質問で、介護保険の認定が変わることによって、施設の収入も受ける報酬も少なくなるのではないか。石川県のある70名規模の老人ホームでは545万減収が見込まれるということを申し上げましたけれども、今回の予算案では、前年度よりも介護給付費の交付金あたりは2,000万もふえているようになっておりますが、これは大丈夫なんでしょうか、いかがでしょうか。うちのほうの老人ホームでは、そういう心配はないのでしょうか。
- 〇議長(野村賢一君) 特別養護老人ホーム所長。
- ○特別養護老人ホーム所長(岩瀬鋭夫君) 仰せのとおり、認定が軽度で見られるということであれば、その心配はあると思います。ただ、この予算については前年度当初の比較で見てございますので、その軽減されるという見込みはしておりません。もし、そういうことが起こるとすれば、入所、あるいはそういう方面から検討せざるを得ないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号 平成21年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第25号 平成21年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計予算は原案の とおり可決されました。

日程第8、議案第26号 平成21年度大多喜町水道事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号 平成21年度大多喜町水道事業会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第26号 平成21年度大多喜町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第27号 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第27号 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計予算は原案のとおり可 決されました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長(野村賢一君) 日程第10、発議第1号 大多喜町農業委員会の委員の推薦についてを 議題とします。

お諮りします。

平成21年3月31日をもって、農業委員会の委員の任期が満了することに伴い、農業委員会 等に関する法律第12条第2号及び大多喜町農業委員会の委員の定数に関する条例第2条の規 定に基づき、議会が推薦する次期委員として、議案のとおり、大多喜町大田代339番地、野 村隆夫さん、大多喜町船子321番地1、鈴木善次さんの2人を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は、大多喜町大田代339番地、野村隆夫さん、大多喜町 船子321番地1、鈴木善次さんの2人を推薦することに決定しました。

◎日程の追加

○議長(野村賢一君) お諮りします。

ただいま町長から、議案第29号 平成20年度大多喜町一般会計補正予算(第5号)が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

議案第29号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。 職員をして議案をお配りします。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第1、議案第29号 平成20年度大多喜町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(君塚良信君) それでは、お配りいたしました1ページからご説明をしたいと思います。

議案第29号 平成20年度大多喜町一般会計補正予算(第5号)。

平成20年度大多喜町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,786万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,016万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正、今回の繰越明許費の補正につきましては、国の第2次補正予算による定額給付金並びに子育て支援特別給付金の支給に関し、平成21年3月4日に財源関連 法案が施行されたことによりまして、年度末までに支給に関する事務処理が困難であるため に、次のとおり繰り越しするものでございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、定額給付事業、金額 1 億8,220万8,000円。款 3 民 生費、項 2 児童福祉費、事業名、子育て応援特別手当支給事業、金額550万6,000円でござい ます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

今回提出する予算でございますが、国の施策で実施をする子育て支援特別給付金、定額給付金に関する予算のみでございます。この内容につきましては、昨日、議員全員協議会の席で、担当課より説明をいたしておりますので、概要のみとさせていただきます。

- 2、歳入、款14国庫支出金、目2国庫補助金、目6子育て応援特別手当補助金、補正額 504万円でございます。目7定額給付金給付事業補助金、補正額1億7,280万円でございます。
- 3、歳出でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目8諸費、補正額1億7,282万円、この定額給付金は平成21年2月1日現在、本町の住民基本台帳に登録されている者と、外国人登録されている者が対象となり、原則世帯給付されるものでございます。全額、国からの補助金でありますが、支給額は18歳以下と65歳以上は1人当たり2万円、19歳から64歳までは1万2,000円の支給となります。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、補正額504万円、子育て応援特別手当、これは140件 分の支給に関する経費で、全額これも国からの補助金であります。給付の対象は、平成21年 2月1日現在、児童幼児期にある第2子以降の子がいる世帯の世帯主に、一律1件当たり3 万6,000円を支給するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(野村賢一君) お諮りします。

4番、小髙芳一議員から、大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について の議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

提出された議題を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

職員をして、議案をお配りします。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

.....

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 追加日程第2、発議第2号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番、小髙芳一議員。

○4番(小髙芳一君) それでは、説明したいと思います。

発議第2号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を地方自治法第112条及び大多喜町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

初めに、提案理由を説明申し上げます。

3月6日の本会議において、大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例が可決され、「子育て支援課」を「子育て支援室」に、「環境生活課」を「環境生活室」に改正されました。これに伴い、大多喜町議会委員会の組織及び運営等に関し規定している大多喜町議会委員会条例を改正する必要が生じ、今回提案するものであります。

それでは、本文に入ります。

次のページをお開きください。

大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例。

大多喜町議会委員会条例(平成8年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「子育て支援課」を「子育て支援室」に、同号エ中「環境生活課」を「環境生活室」に改める。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第1回議会定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでした。散会します。

(午後 1時51分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成21年6月30日

議			長	野	村	賢	_
署	名	議	員	江	澤	勝	美
署	名	議	員	小	髙	芳	_